

平成 28 年 3 月 9 日

◎依光委員長 おはようございます。ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。
(10 時 0 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、16 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《危機管理部》

◎依光委員長 それでは、危機管理部について行います。

最初に、議案について、危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎野々村危機管理部長 それでは、今議会に提出しております議案について、その概要を説明させていただきます。まず、平成 28 年度の当初予算について御説明いたします。青いインデックス、危機管理部とあります危機管理文化厚生委員会資料、議案説明資料により説明いたします。

1 ページ目をお開きください。危機管理部は、左上に示しておりますように、県民の皆様が安全・安心に暮らせる社会を目指して、地震や風水害など自然災害や、鳥及び新型のインフルエンザなど、さまざまな危機事象に備えることを予算の基本としてございます。

特に、南海トラフ地震につきましては、来年度から新たに 3 カ年を計画期間とする第 3 期行動計画がスタートしますので、「命を守る」対策の徹底を図りますとともに、「命をつなぐ」対策を掘り下げ具体化するなど、第 2 期行動計画の取り組み結果から、特に重点的に取り組む住宅の耐震化の加速化を初めとする 8 つの課題を整理し、バージョンアップした対策に取り組んでまいります。

そのため、危機管理部として必要となる平成 28 年度の予算額は、右上にありますように 44 億 1,700 万円余。前年と比較いたしますと、対前年同期比で 84.2%、額で 8 億 2,700 万円余の減となっております。

新規事業を数多く追加しており、「命を守る」対策では、津波避難経路の現地点検を加速するための事業や、住民の津波からの避難を促すための事業。「命をつなぐ」対策では、

避難所の運営体制の整備を加速化する事業など、応急期の対策について。詳しくは後ほど述べますが、新規事業を数多く追加してございます。

しかしながら、第2期行動計画で比較的大きな事業だった津波避難路や避難タワー、津波避難シェルターといった津波避難空間の整備に一定のめどが立ったことで3億6,000万円余の減額となったほか、県内8つの総合防災拠点の整備が概成するとともに、防災行政無線の中継局の燃料タンク増強工事や防災作戦室の大型モニター整備が完了することによりまして3億1,000万円余の減額。さらには、航空隊基地整備が最終年度を迎えますことから2億3,000万円の減額となるなど、来年度の当部の予算全体では大きく減となっております。

それでは、当部の予算体系について御説明いたします。当部には3課ございますが、それぞれの取り組みごとに3つの柱を立てております。中ほどに記載しております危機管理部の予算体系をごらんください。

1つ目の柱、総合的な危機管理・防災対策の推進でございます。

まず、1つ目の黒丸印でございますが、南海トラフ地震発生時における燃料確保対策など応急対策の充実といたしまして、消防本部と共同によります燃料備蓄の推進やヘリ燃料の備蓄施設の整備といった取り組みをさらに進めてまいります。

2つ目の黒丸印でございます。災害時における確実な情報伝達・収集手段の確保に関しましては、住民の早期避難を促すための新たな手法の検討や、地震発災後、速やかに津波浸水エリアや被害の程度を想定し、その情報を関係機関が共有できる仕組みについての検討を進めてまいります。

3つ目の総合防災訓練や危機事象対策訓練などを通じた災害対策本部及び支部の対処能力の向上につきましては、南海トラフ地震対策推進地域本部の体制を5名増員し、充実させ、より実践的な訓練などを行いますとともに、各地域本部において、管内の出先機関と連携した近傍待機を来年度から実施することとしております。

次に、2つ目の柱、南海トラフ地震対策の着実な実行でございます。

まず、1つ目の黒丸印、「命を守る」対策の徹底につきましては、整備された避難路や避難場所など津波避難空間を使いこなし一人一人が確実に避難できるよう、地域本部が中心となって住民の皆様と一緒に避難経路等の現地点検を加速化させるなど、地域地域で津波対策の徹底を図ってまいります。

2つ目の丸印、「命をつなぐ」対策につきましては、不足しております避難所の確保対策を引き続き進めるとともに、地域の皆様が主体となって避難所を開設し運営するための体制づくりを進めてまいります。さらに、本年度に引き続き、応急期に必要な応急救助機関の活動拠点や支援物資の集積場所、応急仮設住宅の建設用地など、各種機能の配置計画の策定を進めるなど、応急期の対策をさらに掘り下げ、具体化してまいります。

3つ目の丸印、自助・共助につながる啓発の充実強化につきまして、地震による死者数を限りなくゼロに近づけるためには、自助や共助による取り組みが何よりも重要となります。このため、地震から早期に避難する意識の向上や住宅の耐震化、さらに地域で防災訓練への参加など、具体的な行動につながるようさまざまなメディアを活用した啓発を行うとともに、体制の充実を図った地域本部が中心となって、地域での取り組みを通じた顔の見える啓発にも取り組んでまいります。

3つ目の柱、Ⅲ消防力・防災力の向上でございます。

1つ目の丸印、消防防災航空隊の基地につきましては、最大クラスの地震津波に対してもヘリの運航が可能となるよう、現在、かさ上げ地において、事務所や格納庫などの建築工事を行っており、平成28年度の完成を目指して浸水対策を進めてまいります。

2つ目の黒丸印、消防団員の確保。これに引き続き努めてまいりますとともに、災害時に団員の命を守るために必要である救命胴衣やトランシーバーといった装備品の充実が早期に図られるよう、市町村への支援をしてまいります。

3つ目の黒丸印、地震火災対策につきましては、地震火災対策を重点的に推進する地区があります高知市など10市町において、対策計画を策定していただくためのワークショップの開催や計画づくりなど、市町村の地震対策を支援してまいります。

次の2ページから6ページでございますが、これは南海トラフ地震対策行動計画の4つの視点に基づきまして、当部の主要な事業を載せてございます。

その中でも、平成28年度の新規の取り組みを中心に御説明をさせていただきます。

1つ目の視点は、「命を守る」対策の徹底でございます。まず、左の上側の欄、**新**津波避難計画現地点検事前調査でございます。一人一人が確実に避難するためには、避難経路や避難場所の安全性が確保されなければなりません。そのため、本年度から、県内全ての地域津波避難計画について、現地での点検を実施しているところです。しかしながら、点検箇所が非常に多くあること。また、点検には、事前の点検と図面の作成、住民の皆様と一緒に現地での点検、点検結果の市町村との協議や住民の皆様への結果の説明会等、数多くのステップがございまして、点検作業に時間を要するといった課題がございます。そのため、これらのステップのうち、危険箇所を事前に確認することや、図面等の資料作成を平成28年・29年に実施予定の全ての地区で行うことで、現地点検の効率化を図り、取り組みを加速化してまいりたいと思っております。

その下、津波避難路・避難場所等の整備につきましてでございます。これまで、市町村の実質的な財政負担をゼロとする津波避難対策と加速化臨時交付金制度を設け、津波避難空間の整備を加速化してまいりました。その結果、本年度で9割以上が完成する見込みとなるなど、制度の目的は達成できたことから、平成27年度の予算により整備を行うものが対象としてございます。制度上、市町村に対しては、工事が完了した翌年度に交付と

なることから、来年度予算としては、本年度に整備を行ったものに対し交付額を計上してございます。

次に、右の下の欄でございます。地震火災対策の推進につきまして、本年度、県において作成しております重点推進地区での地震火災の延焼シミュレーション等の結果を市町村に提供いたしまして、来年度、既に計画を策定しています四万十市を除く 10 市町において、各地区の地震火災の様相を住民の皆様にご理解いただくため、また、それをベースに地震火災対策の計画を検討するためのワークショップの開催や、この計画を策定した地区への簡易型の感震ブレイカーの無償配布に対する支援を行うこととしております。

次、3 ページをごらんください。2 つ目の視点、「命をつなぐ」対策の掘り下げでございます。まず、左側の中段、応急期機能配置計画策定の促進でございます。発災後の混乱した状況の中でも、市町村内にある限られた施設や用地を効果的に活用し、迅速な応急活動を進める必要がございます。このため、応急救助機関の活動拠点や支援物資の集積場所、応急仮設住宅の建設用地、避難場所、救護所など、応急期に必要な機能の配置をあらかじめ検討しておくということが重要です。本年度に沿岸 19 市町村のうち 13 市町村で策定に着手しており、来年度は残る 21 市町村において計画の策定を支援してまいります。

次に、その下、高知市長期浸水域における津波避難の検証でございます。高知市の長期浸水につきましては、県全体でも応急対応や復旧に重大な影響を及ぼす課題として、これまでも対策を高知市と連携して検討してまいっております。しかし、今の地域津波避難計画では、住民一人一人がどこに避難しようとしているのか行政側が把握できておらず、確実に避難できるかがわかっておりませんでした。また、現状では、干潮時に水位が下がっても、徒歩で浸水圏外へ避難できない方が約 6 万人になると想定しており、救出に長期間を要することが大きな課題となっております。そのため、どこまでのエリアなら浸水区域外へ避難できるのか、現状の住民意識で安全な避難ができるのかなど、高知市が実施いたします避難行動に関するアンケート結果をもとにシミュレーションを行い、避難行動の検証をすることとしています。その検証結果をもとに、住民の皆様にご説明いたしますので、それをもとに、地域津波避難計画の見直しを行っていただくなど、住民一人一人の確実な避難の実現と迅速な救助・救出体制の構築に向けて、高知市と連携して取り組んでまいります。

次に、右の中段、災害時の燃料確保でございます。地震によりガソリンスタンドが停電した場合でも、消防や警察などの緊急車両や道路啓開を行う重機などに安定した燃料の供給が行えるようにするため、昨年度に引き続き、L 1 での津波浸水地域外の給油所を対象に、一定規模までは事業者負担なしとなります自家発電設備や緊急可搬式燃料ポンプの整備を進めてまいります。

次に、その右側の一番下の段、**㊦** 避難所運営対策の推進です。発災後、住民の皆様が主

体となって速やかに避難所を開設し円滑に運営していくためには、事前に避難所の運営について話し合い、運営マニュアルを作成しておくことが必要となります。しかしながら、作成が必要な避難所は現時点で県内に約 900 カ所と非常に多くあること。また、本年度に取り組んだモデル避難所 10 カ所でございますが、ここでは、作成まで約半年かかるなど、相当の手間と時間を要しており、これをいかに加速化させていくかが課題となっております。そのため、モデル避難所で作成したマニュアルや取り組みのノウハウなどを活用することで、作成作業を少しでも省力化するとともに、運営訓練を実施していただくことで、マニュアルの内容の充実を図るなど、工夫を行うことで、作成に係る期間を短縮し、また新たな補助制度を設け、マニュアルの作成や避難所の運営に必要な資機材整備への支援の充実を図り、取り組みを広げていくこととしてございます。

4 ページをごらんください。右側の上でございます。(新) 災害対策支部職員の近傍待機につきましては、勤務時間外における災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、危機管理部の幹部職員は今年度から近傍待機を実施しているところですが、来年度からは災害対策支部の設置に備え、各地域本部においても管内出先機関の管理職員等が当番制で近傍待機を実施いたします。

次に、右側、最下段。早期避難等情報発信システム整備の検討でございます。津波から早期に避難を促す取り組みとして、地震発生時に取得しました津波の発生に関する情報をいち早く確実に住民に伝達することで、早期避難率の向上を図ってまいります。この取り組みの中では、地震・津波観測監視システム、D O N E T やリアルタイムの被害想定、これ、G 空間の活用といった最新技術の活用も検討することとしてございます。

次に、5 ページをごらんください。上から 3 段目でございます。ヘリコプター燃料備蓄施設の整備につきましては、南海トラフ地震発生時に多くの地域が孤立することが想定される本県において、ヘリコプターなどの航空機による応急救助活動が大変重要であり、活動のために必要となるヘリ燃料の備蓄設備を県西部の黒潮消防署に整備することとしてございます。

次に、右上の応急救助機関の燃料確保につきましては、南国市消防本部と土佐清水市消防本部が整備する自家給油施設の新設にあわせて、県としても発災直後の応急活動に必要な燃料の備蓄を実施するものとしてございます。

その下、3 つ目の視点でございます。「生活を立ち上げる」対策でございます。被災後の着実な復旧・復興を目指し、引き続き事業者の事業継続力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、東日本大震災からの復興事例を参考にしながら、復興体制や復興方針の検討、さらには被災者の生活再建に必要な法制度の研究などに取り組んでまいります。

6 ページをごらんください。最後に、4 つ目の視点でございます。震災に強い人づくりでございます。まず、左上の上段、県民への啓発活動の充実強化でございます。昨年 9 月

に実施しました地震津波に対する県民意識調査の結果では、津波から早期に避難する意識率は7割となるなど、2年前の調査から横ばいとなっております。また、浸水区域内のお住まいの方のうち、4人に1人が津波浸水区域であることを認識していないなどということがわかりました。そのため、一人一人に正しく必要な情報が届くよう、地域地域で顔の見える啓発を行うことや、さまざまなメディアを活用した啓発、さらには自主防災組織のリーダー研修など、人材育成を通じた啓発など、これまでの取り組みを拡充し、強化してまいります。あわせて、各家庭に配布しております啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」につきまして、新たな項目を盛り込むなどして内容のバージョンアップを図り、全戸に配布してまいります。

以上が、来年度実施する主な事業でございます。

続きまして、議案説明書④（補正予算）について御説明します。④の37ページでございます。平成27年度2月補正予算といたしましては、総額で6億3,000万円余の減額をお願いするものです。これは主に、補助金・交付金の確定によるものです。そのほかに、防災無線の中継局の燃料タンクなどの工法見直し、その他、工事請負費や委託料に係る入札残、備品購入費等の事務費の減等による減額でございます。

次に、明許繰越といたしましては41ページをお開きください。事業名のところがございます。防災情報・通信システム管理運営費として、先ほど申しました防災行政無線中継局燃料タンクの改修工事請負費。また、次の総合防災対策費として、安芸の総合防災拠点におけます備蓄倉庫の建築工事請負工事費などにつきまして、関係者との協議や工事の設計などの計画調整に日時を要したため、合わせて2億2,000万円余。

また、44ページをお開きください。地震対策推進事業費としては、津波避難シェルターの整備工事請負費など。また、地域防災対策事業費としては、集会所耐震化促進事業費補助金や緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金で、現地での計画調整や市町村との調整に日時を要したため、合わせて7億6,700万円余。

次の48ページをお開きください。消防防災ヘリコプター運航管理費では、建築工事の計画調整に日程を要したため、4億7,000万円余の繰り越しをお願いいたします。

また、条例その他議案といたしましては、⑥議案説明書（条例その他）をお開きください。6ページでございます。高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例議案でございますが、これは学校教育法の一部改正に伴いまして、関連する条項について条例を改めるものでございます。

また、同じく19ページをごらんください。消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。これはボーリング調査の結果、建物の建築物の基礎くいの工法を変更したことに伴い、請負契約の一部を変更する契約を締結するものでございます。

このほかに、赤いインデックス、報告事項をごらんください。議案説明資料のほうでございませう。南海トラフ地震対策行動計画第3期は平成28年度から平成30年度でございませうが、これの概要についてでございませうが、後ほど担当課長のほうから説明させていただきます。

最後に、審議会の経過等を報告させていただきます。お手元の赤いインデックス、審議会等とつけております、A4横の平成27年度各審議会における審議経過等一覧表をごらんください。12月定例会以降に開催されます審議会といたしましては、高知県救急医療協議会のメディカルコントロール専門委員会を3月10日に開催する予定でございませうして、救急搬送の受け入れ病院の追加などについて見直しをする予定でございませう。

以上で、私からの説明を終わります。

なお、詳細は、この後、各課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

◎依光委員長 ありがとうございます。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈危機管理・防災課〉

◎依光委員長 初めに、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 それでは、危機管理・防災課の予算につきまして説明をいたします。

まず、議案資料ナンバー②の議案説明書でございませうが、まず歳入でございませう。72ページをお開きください。上から3つ目に危機管理費負担金というのがございませう。節区分に危機管理・防災費負担金がございませうが、これにつきましては、防災行政無線システムの保守・修繕に係る市町村からの負担金、34市町村にそれぞれ30万円余りの負担金をいただくということでございませう。

そのずっと下、国庫支出金でございませうが、節区分の(1)危機管理・防災費補助金でございませう。これは毎年、県の震災対策訓練を実施しておりますが、その財源としまして、防災・安全社会資本整備交付金を受け入れるものでございませう。

続きまして、歳出を御説明いたします。74ページをお開きください。まず、全体でございませうが、3危機管理費につきましては、来年度、8億583万7,000円でございませうして、平成27年度と比較しましたら6,000万円余り減となつてございませう。主な内容につきましては、先ほど部長の総括説明で若干触れましたけれども、防災行政無線中継局の燃料タンクの増強工事でありますとか、加えまして、総合防災拠点でありますとか支部体制の整備の予算、そういったものが平成27年度でおおむね概成することが理由になってございませう。

以下、右端の説明欄で主な項目について説明をいたします。まず、74ページの2自衛官募集等事務費でございませうが、これは法定受託事務として自衛官募集の事務の一部を県が

行う経費でございまして、募集事務に係る経費 40 万円につきましては、全額国費となっております。内容的には、自衛官の募集のためのポスターでありますとか事務的な経費でございまして。

次、75 ページをごらんください。3 危機管理・防災推進費ですが、危機管理部共通の事務経費に加えまして、24 時間即応できるよう宿日直体制をとっておりますが、そのための非常勤職員 3 名の人件費でありますとか、国民保護や鳥インフルエンザなど、危機管理に関する訓練経費等がここに計上されております。

まず、上から 4 つ目にモニタリングポスト保守等委託料、それから、モニタリングポスト設置工事請負費がございまして、これにつきましては議案説明資料で説明したいと思っております。危機管理・防災課の赤いインデックスが張ってございまして、その 7 ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、上段の取り組み状況のところを若干説明いたしますが、これまで伊方発電所等の再稼働の関係で、議会等でも説明をしてきましたが、伊方の発電所から約 50 キロの地域に梶原町と四万十市の西土佐地域が入るということで、現在、両市町と避難計画の策定を進めております。協議を重ねております。再稼働までに、それから遅くとも再稼働後の早い時期までということを目指して調整をしております。加えまして、市町村域を越える一時移転でありますとか避難ということもあえて想定をいたしまして、県の中に関係部局の関係課のワーキンググループをつくりまして、広域避難の計画も策定中でございます。その市町との検討、それから県庁内の検討の中で、現在のモニタリング体制で十分な対応ができるのかという課題が出てまいりました。

具体的には、真ん中のところにモニタリングポストの必要性というところに記載をした一覧表がありますが、現在、県内に 6 カ所のモニタリングポストがございまして。梶原町の太郎川、それから、四万十市、佐川町、あとは衛生研究所、本山町、安芸市とかに 6 カ所ございまして。それぞれ、梶原町については環境省、それ以外については原子力規制庁が設置をしております。これによりまして、通常時も放射線量がどれぐらいになっているか常時見れるようになってはいますが、その中で、先ほど言いました梶原町と四万十市西土佐地域が一番近いという中で、西土佐地域のほうにモニタリングポストがございませぬので、万が一事故があったときに正確な放射線量の把握ができないのではないかと、あるいは防護対策に支障が出るのではないかとという課題がありまして、このたび、新たに西土佐のほうにモニタリングポストを設置したいということで予算案を計上させていただきました。新たに設置することに加えまして、やはり事故が万が一起こった場合には、速やかにいろんな放射線量の情報を県民の皆さんに伝える必要があるということで、新たにホームページとかそういう仕組みを構築いたしまして、リアルタイムに放射線の情報が提供できるようなホームページの構築にも取り組みたいと考えております。ちなみに、右側のほうにモ

ニタリングポストの位置図、愛媛県・高知県というのがあります。愛媛県には50カ所ぐらいのモニタリングポストがございまして、万が一事故が発生した場合には、まず愛媛県内のモニタリングポストがどうなっているのかということは当然注視をいたしますけれども、それに加えて、今回、西土佐に新設するモニタリングポストも加えて、県内の放射線量がどうなるのか把握したいということでございます。

それでは、次に、もとの議案説明資料の75ページに戻っていただきたいと思えます。3危機管理・防災推進費の事務費の中には、新型インフルエンザとか、原子力の訓練・勉強会、市町村職員や県職員の災害対応研修、それから危機管理本部でありますとか災害対策本部、そういった必要な経費がこの中に入っております。

次に、4の防災情報・通信システム管理運営費でございます。これは、災害時に主要な情報伝達の手段となります防災行政無線でありますとか、総合防災情報システムなどの情報通信システムの保守管理に必要な経費を計上してございます。

最初の防災行政無線施設保守業務等委託料につきましては、県と市町村、消防機関、災害拠点病院などは地上系の防災行政無線で結ばれております。あと、県と国、それから県と災害対策の地域本部なんかにつきましては衛星系で結ぶという、そういう2系統の通信システムが防災行政無線でございますが、その維持管理を行う経費でございます。

次の2番目の総合防災情報システム保守管理委託料につきましては、災害情報を一元的に収集して、市町村とか関係機関との間で情報共有する、災害時の応急対応を円滑に行うためのシステムでございます。平成25年度に更新整備をしてございますが、その保守管理のための費用でございます。

一番下の総合防災情報システム改修委託料。これにつきましては、先ほど御説明しました情報システムでございますが、平成25年度に構築をしまして、平成26年度から運用しているんですが、例えば、昨年度の8月の大雨の災害で、実際に運用していく中で、市町村の職員とか、使う私ども県職員の中からも色々な課題が出てきてございました。具体的には、やっぱり操作性の向上ということで、例えばトップページを改修することで操作性が向上するとか、表示方法の変更をすることによってスピード化が図られる。あと、例えば、災害対策本部会議を開催する必要があります。そのときの資料作成につながるようなシステムにするべきじゃないかという、そういうような幾つかの課題がありまして、それに加えて、今年度、ヘリの離着陸場のデータベース化をするようにしておりますが、そういった機能も加えるということで、平成25年度に更新したばかりでございますけれども、実際の運用の中で課題が出てきたものについて速やかに修正をしたいということで、その改修の委託料でございます。

次、76ページをごらんください。まず上から3つ目に早期避難等情報発信システム検討業務委託料がございまして、これにつきましても、赤いインデックスのついております議案

の説明資料 8 ページのほうで説明をいたしますので、ごらんください。部長の総括の中でも少し触れましたけれども、一番上の現状の欄をごらんいただきますと、『津波からの早期避難』については、約 7 割の県民の方が「揺れがおさまったら、すぐに」避難を開始すると。その一方で、避難の開始には何らかのきっかけが必要とする県民の方が 2 割程度いるということがございます。そうした 2 割の県民の方に対しまして、迅速・確実な避難につながる情報を発信する仕組みを検討したいというのが主な内容でございます。昨日の予算委員会で部長が答弁いたしました、先に一番下のほうの既存のシステムをごらんください。〈既存システム〉と書いてございますが、現在、避難を促すシステムといたしましては、緊急地震速報とか、津波の警報、市町村長による避難勧告等というものがありますけれども、さらにはその右に記載のように、現在、津波や震度の観測でありますとか、研究がさまざまな機関で行われております。予算委員会で部長が説明いたしましたように、まず来年度、海洋研究開発機構でありますとか防災科学技術研究所と D O N E T の活用方策等の協議を進めるとともに、その協議と並行いたしまして、中段に記載してございます学識経験者から成る検討委員会を設置しまして、確実な早期避難の実現と、迅速な応急対応に必要な情報共有、そういった仕組みづくりについて検討をスタートさせたいと考えております。

次に、もう一度 76 ページに戻っていただけますでしょうか。上から 4 つ目に非常通信設備多重化検討業務委託料というのがございます。災害時の応急活動に不可欠な防災行政無線、地上系、それがございます。それから、衛星通信システムとか衛星携帯電話など、現状の非常通信システムについて、例えば、無線中継局、現在県内 16 カ所ございますけれども、その施設が被災した場合にどうするのかとか、既存のいろんなシステムが何らかの事情により機能が使用できないような、そういう万が一の場合を想定したときに、現状の県が持っているいろんなところと連携しているシステムだけで十分なのかというところをちょっと検討したいということで、現状の課題とか、その通信システムの今以上の多重化について検討を行うという委託料でございます。

その中の事務費でございます。1,800 万円余りでございますが、事務費には防災行政無線の修繕費とか通信費、そういった維持管理の経費、それから、県庁の 3 階に無線統制室がございまして、そこに非常勤職員がおりますけれども、非常勤職員の人件費などが含まれてございます。

次に、5 の総合防災対策費でございますが、これは毎年 6 月に実施しております総合防災訓練とか、災害対策本部・災害対策支部の訓練、それから、応急対策を行うためのヘリや車両燃料の確保など、そういった発災時の対応に要する経費などが含まれてございます。

最初の災害対策本部等震災対策訓練委託料と、次の災害対策支部等震災対策訓練につきましては、応急対策活動要領、県庁の B C P でございますが、それに基づきまして、本部・

支部の運営訓練、主に図上訓練になりますけれども、それを応急救助機関とかライフラインの機関、それから市町村にも参加して実施する経費でございまして、そのシナリオ作成とか、訓練運営の補助を委託するものでございます。

上から3つ目の総合防災訓練委託料につきましては、先ほど申しあげました6月の総合防災訓練のときの訓練シナリオとか会場のレイアウトなど、そういったものを委託するものでございます。

次に、下から2番目に災害対策支部整備計画策定業務委託料がございまして、これにつきましては、総合防災拠点につきましては計画的に整備を進めまして、今年度、一部来年度に繰り越す分もありますけれども、おおむね概成することになっておりますが、災害対策支部、これは主に今、地域本部が入っております土木事務所ではありますが、その庁舎の会議室を使用して、災害対策支部を立ち上げることにしておりますが、その、例えば電源とか、いろんな資機材などについて、まず拠点の整備を優先しましたので、十分にできておりません。まずはどういったものが要るかを調査をいたしまして、整備方針を立てた上で、計画的に整備をしていきたい。そのための計画を策定するための委託料でございまして。

次、77ページをごらんください。一番上の航空燃料タンク設置工事監理委託料と、3つ目の航空燃料タンク等設置工事請負費につきましては、今年度設計を行いました黒潮消防署の敷地内に設置する燃料タンクの設置工事を行うための経費でございまして。

2つ目の総合防災訓練用工作物等工事請負費につきましては、総合防災訓練に必要な倒壊家屋などの設置工事の経費となっております。

4つ目の防災施設整備事業費負担金につきましては、先ほど総合防災拠点はおおむね概成するという話をいたしました、宿毛市の総合運動公園も総合防災拠点に位置づけられておりますが、そこに宿毛市が備蓄倉庫を整備する計画がございまして、そこに県としての広域物資の搬送拠点機能を持たせるための整備のための県の負担金でございまして。少し詳しく説明いたしますが、県内8つの総合防災拠点につきましては、土木部が所管しております室戸につきましては、平成28年12月の完成予定ですが、それ以外の7つのところにつきましては、備蓄倉庫とか非常電源なんかは概成することなのですが、宿毛市総合運動公園では、県の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫、約70平米くらいなんですけれども、ここは国からの広域物資を受け入れる広域物資の搬送拠点に位置づけられておりまして、どうも県の備蓄だけでは、国からの物資のさばきができないのではないかと。現状では、体育館を使ってそういう機能を持たせようということにしておりましたが、ちょっと面積が足りないというところに宿毛市のほうが備蓄倉庫を計画するということがございましたので、宿毛市の備蓄倉庫に広域物資の搬送拠点機能を持たせるということで、県と宿毛市が半分ずつお金を出してそういう施設を整備するための負担金でございまして。

次の応急対策活動燃料確保事業費負担金につきましては、これまで高知市消防局と連携

いたしまして、高知市南消防署に自家用給油施設を整備しました。それから、高知市北消防署でもその計画をしておりまして、予算も認めていただいておりますが、来年度につきましては、南国市消防本部と土佐清水市消防本部に新設される自家用給油施設に、同様の燃料を確保したいと考えております。軽油が 12 キロ、ガソリン 8 キロというところの半分を県の負担として費用負担するというところでございます。

次、事務費につきましては、地域本部に非常勤職員がおりますが、その人件費とか、地域本部の活動に必要な備品、いろいろなものが入っております。

一番下、6 の災害救助対策費でございますが、これは平成 26 年度の 8 月の大雨災害のときに県の単独で被災者再建支援制度を設けまして、建物が全壊した方に支援を行っております。その県版の被災者再建支援制度につきましては総額 300 万円、それを市町村と 2 分の 1 で負担するものでございますが、基礎額が 100 万円ございますが、それはもう発災していることが認定されれば交付をいたしますが、その後、再建の方法によって 200 万円をお支払いすることにしておりますが、被災された方がまだまだ再建をどうするかが決定していないということがございまして、この予算につきまして計上しているものです。もし、再建方法が決定しましたら、市とともにその分を支出することにしてございます。

続きまして、平成 27 年度の補正予算について説明をいたします。

資料ナンバー④の補正予算の議案説明書、39 ページをごらんください。3 の危機管理費につきましては、補正予算は 4,455 万 4,000 円の減額となっております。

右側の説明欄で説明いたします。人件費の一般職給与費につきましては、例年、12 月補正で実施をしていますが、今年度は民間との絡みもございまして、全庁 2 月補正で行うことになっております。主に、人員の増減でありますとか給与改定によるものでございます。

次の市町村派遣職員費負担金につきましては、市町村から交流職員が来ておりますので、その人件費相当額を負担するもので、2 月補正で補正するルールになってございます。

2 の防災情報・通信システム管理運営費でございますが、まず、中継局燃料タンク改修工事請負費につきましては、中継局が 16 カ所のうち 14 カ所を今年度の予算で燃料タンクを増強する予算をいただいておりますが、14 カ所が全て山の中にございまして、実際の現地調査によりまして改修方法なんかを検討すること、それから入札減とかで、減額になってございます。

それから、事務費の減額につきましては、県庁の 3 階の防災作戦室の大型モニターの更新ですけれども、設計の見直し、それから入札減によりまして、減になってございます。

それから、3 番の総合防災対策費につきましては、本部訓練の委託料の入札減のほか、事務費の中には、総合防災拠点の備品購入の入札減とか執行方法の調整などによって、不用が出たものでございます。

最後に、繰越明許費でございます。41 ページをごらんください。先ほど部長の総括でも

触れましたけれども、まず、防災情報・通信システム管理運営費につきましては、防災行政無線中継局の燃料タンクの増強工事について、現地調査に非常に時間を要したということ。現地調査をして、その工法を検討するのに非常に時間がかかったということと、それから、それぞれが消防本部のほうに、燃料タンクですので届け出をして許可をいただかねばなりません、それぞれ所管する消防本部との調整に時間を要したことで、繰り越しになってございます。それから、防災作戦室の大型モニターにつきましても、既存システムとの調整に非常に時間を要したことで、この2つが繰り越しになってございます。

その下の総合防災対策費につきましては、総合防災拠点の備蓄倉庫・通信設備におきまして、それぞれ市の管理とか、県の管理のところは比較的スムーズにいけますが、そういった設置場所についての施設管理者との協議・工法に時間を要したことに加えまして、9月補正でお認めいただきました応急対策の燃料確保の委託事業につきましては、調査の対象の期間とか、施設などの把握、それから石油連盟との調整とかに時間を要しました。それから加えまして、航空燃料の整備の設計、これは黒潮消防署の分ですけれども、これにつきましても、黒潮消防署の中での設置場所とか、実際にその燃料タンクの規模をどれだけにするのか、実際のふだん使いがどれくらいできるかというところが一番課題になるんですけれども、それに時間を要しまして、若干の繰り越しになってございます。

以上で、危機管理・防災課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎依光委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 津波からの早期避難を促すための新たな手法の検討の中で、いわゆる情報を収集して、それをいかに県民に伝えるか、そこが一番ポイントになってくると思うんです。そのところは、この説明資料によると、全員の避難につなげるためのハード・ソフト対策の検討ということになってるんですけど、そのことで大体どんなことが想定されるのか。ちょっと我々、今現状で言うと、なかなかそれぞれに設置してある防災行政無線がよく聞こえないとか、そんなこともあったりするんですけども、その辺のところ、大体どんなことが想定されるようになってますか。

◎中岡危機管理・防災課長 まずは、現在、この資料の右下に書いてございますように、DONETとか、GPS波浪計とか、いろんな観測・研究がそれぞれの機関で行われています。予算委員会の部長答弁で申し上げましたように、まずは、どうDONETが活用できるのかを、まず中心に捉えながら、それを加えまして、ほかのGPS波浪計とか、そういったものをどういうふうに伝えられるか。今、気象庁で津波の警報とかが出るわけですけれども、気象業務法等の関係がございまして、直接県が気象庁と同じようなことは発することはできませんけれども、例えば少なくともDONETの情報によって、津波が観測されているというような情報を県として発信することができるのかできないのか、そう

いうところの研究、検討することが予算の主旨でございます。

坂本委員が言われましたように、確かに現場の防災行政無線が実際に聞こえにくいという課題がございますけれども、それは当然、それぞれの市町村、この中でも検討していきたいと考えています。

◎坂本（茂）委員 アンケートにも出てるように、揺れがおさまったらすぐにといい、約7割近い人、本当はこれを10割にまで高めていくのが一番なわけですけどね。こういう情報が出てからといい、その情報を待つことが避難のおくれにつながるわけですので、そこにやっぱり力を注いでいくということも一方でやらなければならないし、かといって、そしたらそこまで意識がいてない人に対してどうきっかけづくりをするかという、並行しての取り組みになると思うんですけども、ぜひそのところを両面から高めていただくようお願いしておきたいと思います。

◎西森委員 モニタリングポストの設置のことで、今回県が西土佐のほうに設置するというんですけども、梶原は環境省、そして、そのほか5カ所に関しては原子力規制委員会で設置しているということですけど、西土佐に関しても、環境省とか原子力規制委員会に設置してもらうことはできなかったんでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 それも検討はしました。要望活動を具体的にやっているわけですが、例えば全国知事会の中で、こういう放射線、原子力災害の話をお聞きする中でも、例えば原子力規制庁については、原発から5キロ圏内、30キロ圏内に対して予算を入れて、そこで速やかに逃げることがございまして、私どもがこういう避難対策に取り組んでいる中で、それは高知県だけではなく、他県でもそういう一連の取り組みをやっているところがございまして、そこに予算措置が願えないか全国知事会の中でも話をしましたが、国は、やっぱり5キロ、30キロ圏内が優先であると。30キロを超えるところについて、そういったものを全部やることになるとなかなか難しいということもございまして、仮にその要望をしたとしましてもなかなかクリアできないという判断で、県の単独でつけようということに至ったということでございます。

◎西森委員 リアルタイムでその情報を県民の方に伝えるということですけども、例えば揺れで電源が落ちてしまって、モニタリングポストからの情報が入ってこないとか、そういうことに関しては大丈夫なんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 そこにつきましては、結局、県民への発信はやっぱりインターネット回線を使ってということになりますので、今、西森委員の言われたところは課題としては一つあると思います。ただ、それをクリアできるところまではなかなか検討が及んでございませんので、まずはインターネット回線を通じてホームページなどで周知できる仕組みを構築したいということです。課題意識は持っております。

◎西森委員 そうすると、設置はしたけども、情報、データが入ってこないことも考えら

れるということですかね。

◎中岡危機管理・防災課長 先ほど愛媛県にも50カ所あると言いましたけれども、それは私どもの高知県だけではなくて、そのほかの、当然、原発に近いところのモニタリングポストについても同様の課題があると思いますので、それはちょっと今後研究していきたいと思います。

◎西森委員 それはちょっと研究をしてもらって、せっかくつけるわけですから、データが送られてこないと意味がなくなってしまうので、しっかりと対応していただきたいと思います。

あと、ホームページで県民の皆様にもお知らせをするということですが、このホームページでのお知らせはこの西土佐の部分だけですか。それとも、環境省、原子力規制委員会が設置しているそのデータも一緒に公表する形になるのでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 現在も原子力規制庁につきましては、愛媛県の部分につきましても、県のものについても、原子力規制庁のホームページで見れるようになってます。今回つくるものは県の単独ですけれども、それもあわせて見えるようにしたいと思います。例えば、愛媛県なんかは設定さえしていればもうスマートフォンでも今の状況も見れますし、緊急時にも見えるということもございますので、あわせて。

◎西森委員 せっかくですから、県のところを見にいけば、ほかも見れるような形をつくってもらえればと思いますし、また、一般県民にしてみたら、そのデータ、数値だけ見てもその数値がどうなのか、危険な数値なのかどうかがわかってないわけですね。そのあたりも何かやっぱりわかるような形での情報提供もしていただきたいと思うんですけど。

◎中岡危機管理・防災課長 梶原町、それから四万十市と具体の避難計画を検討する中でも、やはり一部、高知新聞にいろいろ環境研究センターという民間シンクタンクの情報も出ましたけれども、実際にどれぐらいの放射性物質が来て、どういう被害があるのかというところが、市町村役場の方もそうですし、私たちも十分でないかもしれませんし、県民の方もわからないと。そこがやっぱり一番の不安だというところがございますので、放射線を正しく知るといいますか、そういったところの取り組みはやっぱり要るのかなど。そういうことを一部理解していただければ、放射線の数字がどういう意味を持つのかもわかってくるのではないかという考えは持っております。

◎西森委員 ホームページをせっかく開設するわけですので、その中でも説明もしっかりやっていたきたいということを最終的に要望しておきたいと思います。

先ほどの電源、ここは非常に大事な部分ですから、ちょっとまたどういう検討がなされていくのかについてはちょっと注視をしていきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 関連してですけども。予算要求の中に、例えば自家発電をすとか、あるいは、場合によってはソーラー発電の施設をそこへ設置して、一定蓄電機能も持たせ

て何日間かはできるとかいう、そういうのも一緒にしないと、この予算要求の額の中で果たしてできるのかということになってくると思うんですけど、その辺はどうなの。

◎中岡危機管理・防災課長 現在の6カ所のモニタリングポストにも、先ほど御指摘のありました非常用電源の部分はございません。正直申し上げまして、この今回の新しいモニタリングポストにつきましても、これまでの今の6カ所と同様のことで考えておりまして、ちょっとそこは課題かなという認識は持っています。

◎坂本（茂）委員 そこが課題やと意識しちよつたら、その課題の部分を解決した上で、逆に言うたら、補正を申し込まざるを得んぐらいに額が膨らむのであれば、ちょっと執行をとめて、6月ぐらいで補正かけるとかして。一遍やってから後づけでというたらまた余計経費もかかると思うので、そこはぜひそうしていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 そこも今、どれぐらいの経費が要るかというのはちょっと把握してございませんので。ただ、予算の執行の段階でそれも含めて何とかする。どうしても足らなかつたら、そこも含めて検討はしてみたいと思います。

◎野々村危機管理部長 発注までの間に、そこはどれだけのものが要るのか検討させていただきます。6月ないし9月までに、そこは補正が必要であればまた補正で対応するという事で検討させていただきます。

◎吉良委員 それはそれでお願いしたいんですけども、その数値によってどのように各市町村が避難をしていくのかと、どういう行動をしていくのかが当然、附帯して出てくるわけですので、原子力災害のときの避難計画の策定と、それから知識も含めて、どのように訓練をなさっていくのかについても、あわせて提起していく必要があると思うんですけど、それは今どんなになっていますか。

◎中岡危機管理・防災課長 先ほどちょっと触れましたように、栲原町と四万十市とは避難計画の検討を進めてございます。その中で、住民の方へどうやって伝えるのかが課題として出ております。情報の伝達につきましては、既存の防災行政無線で災害時にも情報伝達はしていますので、そういうものを活用して伝達することは可能だと考えております。

◎吉良委員 それで、避難計画含めて、市町村の職員がまずどういう行動するのかということ、具体的な行動計画なんかも必要ですよ。それについては。

◎中岡危機管理・防災課長 それを避難計画の中で盛り込むことになりますので、今、検討しているところでございます。

◎浜田（英）委員 モニタリングポストの件ですが、地図上を見てみますと、愛媛県の西条側にも一つありますけど、できたら栲原のもうちょっと上の瓶ヶ森あたりとか、寒風山のあそこら辺にも一つあったら、この間うんとあいてるような気がしますので、それもまた検討なり要求なりしてみたらどうでしょうか。季節風によって、地上へおりの風と山

へふっと吹き抜ける風があった場合は、ひょっとしたら瓶ヶ森あたりを越してやってくる可能性もあるので、何となくここら辺が手薄なような気がしてならんので、そのことも検討いただきたいと。

◎中岡危機管理・防災課長 わかりました。検討いたします。

◎桑名委員 現在行われている観測や研究の例ですが、これは大体、予測とかじゃなくて発災後どうなるかっていうことの情報ですよ。

◎野々村危機管理部長 基本的に、D O N E Tにいたしましても、G P S 波浪計を使ったシステムにつきましても、発災後すぐ予測するというシミュレーションシステムでございます。

◎桑名委員 予知・予測というのは前も議論があって、それを県民に地震が来そうだって言って県がやることは、それは私もなかなか大変なことだと思いますけど、ただ、今いろんな技術が進んで地殻変動が起こってるのがわかって、大体マグニチュード6以上ぐらいになってくると、ほとんど地殻変動が読み取れてますよね。ただ、そういったものを県民に知らせたらまた動揺もするんですが、県庁内の皆さん方がそろそろ何かが起こりそうだっていうことを予知、知るためのシステムは、今、多分あるんですよ。なかったらなかったでいいんですけども、やっぱり急にどかんと地震は来なくて、ちょっとずつずれていつている、そういったデータは皆さん方欲しいと思わないですか。考え方の問題で。

◎野々村危機管理部長 いろんな予測システムを研究されておられます。確かに、今言われているのは、恐らくG P S による陸域の移動の話だろうと思います。でも、それもじゃあどの段階で発災するということころまでは、結構スパンが、時間スパンがかなりあるということもございます。そういう勉強はしていかなんといかなんとは思ってますが、現時点で何とかそれを業務へ使うとまではなかなか厳しいかなんと思っております。

◎桑名委員 いや、地震がいつ来るとか、あした来るとかじゃなくて、やっぱり動き出している、何もなかったら多分何もない状態なんですよ。でも、どんどん動き出してきたら、それが1カ月後かもしれないけれども、職員の皆さんも、このデータを見てどう感じるかで覚悟が違ってくると思うんですけどね。いきなりここにどかんと来るよりはですね。いや、それを県民の皆さんに知らせるとかそんなことではなくてですね。そんなに今そのデータもらうのは高いものじゃないと思うので、そこは県庁の中でも参考に持つ必要があると思うんですけど。

◎野々村危機管理部長 勉強させていただきます。

◎桑名委員 そういう考え方もあるということで、結構です。

◎西森委員 僕はもうその予測の件に関しては本会議とかでも質問したけれども、これは心構えという話もありましたですけども、ここはやっぱりアンテナを張りながら、ぜひやってもらいたいと思う。その地殻の変動もそうですけども、例えば電磁波とか、そうい

うような情報もやっぱり県庁として仕入れていくと。そういう数値が変わってきているのが、今回わからなかったとしても、地震の発災と時期的なものがずれていく中でなかなかつながりにくいようなものがあったとしても、次の南海地震、その次の南海地震のデータとしては絶対にこれは重要な蓄積になっていくと思うんですよね。そういうことから、ぜひ取り組んでいただきたいということを重ねて要請・要望をさせていただきたい。よろしくをお願いします

◎依光委員長 ほかにないですかね。

総合防災情報システムの改修が1,541万9,000円ということで、自分も3年前にちょっと予算委員会でやらせてもらって、そのときの話が静岡が結構進んで、「ふじのくに防災情報システム」というのがあって、そこを参考にしながらやったら問題ないんじゃないかと、今回、市町村の要望で扱いにくいというような話があったとお聞きしたんですが、この情報システムってすごく大事で、要はマンパワーが足らん中で、その中で一番核になるシステムなんですけど。連携する相手の市町村のほうが使いにいくとか。マスコミの方への情報提供もそこからできると。ただ、マスコミの方はそこを余り信用してなくて、電話をばんばんかけて、市町村も結構混乱したということも聞いて、そこら辺で全国的に9県知事会とかもあって、南海地震の関係の件もあるわけなんですけど、そのほかの県との比較というか、その情報収集みたいな、そんなところはいかがですか。

◎中岡危機管理・防災課長 まず、委員長先ほど言われましたマスコミの部分なんですけれども、平成25年度の改修のとき、今回の今のシステムはLアラートといいまして、公共情報コモンズという仕組みも取り入れまして、去年もそうですけれども、市町村が避難情報とかいうような被害情報を入れましたら、それがそのままマスコミに流れるようになります。これまでは先ほど委員長言われましたように、災害の情報がわからなかったので、市町村にマスコミの方がばんばん電話をかけて、市町村の職員の手がとまるということがございましたが、このシステム、Lアラートを入れたことによって、マスコミの方もある程度当たりをつけて、疑問点だけ聞くことにしてまして、市町村のほうからもマスコミの問い合わせが前と比べて非常に少なくなったということはいただいております。

もう一点は、他県の部分でございますが、十分に他県の情報、システムというのは把握ちょっと今できてないんですが、四国の各県では、今後、各県の持つ防災の情報システムのいろんな連携を今後研究していこうということが議題に上がってございまして、そういう中でちょっと勉強していきたいと思っています。

◎依光委員長 要請にさせていただきますが、自分、静岡で聞いたときには、静岡のシステムを全国に広げていきたいと。それは何かっていうたら、静岡がやってるのを全国で使えるようにすれば、自衛隊とかとも連携もしていて、国が新たに新しいものをつくるみたいな話もあって、そうすると、国に採用されたらこの静岡のほうが使えんならぬとい

うことがあって、聞いたら、システムをそのまま高知県に導入したら安かったりもしたので、そんな提案もさせてもらったんですけど。今回、改修ということですけど、できるだけ他県の状況とかもぜひ調べながら、やっぱり市町村との連携、自衛隊の連携、消防とかもですね。何かあったときには一番頼れるシステムになるように、ぜひお願いします。

◎坂本（茂）委員 近傍待機。当面は、これは管理職員で対応するというように思いますが、近隣の職員住宅で一定近傍待機用の部屋を構えて、そこからすぐ行けるようにという。例えば、想定されるところで、どここのところはどこ、どこはどこかもう決まっているんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 それぞれ5つの支部がございまして、職員住宅を一室借り上げてまして、そこを危機管理部の所有ということで、リフォームはできませんが、ベッドとか、いろんな必要なものは整備をいたします。ちょっと場所が今すぐ出てきませんが、それぞれの地域で、例えば安芸であれば東山というところがありますけど、それも職員住宅です。今あいてる状況がございまして、単身用の部屋もありますし世帯用の部屋もありますけれども、それぞれ職員住宅を一室借りることにしています。それで、主に時間外の対応になりますので、それぞれの出先機関の中の管理職等以上の方がローテーションで1週間交代で入ると。基本的に、近傍待機は朝からといいますか、勤務時間外17時15分を超してから朝までの間、それを1週間は基本的にその宿舎で過ごしていただくと。ただ、条件としましては、その宿舎にずっとおるわけではなくて、災害対策支部が設置される事務所からおおむね30分ぐらいのところを所在していただければ、ずっとその部屋におるといような規定は設けてございません。

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎依光委員長 続いて、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 それでは、南海トラフ地震対策課の平成28年度当初予算案につきまして、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書の②、当初予算の79ページをお願いいたします。まず、歳入です。14款諸収入の6目危機管理部収入は、後ほど説明します高知市長期浸水域での避難シミュレーションに係る高知市負担分と、臨時職員の雇用保険の本人負担分でございます。

次の、15款県債の3目危機管理債は、これも後ほど説明しますが、市町村が行う地域防災対策総合補助金や緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業、地域集会所耐震化促進事業に充当するものでございます。

続きまして、80ページをお願いします。歳出でございます。南海トラフ地震対策の予算総額は28億5,514万1,000円で、対前年度比約81%、6億6,078万7,000円の減となっております。減額の主な要因としましては、室戸市に整備しております津波シェルター

の整備工事の完了や、中山間地域におけます孤立対策としての緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業における整備箇所数の減。地域の実情に沿った防災対策を推進するための津波避難対策等加速化交付金の減。避難所の確保対策となる地域集会所耐震化促進事業における箇所数の減などによるものでございます。

それでは、右端の説明欄に記載してございます細目事業に沿いまして、その主なものを説明させていただきます。

まず、2の地震対策企画調整費は、関係都道府県等と連携しまして、広域的な課題の検討など地震対策を総合的に推進するための経費です。2項目めから5項目めまでは啓発に係る予算となっております。なお、県民の啓発に係る全体的な取り組みの詳細につきましては、後ほど議案説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

2項目め、震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会運営委託料は、南海トラフ地震に関する県民向けの普及・啓発のための講演会の事前準備や当日の運営などを委託するものでございます。

その下、番組制作放送等委託料は、県民の皆様には南海トラフ地震を正しく恐れ、備えていただくために、本年度に引き続きまして、テレビ、ラジオ等のマスメディアを活用して啓発を行うものでございます。

その下、南海トラフ地震啓発パンフレット作成等委託料は、平成25年に改訂しまして、各家庭に配布している啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」につきまして、住宅の段階的な耐震化の支援策、あるいは地震火災対策、県民に担っていただきたい役割として、避難路・避難場所の現地点検や避難所運営マニュアル作成の取り組みなどを周知していくようバージョンアップを図りまして、全戸配布するものでございます。

その下、地震対策啓発DVD制作委託料です。発災直後の避難から始まりまして、復興に向けて生活を立ち上げるまで、県民の皆様には一連の流れをイメージしていただき、その過程で県民の皆様には担っていただく役割、これを啓発を行うためのDVDを作成するものでございます。

その下、南海トラフ地震に関する都府県連絡会負担金は、南海トラフ地震により被害を受けることが予想される都府県が情報交換等を行いまして、相互に連携を図るために設置した会議の負担金となっております。

その下、自治体災害対策全国会議負担金は、全国の自治体職員が被災地における被災経験に基づいた復旧・復興への取り組みを共有するとともに、今後発生が予想される巨大災害への備えを考えるため設立された会議への負担金となっております。

一番下、事務費につきましては、臨時職員1名分の賃金や国の政策提言のための旅費のほか、南海トラフ地震から早期復興を実現するため、あらかじめ復興の基本方針の検討を行うための経費などになってございます。

次の 81 ページをお願いします。3 の地震対策推進事業費は、長期浸水対策の推進、防災に関する人材の育成や事業者の防災力を向上するための活動を支援するための経費となっております。

1 項目め、南海トラフ地震高知市長期浸水避難対策事業委託料につきましては、後ほど議案説明書に基づきまして詳細を説明いたします。

その下、南海トラフ地震須崎市長期浸水対策事業委託料です。須崎市においても、高知市と同様に、長期浸水域が発生することが予想されてございます。須崎市では、防災拠点となる市役所、地域の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院、これが孤立することが予想されますことから、浸水が解消されるまでの日数とか、浸水エリアがどのように解消されていくかについてのシナリオを作成しまして、救助・救出などの具体的な対応策を検討するものでございます。

その下、南海トラフ地震対策優良取組事業所認定事業委託料。これは事業所が南海トラフ地震への備えを始めるきっかけとなるよう、すぐれた取り組みを行っている事業所を認定するものです。平成 25 年度に制度を創設してございまして、これまでに 23 の事業所を認定してございます。委託業務の内容は、事業者向けの説明会、あるいは審査会の開催準備などを行うものとなっております。

その下、防災士養成研修実施委託料です。これは地域での防災活動の担い手となります防災士、これを養成するための研修会の運営を委託するものでございます。防災士の養成には、平成 25 年度から取り組んでございます。669 名の方が県の研修を受けまして、防災士資格取得試験に合格してございます。来年度につきまして、300 名の養成を目標に取り組んでまいります。

その下、事務費につきましては、事業所向けの座学、あるいは訓練のための講師派遣費用、避難シミュレーションの地震に係る有識者との協議に係る旅費、各種会議のための会場借り上げ料などになってございます。

その下、4 番、地域防災対策事業費は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すために要する経費でございます。

その下、起震車運転業務等委託料につきましては、起震車の運用の効率化を図るため、運行と操作、これを委託してございます。起震車は、平成 26 年度から 2 台体制で運行してございます。平成 26 年度の揺れ体験者につきましては、3 万 7,753 人でございます。本年度も、2 月末時点で 3 万 5,039 人となっております。稼働日数 355 日でございます。多くの方に体験をいただいております。県民の皆様の啓発につながっているものと考えてございます。

その下、自主防災研修等実施委託料は、自主防災組織や市町村職員を対象とした研修、あるいは災害図上訓練、避難所運営訓練といった実践的な防災訓練の実施の企画運営、こ

れを委託するものでございます。

その下、地域防災フェスティバル開催委託料は、県民の皆様の地震防災対策への意識の啓発のために、県の総合防災訓練と同時に開催しますフェスティバルの運営委託料になってございます。

1つ飛ばしまして、物資配送計画作成協議会運営委託料です。南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、国や県外から緊急輸送された物資を被災した市町村までどのように搬送するか、これが検討する必要がございます。来年度に関係機関に参加いただきまして協議会を立ち上げて、物資の集積や仕分け・搬送など、取り決めた計画の策定に着手をいたします。この計画策定に当たって、計画作成協議会における資料作成、あるいは取りまとめを委託するものでございます。

その下、津波避難計画現地点検事前調査委託料につきましては、後ほど議案説明資料に基づきまして詳細な説明をさせていただきます。

その下、地域防災対策総合補助金は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指しまして、市町村が行う事業に要する経費を補助するものでございます。補助対象は、室内の安全対策などの自助の取り組み、防災資機材の整備や防災訓練など、自主防災組織が行う共助の取り組み、避難場所の環境整備、市町村BCPの策定など、公助としての取り組みとなつてございます。

一番下になります、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金は、中山間地域の孤立対策として市町村が行う離着陸場の整備に要する経費の一部を補助するものでございます。来年度は、高知市など12市町村で16カ所の整備を行う予定となっております。

次の82ページをお願いします。一番上、地域集会所耐震化促進事業費補助金は、避難所の収容能力の確保対策として、自治会と地域が所有する集会所を避難所として活用するため、耐震診断、設計、改修工事等、地域が行う耐震改修を支援するものでございます。来年度は、この補助金を活用しまして、7市町村が事業を実施予定でございます。

その下、避難所運営体制整備加速化事業費補助金、応急期機能配置計画策定事業費補助金は、後ほど議案説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

その下にあります、津波避難対策等加速化臨時交付金は、津波からの避難空間の整備を加速化するため交付金として支援するもので、整備に必要な市町村の負担を実質的にゼロとするとともに、地域の実情を踏まえたきめ細かな防災対策を推進するために、市町村が行った整備に対して翌年度交付するものでございます。この制度は、本年度予算化されたものまでが対象となつておりまして、来年度は、沿岸域全19市町村において交付予定となっております。

それで、議案説明資料に基づきまして、平成28年度の南海トラフ地震対策の主要な事業について説明をさせていただきます。青のインデックス、危機管理部資料の赤のインデ

ックスになりますけど、南海トラフ地震対策課の9ページお願いいたします。

県では、この4月からスタートします、南海トラフ地震対策のトータルプランとなります第3期の行動計画を策定してございます。この第3期行動計画においては、第2期の行動計画の取り組みにより見えてきた8つの課題に重点的に取り組むこととしてございます。この8つの課題のうち、当部が主体となって取り組む課題5つございます。順に説明させていただきます。

まずは「命を守る」対策として、地域地域での津波避難対策の実効性の確保がでございます。一人一人が確実に避難するためには、津波避難経路・避難場所の安全性が確保されていないといけません。そのために、本年度から県内全ての地域津波避難計画について、各地域本部が中心となって、市町村や地域の皆様と一緒に現地での点検、これを進めてございます。

ちょっと資料中段のほうに写真があるかと思えます。中段のほう左側にありますけど、現地点検の流れにありますように、危険箇所を事前に点検しまして、地域の皆様と実際に現地で点検する際に使用する図面を作成してございます。しかしながら、資料左下に書いてます課題にもありますように、事前調査などに予想以上の時間を要してございます。このため、来年度、津波避難計画現地点検事前調査委託料、これを予算に計上しまして、危険箇所の事前確認、あるいは現地点検で使用する図面等の資料を事前に委託して作成することで、点検の効率化を図ると。平成29年度末までに全地区での現地点検を完了させることとしてございます。

次に10ページをあけていただきまして、避難所対策になります。避難所運営体制整備加速化事業費補助金でございます。

助かった「命をつなぐ」対策としまして、避難所の運営体制の充実が重要となってまいります。南海トラフ地震のような大規模かつ広域的な災害が発生した場合に、住民が主体となって迅速に避難所を立ち上げる、円滑な運営を行うためには、地域における避難所運営のためのマニュアルづくり、これが必要となってまいります。本年度につきましては、資料の上から3つ目の四角のところに書いてございます成果に記載がありますように、県内10カ所のモデル避難所で運営マニュアルが年度末に完成します。作成のノウハウが蓄積できたことや、作成過程において、ほかの作成に該当しない市町村の参加もいただいております。作成のプロセスも共有できたと、このように考えてございます。

今後の課題としましては、作成が必要な避難所、県下で約900カ所と非常に多くございます。資料右下にあります、避難所運営体制整備加速化事業費補助金、記載がございませけど、マニュアル作成に係る作業の省力化を図るとともに、マニュアルに基づいて、避難所を運営するために必要となる資機材整備の支援も行っていきたい。このための新たな支援制度でございます。この制度の活用によりまして、マニュアル作成の取り組みを県下全

域に広げていきたいと、このように考えてございます。

先へ進みまして 11 ページ、応急期の機能配置計画の作成支援。同じく「命をつなぐ」対策として重要となります、応急期の機能配置計画の策定でございます。

資料の左上、計画策定の目的のところを見ていただきます。地震発生時から応急期にかけて、避難所、あるいは応急救助機関の活動拠点、遺体安置・検案所、災害廃棄物の仮置き場、応急仮設住宅など、さまざまな機能が必要となっておりまして。各市町村において、あらかじめ必要となる機能配置を計画しておかないと混乱してしまいます。このため、事前にこの計画をしておくことで、応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるということが目的でございます。

課題の解決に向けた取り組みの欄を見ていただきます。年度の流れがあると思います。昨年度、中土佐町をモデルに計画の策定に取り組みながら、策定に当たってのガイドラインと手順書を作成してございます。この手順書は、各市町村に提供しておりまして、地域本部も支援しながら、本年度と来年度の2カ年で全ての市町村で応急期の機能配置計画、これを作成することとしてございます。その後、広域で調整しなければならない機能が出てまいります。例えば、避難所、仮設住宅の建設用地、応急救助機関の活動拠点などが考えられますけれども、こうした機能についての広域の調整を進める流れでございます。今年度は、沿岸 19 市町村のうち 13 市町村で策定に着手をいただいております。来年度は、残る 21 市町村において計画の策定を支援しながら進めていくということになってございます。

次に、資料 12 ページをお願いいたします。高知市の長期浸水域における確実な避難と迅速な救助・救出対策の加速化でございます。

高知市の長期浸水区域においては、住民一人一人の避難先、これが把握されておらず、津波から確実に避難できるのかの確認を行う必要がございます。さらに、現状で約 6 万人が取り残されることとなってございまして、これをボートで救出する場合は、救出完了には約 40 日ぐらい要することが想定されております。県全体の救助・救出対策に大きな影響が及びかねないということになってございます。そのため、どのエリアまでなら浸水域外へ避難できるのか、現在の住民意識で安全に避難できるのかにつきましてシミュレーションします。そして、要救出者を減らすために、浸水域外への避難を優先しまして、全員が確実に津波から避難できる方法をアンケートの内容も含めて、高知市と連携して取り組みを進めてまいります。この検証結果をもとに、住民を初め、県や市、応急救助機関がいつまでにどのような対策を行うかを明確にしたプランを検討するように考えてございます。必要に応じて地域津波避難計画の見直しも行いまして、確実な避難の実現と、迅速な救助・救出体制の構築に向けて取り組んでまいります。

13 ページをお願いいたします。県民への啓発の充実強化でございます。

左上にこれまでの取り組みを書いてございます。さまざまなメディアを活用した啓発、あるいは防災士養成研修とか、小中学校における防災教育など、人材育成を通じた啓発にも取り組んでまいりました。

左の中ほどにございます意識調査のデータ、「県民の意識は」ということがあると思います。県民意識調査は、揺れに対する危機意識や津波からの早期に避難する意識、家具の固定率については、2年前、平成25年度の調査から横ばいの状況となっております。このため、その下に見えてきた課題がございます。課題は、地震対策に関心がない層が一定存在すること。また必要な情報が行き届いてない、また正しく認知されていないこと。被害に対する危機意識があっても、行動につながっていないこと。地域の防災の人材が十分に活用されていないことなどが見つかっております。

これを受けまして、右側、今後の取り組みとしましては、これまで行ってきた啓発を拡充しまして、強化するとともに、現地点検など地域本部が住民の方と一緒に取り組む機会を通じて、地域地域で顔の見える啓発、これをやっぺいこうということとしてございます。

右上のほうありますように、啓発の視点としては、発災から復興まで被災者が送られる一連の流れを明らかにすることによって、必要な取り組みを促して、取り組み方針にありますように、県民一人一人が地域地域で命を守って、つなぐための意識を持てるよう、これを目指して進めたいと思っております。

平成28年度当初予算についての説明は、以上でございます。

続きまして、平成27年度一般会計補正予算の内容について御説明いたします。議案説明資料の④、補正予算の42ページをお願いしたいと思います。

まず歳入では、予算額5億5,500万円に対して、1億7,600万円の減額補正を行うものでございます。これは、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金、あるいは地域集会所耐震化促進事業補助金において、事業実施予定箇所数が減ったことによるものでございます。詳細は後ほど説明させていただきます。

続きまして、43ページをお願いします。歳出でございます。4億6,623万9,000円の減額補正となっております。右側の説明欄に記載してございます細目事業に沿いまして、主なものを説明させていただきます。

まず、2の地域防災対策事業費の地域防災対策総合補助金については、自主防災組織の活動のための資機材整備などを支援するためのものでございます。市町村の要望をもとに当初予算を計上してございましたが、市町村における整備箇所数が減となりまして、今回の減額補正となっております。

その下、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金につきましては、当初予算では道路啓開計画を踏まえて、長期間の孤立が想定される地域で新たな緊急用ヘリコプター離着陸場が必要となることを想定しまして、36カ所分を予算計上してございました。しかし

ながら、改めて離着陸場の必要性について市町村で検討を進めたところ、運動場とか広場とか、近隣にあるヘリランディングのポイントの活用が可能な箇所が出てきてございまして、区域としては必要でありますけれども適地がない箇所とか、設置を検討しているが本年度の着手が困難な箇所も出てきてございます。合計 10 カ所分の予算が不用となったものでございます。

その下、地域集会所耐震化促進事業費補助金については、市町村において、地元との協議、あるいは耐震診断と設計に時間を要して、耐震改修が次年度以降に先送りとなったことによるものでございます。

その下、津波避難対策等加速化臨時交付金につきましては、津波避難タワーの整備などに交付してございますけれども、地権者との交渉、あるいは地元調整に時間を要したことなどによって完成がおくれたことによるものでございます。

その下、応急期機能配置計画策定事業費補助金については、当初、沿岸部全域の 19 市町村での作成を見込んでおりましたが、一部の市町村におきまして作成に係る委託経費の予算確保ができず、次年度予算で実施するという事になったものでございます。

以上で、平成 27 年度一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、44 ページの繰越明許費について説明をいたします。

地震対策推進事業費は、室戸市佐喜浜町の津波避難シェルター整備工事において、小断面の制限のある空間、狭い空間での作業となりますため、小規模機械において施工をしてございました。この小規模機械による施工の工事進捗が、当初想定したよりもおくれたこと、あるいは 23 メートルぐらいの立て坑がございまして、その上部がちょっともろい斜面になってございまして、立て坑上部ののり面において崩壊が発生しまして、工期の変更などに設計施工に時間を要したため、工事の年度内完成が見込めなくなったものでございます。約 2 カ月間おくれてございます。なお、完成は大体 7 月ごろを予定してございます。なお、本年度末には避難場所としての機能は確保できるようになってございます。住民の皆さんが避難できる機能は確保できることになってございますので、この点はまた地域の方に御説明をしていきたいと思っております。

その下の地域防災対策事業費は、市町村が行う緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金において、ヘリ離着陸場の適地の選定とか、地元調整に時間を要したこと、また地域集会所耐震化支援事業費補助金において、市町村が耐震診断の実施までにちょっと地元の調整に日数を要したことなどによるものでございます。また、応急期機能配置計画策定事業費補助金において、市町村において、役場内や関係機関との調整に時間を要したことによりまして、11 市町村で年度内完成が見込めなくなったものでございます。

補正予算についての説明は、以上でございます。

次に、第 58 号議案、高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の

一部を改正する条例議案につきまして説明をさせていただきます。

議案説明資料⑤、条例その他をあけていただきまして、81 ページをお願いしたいと思います。学校教育法の一部を改正する法律の施行によりまして、学校教育法が一部改正されまして、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられてございます。県内で義務教育学校の設置が予定されていることも考慮しまして、関係条例について、義務教育学校を追加する等、必要な改正をしようとするものでございます。議案説明資料の⑥の条例その他議案、210 ページに新旧対照表がついているかと思えます。当課が所管してございます高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例、第 39 条について下線の部分。これまでの「小学校」の表記を、「小学校、同法第 49 条の 2 の義務教育学校」に改めるものでございます。

以上で、報告を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 まず、一つは避難所の対策の関係で、900 カ所というのは、収容避難所、一時避難所も入ってるんですか。

◎野々村危機管理部長 津波の避難所でございます。一時避難というか、長期間滞在するための避難所でございます。

◎坂本（茂）委員 いわゆるそこで過ごすことができるという意味ですよね。それ以外にも、さっきの話じゃないですけど、長期浸水との関係でいくと、最悪 40 日、避難者がとどまったままの長期浸水地域の、いわゆる津波避難所があるわけですよね。そこでのマニュアルづくり、避難所運営体制のあり方というのも必要になってくるのではないかと思うんですけども、そういったところへの対策は視野に入ってるんでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 900 カ所は、当課のほうで有事の際に市町村が使うという前提で調べました避難所になっています。大体構成としては、50 人未満の小規模な避難所が 3 分の 1 ぐらいございまして、3 分の 2 が大規模な避難所になっています。有事の際に使うという前提でございますので、その浸水域外の避難所についてマニュアルづくりが必要と思っております。

◎坂本（茂）委員 この事業でいくと、そういうことなんですけども、一方で、もう一つ、そちらの課の事業として長期浸水対策があって、長期浸水域の中には、今のままでいくと 40 日間救出されるべき人が滞在せざるを得ない推定になってるわけですよね。いわゆるそういう一時的な緊急避難場所で長期間過ごさなければならない、それに対する運営体制のあり方とか検討することは今後は視野に入ってくるのかということ。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 先ほど言いました 900 カ所以外になると思うんですけども、今後、長期浸水の中で検討しなくてはならないと思っております。

◎坂本（茂）委員 それともう一つは、この中で、マニュアルを作成して運営をしながら

訓練をしながら、必要になってくる資機材といったものが明らかになったら、それについて整備していきましょう、そのための補助金は加算しましょうということになってると思うんですけども、今、一生懸命、経費を節約しながら整備しているところについては、この事業を適用すれば、補助を受けながら資機材整備をしていけるということになるわけですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 訓練を実施することによって出てくる必要な資機材もあるかと思います。対象は、L1浸水区域外に立地しておりまして、耐震性がある避難所を運営加速化の事業費補助金の対象としてございまして、環境整備を実施するためには避難所運営マニュアルを策定してもらって、そこで出てきた必要な資機材について支援するような形を考えてございます。

◎坂本（茂）委員 それはわかっています。これを作成したほうが補助を受けて資機材整備ができるわけですよ。そういう意味で言うたら、マニュアルをつくることを優先して、それからやっていくほうが、市町村にとっては財源的に県の補助が受けれて、少しでも緩和できる、そういう理解でいいですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 おっしゃるとおりでございます。有利な補助率になってございますので、そのほうが有利かと思っております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

それと震災に強い人づくりについて、防災士が地域で活動できる環境ができていないという課題が見えてきたことで、今後、そういった防災士を活用するための啓発をしていくということですが、669人プラス新年度で300人、これは高知市は含まれてないですか、含まれていますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 県で養成した防災士の数になってございます。

◎坂本（茂）委員 これに高知市が加わると。なぜ活用できてないのか。それは、例えば地域にそういった防災士がおるかおらんかということも知らない地域もひよっとしたらあるかもしれない。あるいは、防災士みずからが地域へ入って一緒に活動しましょうという積極的な対応をとれていないのかもしれない。そこらあたり、活動できる環境がなぜ整っていないのかというのはどんなに分析されてますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 地域地域で活動するに当たって、その地域に防災士がどの位置にとか、どういう方がいらっしゃるかという情報がないということがあったかと思えます。それが原因になっていると思います。このため、市町村が防災目的で使用する場合とか、自主防災組織が活動する場合に、市町村に防災士の資格取得をされている方の問い合わせがあった場合に、その情報を提供することに同意を得る。講座の受講のときにこの同意をとってございます。同意を得て情報提供していくことが必要となっていくかと思えます。

◎坂本（茂）委員　そういう意味で、事前に申し込むときに同意を得てるんだったら、資格が取れたら、地域の人がわざわざその市町村にことは誰が合格しちゅうろうかと聞かんでも、防災士の資格取った人をその地域に情報を提供してもええんじゃないかと思うんですけど、その辺はできないんでしょうかね、やっぱり。地域から求めないといけないのか。

◎野々村危機管理部長　委員おっしゃられるのは、個人情報の関係だと思います。当初、個人情報の関係がありますので、それを市町村におたくの市町村でだれだれさんが防災士の資格をことし取りましたという情報が提供できなかったんですけども、今年度からは受講いただく前提条件として、それに同意をいただくということで始めております。今年度からしっかり情報提供できるようになりましたので、それを市町村にうまく活用していただいて、地域で活用できる体制に組んでいていただきたいと考えておるところでございます。

◎坂本（茂）委員　防災士の空白市町村というのはやっぱりまだありますか。濃淡は多少あるとは思いますが。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長　県事業によります防災士の育成状況のデータを見ますと、一部、県事業によって防災士の資格を取っていない方がいらっしゃる市町村はございます。

◎坂本（茂）委員　わかりました。

それと、長期浸水対策の関係で、このアンケート調査は悉皆調査でしょうか、抽出調査でしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長　アンケートにつきましては、高知市が実施することになってはいますが、抽出する調査と聞いてございます。

◎坂本（茂）委員　抽出調査で、大体の傾向はつかめるということなんですかね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長　そういう前提で調査しているものと考えてございます。

◎坂本（茂）委員　ぜひ、そういうことなども含めて、私、予算委員会で質問したように、3つの地域の住民の意見を反映した形でアンケートの実施を行っていただきたいと改めて要請しておきたいと思います。それとあわせて、これ予算見積書では随意契約になったと思うんですけども、随意契約ということでもいいのでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長　今のところ、随意契約で考えてございます。

◎坂本（茂）委員　わかりました。

◎浜田（英）委員　6万人を救出するのに40日というのは、びっくりしましたよね。やっぱりボートへ要救出者を乗せて、腰までつかってボートを歩いてついていく、こんな非効率な救助方法はないと思いますけど。せっかく県警もエアボートを整備するに至ったわけですから。県単ですが、はるかに高い消防車から比べたら安いもんですわ。ですから、高知市の消防署とも早くエアボートを導入できるように、補助事業化を考えてやらないかん

と思うがです。それが1点と。

それともう一つ、長期浸水エリアのマンホールの状況、ロック式のマンホールへ全部もう改修が終わりましたか。長期浸水が押し寄せることによってマンホールが吹き飛ぶ可能性もなきにしもあらずで、その点がちょっと心配するところ。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 今現在40日と想定しておりますのは、警察署とか消防署が持っていますボートの数を前提に、1日大体5往復ぐらいできるという想定で考えますと、40日かかってしまうということでございます。

エアポートにつきましては、県警が導入されたその結果も含めて検討してまいりたいと考えています。

また、マンホールのふたのロックのデータですが、現在、うちの課のほうでデータ持っていないので、今後、また調査させて。

◎浜田（英）委員 それも調べてもらわないかんですし、それとこれは港湾・海岸課の担当になるかもわからんけど、先般の高知新聞にも、陸閘のあけ閉めについてまだ十分に高知県は統一された運用の要綱かできてないということで僕はびっくりしたんですが。基本的には、私も海岸から約350メートルのところに家がありまして、この安芸郡の海岸も全部、かつての陸閘も全部もう常時閉鎖という形で基本的に行きゆう中で、やっぱりこんなような状況になっているのはどうしたものかなと。ほかにもまだまだ常時閉鎖ができてないところがあるのかなと思ったりしまして、そのところは何か一番大事なところから水が漏れるみたいな感じで。ここら辺は元土木部の課長ですからようわかってるんでしょうけども、土木部とはここら辺調整はできていますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 高知新聞の資料は、陸閘・水門を対象としたものであると思っています。陸閘・水門の操作については、地域の方、近い方と委託契約をする対応と、基本的に進めてございます常時閉鎖の2つのパターンがあるかと思います。

◎浜田（英）委員 常時閉鎖が基本で、高知県の海岸は全部それで行くと思ってるんです。どうしても、海岸へ行く必要があるところは、常時閉鎖をした横からちょっと階段とかスロープ、斜路をつけて行けるように、奈半利なんかも改修しました。そうしているところがほとんどなので、余り問題はないように思ったんですけども、やっぱりまだまだおくらしているということ。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 常時閉鎖できるのは陸閘になりまして、水門は常時、河川の流水とかございますので、常時閉鎖はなかなか難しい問題かと思えます。

◎浜田（英）委員 そうか、水門はね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 水門については、近傍の方と契約を結んで、その際はマニュアルづくりをしてまして、避難できる時間を確保するという視点で、委託の中に操作の仕方を盛り込んでいます。

◎浜田（英）委員 農業用水の水門なんかも結構大きなものがあるので、そんなものも入れていくとかなりの量になるのかなと思いますので。それも十分に対策を早く進めないかんとおっしゃるので、よろしくお祈りします。

◎西森委員 避難所の運営の加速化の関係なんですけど、マニュアルづくりをして、将来的に 900 カ所のマニュアルの完成を目指していくということですけど、これ、平成 32 年、5 カ年計画でということですが、補助期間が 3 年間になってますよね。これは 3 期計画までということでの、とりあえずの補助期間という考え方でいいんでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 そういう考え方でございます。

◎西森委員 平成 27 年度に 10 カ所モデル的にやってるわけですけど、これはどれぐらいの予算でやられたんですかね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 約 1,500 万円。

◎西森委員 そう考えると、今回 9,200 万円余りの予算なんですけど、大体この説明資料でいくと、向こう 1 年間でまずどのくらいやっていくのかわからんですけども、予算的には足るんですかね。それでマニュアルの作成だけではないしに、また資機材の整備だとか施設整備もやっていくということですけども。どれぐらいの規模の資機材の整備等が考えられるのか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 900 カ所のうち 50 人未満の小規模な避難所が 3 分の 1、約 300 カ所ございます。これは、第 3 期行動計画の 3 カ年のうちに仕上げていきたいと考えてます。ここは地域の皆様のコミュニティがもう事前にできてますので、例えばどういうふうに鍵をあける、どういうふうに連絡をするといった、そのポイントを押さえておけばマニュアルができるような形になって、マニュアル作成にある程度の期間が必要ということはないので、加速はできると思っています。大規模避難所については、本年度できた避難所のノウハウ、マニュアルの結果を、いろんな避難所の規模に基づいて作成しておりますので、それを参考にすることによって省力化、あるいはコストの低減が図れると思っています。

◎西森委員 そうすると、予算的には十分かどうかかわからんけれども、資機材の整備、施設整備としても十分確保できているという考え方でいいということだと思っておりますけど、いいんですかね。

あと、緊急用ヘリコプターの離着陸場の整備。平成 27 年の実績として、当初は 28 カ所で、10 カ所できなかったの、補正で減額、18 カ所の整備という説明だったと思うんですけども。大体 1 億 7,000 万円ぐらいでしょうかね。当初予算から減額したものを引くとですね。1 億 7,000 万円と 18 カ所やられてるわけですけども、平成 28 年度は 16 カ所整備をするということで、7,000 万円弱の予算なんですけども、随分違いがあるなと思うわけですけど、これはどういったことが原因となっているのか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 離着陸場の整備はヘリがおりられる場所を改修するもので、ヘリポートとして大規模なものを整備するものではないということがございます。市町村の要望に基づいて、場所を選定して整備していくことになるんですけれども、その要望に基づいた予算額を計上してございます。

◎西森委員 そうすると、去年は大分難所というか、そういうお金がかかるようなところの整備が多かったという考え方はかね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 そのようになるかと思えます。

◎西森委員 それで、最終的にこの離発着場はどれぐらい整備を、いつぐらいまでのスケジュールでやっていこうとされているのか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 道路啓開計画と密接に連動するかと思っています。道路啓開計画の見直し作業が進めば、新たな長期間孤立するような箇所も見えてきます。その道路啓開計画の進捗によってちょっと変わってくるんですけど、現在、計画として持っている箇所数としては、大体 100 カ所ぐらいが全体計画として考えてございます。

◎西森委員 スケジュール的には、いつまでに 100 カ所。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 平成 28 年度に 16 カ所を整備しますと、残りの 100 カ所ぐらいのうち、残りの箇所は大体 17 カ所ぐらいにはなっています。それを整備していくこととなりますけど、何分、啓開計画との個別の関係がございまして、いつまでとはまだ今のところ言えないところです。

◎西森委員 わかりました。

◎依光委員長 暫時、休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

(昼食のため休憩 12 時 1 分～12 時 59 分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。地域福祉部から報告事項に関する資料が提出されましたので、お手元にお配りしています。

それでは、質疑を行います。

◎上田(貢)委員 先日、私の家の前で交通事故がありまして、それで私が第一発見者で、救急車を呼んだり手配したんですけども、すぐ来るだろうということで、そのときはよかったんです。例えば、災害時ですよ。市民トリアージという話になりますけども、多数けが人が出た場合に、責任持てないから何もしないという話でいいのかなと、もちろん医師法の関係で医療行為はできないんですけども、先ほども防災士の活用もできてないという話とか、市民の力を結集するとか、例えば、一命の救出等、けが人の搬送、そういうのは一般市民とかもできるわけであって。静岡なんかは非常に今、その議論がすごい高まっているようなんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に、医療資源はもう絶対的に不足しておりますので、市民トリアージとか、搬送トリアージとか、応急手当や搬送など、県民の皆様にご負担いただくことは大事な視点と考えてございます。けど、先ほどお話にありましたように、トリアージという言葉は責任を伴うという印象もございまして、県民の皆様にご負担ならやっていたらいいのか、どこまでならいいのかといった点などにつきまして、担当課、医療の関係の機関とかとの意見交換もして御意見もお聞きしながら、今後、課題を整理して検討していく方向となっております。

◎酒井危機管理部副部長（総括） 補足いたします。応急手当と搬送につきましては、ぜひ、県民の方にさせていただきたいということで、健康政策部とお話をしまして、ここまでは県民の方にやっていただくという整理ができましたので、来年度から、その部分については本格的にどうやっていくか、実際、県民の方にそれを教えるとなったら、日赤と消防ということになりますので、そちらのほうにもお伺いしまして、趣旨をお話ししましたところ、賛同がいただけましたので、来年度は具体的にどうやっていこうかという話にはなっております。

一方、トリアージの部分は、やっぱり本来ですと、医者とか救急救命士とか看護師がやらなければいけない部分です、ただ、静岡ではもうかなり先進的に取り組まれているとお伺いしているのです、そちらの静岡の状況とかお伺いして、高知県でどうするか検討していきたいと思っております。

◎上田（貢）委員 この件に関しては、また6月議会でちょっとこれを掘り下げていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 トリアージという言葉がちょっと。結局、愛媛県なんかでも、やっぱりそのトリアージという言葉に医師会だとかそういうところの抵抗とかもあったりして、私もちょっと予算委員会の中で質問したときに、搬送トリアージならいいんじゃないだろうかと愛媛の県病院のドクターなんかそういう言い方もされてましたので、そのところは、先ほど言われたような整理がつく形でやれて、なおかつ、まさに課長が言われる限られた医療資源の中で、共助の部分で何が出来るかを整理してやれるようにしていったらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎桑名委員 13 ページの県民の意識ですね。啓発運動のところなんですけど、平成 25 年、平成 27 年見たら、大体、もう 100% 目指さなくちゃいけないんですけども、一つの頭打ちの状態になっているかなと考えますが、その中で一番大事なこの地震対策に関心がないとか、また、津波からの意識率が低いわけなんですけども、その年齢層ですよ。そこら辺まではデータはとっているんでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 関心のない年齢層というのは、若年層の働いている世代とか、諦めの働いてる高齢者の層とか、そういう分析のデータは得られてます。

◎桑名委員 そういったデータに基づいて、またこの啓発運動をこれからやっていくのか、ただ漠然と県民の皆さん方に同じようにやっていくのか、それはどういう考え方で。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 例えば働いている方であれば事業所に赴いて啓発するとか、そういうターゲット、狙いも絞ってやっていくことを考えてございます。

◎桑名委員 ぜひ、お願いをしたいと思えますし、またもう一つは、定期的に意識調査はやると思うんですが、例えば、今の子供たちがいろいろ防災教育を受けてきて、この子供たちの意識がどういうふうに高まってきたかというのも、やはり注目をしていかないと、この啓発運動が効いているのかどうか、防災教育がちゃんと効いているのかどうかと、ここも確認しながらやっていただきたいと思います。

それとこの間、本会議でもちょっと言ったんですけども、気仙沼なんかも本当にこういった避難路とか啓発運動もしながら、物すごく意識率の高いところが一番被害が出たと。それがまた逃げてなかったということなんですよ。だから、どうしてそういったことになるのか分析してももう亡くなっているのだから、分析し切れてないんですけども、やっぱり被害のイメージが湧いてなかったのかなとちょっと、私も言いましたけども、うちの地域はこういう被害があるのかというものをやっぱり映像とか何かでどンドン見せていかなくちゃいけないんで、DVDをこれからつくるといことなんで、どういう被害になるかをやはり認識させていくというのが大事かと思えます。

それと、そこで聞いたのが、やはり行政者と生活者の意識、認識、理解のずれという、先ほどの原子力の話でもありましたけども、みんながやっぱり同じ意識とか認識じゃなかったところにこういった被害があったんじゃないかなということなので、そういった生活者と行政者のずれというものをこれからなくすような、また活動をしていただきたい。要請でございますが、お願いしたいと思います。

◎坂本（茂）委員 ちょっと関連しますけども、先ほど言われた勤労世帯層の意識が低いということ、そこをどうするか、やっぱり私は子供を使って親の意識を変えろという。ちょっとこの間、時間がなくて防災教育のところまで触れられませんでしたけども、結局、動物愛護教室の問題なども、やっぱり子供に動物の命の大切さとかそういうのを学んでもらう上で、殺処分になるような飼い方をしないように意識を変えていく。あるいは、今回、知事が提案説明の中で言われた食生活の改善についても、学校教育によって、家庭の食生活を変えていく。防災もやっぱりそうだと思うんですよ。実は、今、私たちの地域で昭和小学校と連携してやっているのは、昭和小学校の先生方は子供たちの姿を見せることで親の意識を変えたいということで、参観日に親を呼んで防災教育の授業をやるとか、そういうことをやったりしています。ですから、そういう意味で、教育委員会になってくると思うんですけども、とにかく学校での防災教育を通じてこの意識を啓発していくということころへつなげていただきたいと思います、ぜひ、教育委員会と連携をとりながらやっていただきたいと思います。

お願いしたいと思うんですが、その辺どうでしょう。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 地域地域で行われる訓練についても、子供たちに手を引かれて逃げるような、そういう訓練もしております、子供というキーワードは非常に重要かと思っております。教育委員会とも連携して、そういう視点で取り組みを進めていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 さっき繰り越しの関係で、室戸の避難シェルターの関係、工事をやっていた最中に軟弱な地盤があって、そこで補強するために時間がかかったという、それ本当に揺れるとき大丈夫なんですかね。それをちょっと聞いていて余計に心配になったんですけど、もう少し詳しく説明していただければと。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 室戸のシェルターはトンネル形式になっていまして、横坑がまず33メートル入ってます。その上に23メートルの縦の坑があって、らせん階段で上がるような形になってます。収容能力は、横坑のこの33メートルに逃げ込むだけで、この横坑の中で確保できるようになってます。崩れが発生したのがこの立坑の上のほうののり面になってまして、対策は実施してますので大丈夫ということになります。

◎坂本（茂）委員 立坑の部分の対策は講じているから大丈夫なのかもしれませんが、山全体が大丈夫かという心配をしたんですけど、そこは。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 事前にその場所の地質調査等をしてございますので、安全が確認できるようになってございます。

◎西森委員 啓発DVDの作成ですけども、213万9,000円ということですけども、これはどれぐらいつくられるんでしょうかね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 DVDは複写もできますので、まだ数についてはどれぐらいということを決めてはございません。

◎西森委員 県民の皆さんに見ていただいて、意識を啓発していくということであれば、例えばどれぐらい費用がかかるかわからないですけども、「備えちよき」にDVDをつけるぐらいやっぱりやってもらいたいなと思っておりますけど、どうでしょう。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 重要な視点だと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

◎加藤副委員長 その「備えちよき」はどうやって配りますかね、これ。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 全戸配布になりますので、市町村を通じて配ることになるかと思っております。

◎加藤副委員長 市町村を通じて、どうやって配りますでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 市町村の広報紙と一緒に合わせて配っていくような形になるかと思っております。

◎加藤副委員長 先ほど桑名委員からも世代を捉えてという話あったんですけど、地域の

地区長にきつと配っていただくケースって多いと思うんですよ。回覧で回したりとかね。そうすると、町内会に入っていないところに持っていかないケースが結構多くて、アパートなんかで配られてない箇所が相当数出てくる地域もあると思うんですよ。特に、若い世代なんかで町内会に入っていないでアパートで住んでるところなんかには届かない地域も出てくると思うんですがね。そのあたりは何か工夫を考えたりはされてないでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 全戸配布できるように、市町村と協議して、そういうところにも回るような取り組みをしたいと思っています。マンションとか、そういう町内会に入っていない方にも届くような形で取り組みを進めていきたいと思っています。

◎加藤副委員長 しっかり答弁いただきましたので、実行をしていただきますように。

◎上田（貢）委員 きょう、高知市議会で市長から浦戸湾の三重防護の説明があったんですけども、先ほど高知市の長期浸水の加速化というところで、避難できない約6万人をという話ですけども、例えば、この三重防護は国の事業として事業化された場合、その辺はどんな想定がされますか。被害想定というか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 現在の被害想定の中では、ハード施設の効果はオンはしてないです。なぜかといいますと、最悪の事態で想定するというところで、例えば河川海岸堤防がコンクリート構造物の堤防であれば、なしの条件でいく。土堤の堤防であれば、震災後25%の高さまで沈下するという条件で、最悪の事態で想定をしてございます。ハード施設の効果についてちょっと大学の専門の先生方と協議をしたことはあるんですけど、まだそのハード施設の効果がどの程度浸水域の低減に効果があるかというのは非常に難しい面があると聞いています。現在のところ、被害想定であった浸水域の面積で長期浸水も考えています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈消防政策課〉

◎依光委員長 続いて、消防政策課の説明を求めます。

◎土居消防政策課長 消防政策課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、平成28年度当初予算案について御説明いたします。議案説明書②の83ページをお願いいたします。

歳入の主なものを説明します。中ほどの危機管理手数料は、火薬類、高圧ガス施設、液化石油ガス施設の設置許可変更や完成検査、保安検査、また電気工事業の登録や更新、電気工事士、消防設備士などの免状の交付、書きかえに係ります手数料です。

次のページをお願いいたします。上から3つ目にあります危機管理部収入でございますが、消防防災ヘリが他県で発生した山林火災などに応援出動した場合に係る燃料代などの費用に対して、全国市町村振興協会から交付されるものです。

その下にあります県債の危機管理債は、航空隊基地の新しい事務所や格納庫の整備に充

てるための起債でございます。

次に、85 ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、消防政策課の予算は12億6,900万円余りで、昨年度に比べ約1億2,900万円、率にしまして約9%の減となっております。これは、主にヘリの基地整備の工事費の減によるものとなっております。

次に、歳出の主な項目につきまして、右端の説明欄の細目事業に沿って御説明いたします。まず、2番目の消防指導費の消防指導事務委託料でございますが、消防職員・消防団員の表彰や消防年報の作成、消防庁の調査などに要する経費で、次の消防殉職者慰霊祭開催委託料は、3年に一度開催しており、これまでに殉職された消防職団員の方々の慰霊祭を、いずれも高知県消防協会に委託するものです。

次の緊急消防援助隊合同訓練負担金は、毎年、中四国ブロックで行われております合同訓練と、南海トラフ地震などの大規模災害の際に、県外からの消防応援部隊を円滑に受け入れることができるよう、県内15消防本部と県が一緒になって行っている県レベルの合同訓練の開催経費負担金です。

次のページをお願いいたします。3 予防指導費に委託料が3件ございますが、1つ目は、火災報告等の統計処理を消防科学総合センターに委託しているもので、2つ目、3つ目にあります消防設備士や危険物取扱者に対します法定講習の実施や免状の交付などを、高知県危険物安全協会及び消防試験研究センターに委託しているものです。

次の、4 救急救命推進事業費の2つ目にあります救急救命講習普及推進事業委託料は、消防署が行います応急手当て講習への支援や救急救命フェアの開催を高知県消防協会に委託するものです。

その次の救急振興財団施設運営負担金は、救急救命士の養成などを行っております財団法人救急振興財団への県負担でございます。

次の、5 消防防災ヘリコプター運航管理費の2つ目、資格取得研修委託料は、整備士1名の「りょうま」の資格取得研修に係るものでございます。

一番下にあります建築等工事監理委託料と、次のページをお願いいたします。一番上の施設整備工事請負費は、空港にありますヘリ基地の移転整備に係るものです。このうち、工事請負費の主なものは、航空隊事務所及び格納庫の新築工事の債務負担行為の現年化2億9,000万円。かさ上げ地の脱落防止フェンスや駐機場のエプロン部分等の整備工事が4,300万円。現在の事務所及び格納庫の解体工事が3,600万円などとなっております。

ヘリコプターの一番下の運航費でございますけれども、主なものは、自動車の車検に当たりますヘリの耐空検査でありますとか、機体の修繕料、燃料費、ヘリの部品などに要する経費でございます。

ここで予算から少し離れますけれども、消防防災ヘリの今年度の運航実績について御説明いたします。今年度4月から先月の2月までの運航実績でございますけれども、現在のところ

ろ 318 件となっております。この件数は、平成 26 年度、昨年度の 1 年間の運航実績 282 件を既に上回っておる状況です。ふえた要因としましては、救急件数、2 月時点で言いますと、対前年 70 件ふえておりまして、この救急件数の増が主な要因となっております。救急につきましては、ドクターヘリのほうも運航しておるわけですが、ドクターヘリのほうの運航件数も、ちょっと時点が違いますが、本年の 1 月末時点で 596 件ということで、昨年度の 1 年間の 550 件を既に上回る運航実績となっております。救急要請は年々増加しておると、そういう状況となっております。

予算の説明に戻ります。6 の地域防災力向上事業費でございますけれども、2 つ目の災害対応型給油所整備促進事業費補助金は、ガソリンスタンドが停電した場合でも、消防や警察の緊急車両、また道路啓開を行う重機などに燃料を供給できる体制を整えておくため、L1 での浸水想定地域外にあるガソリンスタンドが整備する自家発電設備と可搬式ポンプを対象とし、事業費 200 万円までであれば事業者負担ゼロとなる県単補助金です。

次の消防防災対策総合補助金は、消防団員の安全な活動を確保するための救命胴衣やトランシーバー、また赤バイの整備などに対して補助を行っておるものです。

次の地震火災対策推進事業費補助金でございますが、火災による人的被害の軽減を図るため、昨年 6 月に地震火災対策指針を策定し、地震火災対策を重点的に推進する地区を 11 市町 19 地区を定めました。このうち、モデル地区で先行して取り組みました四万十市を除く 10 の市と町 18 地区でどのように火災が燃え広がるのかの延焼シミュレーションと、避難する際の安全性を確認するためのハザードマップの作成を本年度実施しております。来年度はその資料を市町が活用して、地区の住民の方々に地震時の火災に備えていただくため、また、初期消火や避難の対策を検討していただくためのワークショップを開催した上で、地区ごとの出火防止、延焼防止、安全な避難を定めた地震火災対策計画を策定していくこととしております。ただし、高知市は地区数が 9 地区と多いことから、現時点では 2 カ年での計画策定を予定しております。今回計上しております来年度の補助金につきましては、市町が地区ごとの計画を策定するための経費と、計画策定を行った後に地区の方に通電火災を防ぐための感震ブレーカーを配布するために必要な経費に対して補助するものでございます。

次に、7 消防学校運営費は、消防職員・消防団員の教育訓練や、自主防災組織の方々を対象とした 1 日震災訓練、また施設の維持管理など、消防学校の運営に必要な経費となっております。

次のページをお願いいたします。消防学校運営費の上から 2 つ目でございますけれども、専任教官派遣職員費負担金と、1 つ飛ばしまして、市町村職員等講師派遣負担金でございますが、消防本部から派遣していただいております消防学校の専任教官の人件費と、それ以外に、臨時の外部教官として派遣を受けます消防職員などの人件費相当額を計上してお

ります。

その次の運営費は、教育訓練に必要な備品・消耗品の購入や講師の旅費などがこの運営費となっております。

8の産業保安指導費は、高圧ガス保安法、火薬類取締法、電気工事業法に基づきます許認可や免状の交付、立入検査などを行うものとなっております。

次に、平成27年度補正予算案について御説明させていただきます。議案説明書④の46ページをお願いいたします。

主なものについて御説明します。説明欄にあります消防防災ヘリコプター運航管理費の建築等工事監理委託料と施設整備工事請負費は、建築主体工事の工期延長により、工事の部分払いなどが平成28年度となったことによる減額で、内訳は、航空隊基地転落防止施設設置工事費が1,278万6,000円、空港電気設備工事が677万2,000円、空港電気設備工事に係る警備委託費が2,753万7,000円となっております。

次に、3地域防災力向上事業費の災害対応型給油所整備促進事業費補助金は、当初予定しておりました事業者数が減ったことによります。また、消防防災対策総合補助金は、救命胴衣などの装備品の入札による減額でありますとか、市町村の予算化ができなかったことによる減額となっております。

次に、繰越について御説明いたします。48ページをお願いいたします。消防防災ヘリコプター運航管理費でございますけども、本年度契約いたしまして来年度までの工期で施工しております航空隊の事務所及び格納庫の新築等建築工事の平成27年度分の工事請負費とその施工監理費、及び、本年度入札をしましたが不調となりました航空燃料の地下タンクの整備に係る工事請負費とその施工管理費の繰り越しをお願いするものです。

次に、その他の議案について御説明いたします。右上に⑥と書きました条例その他の議案説明書の19ページをお願いいたします。消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案についてです。本件は、本年度の9月議会におきまして請負契約の締結に関して議決をいただき、施工しておりましたが、工法の変更が生じたため、契約の一部を変更しようとするものです。詳細につきましては、別添の資料で御説明いたしますので、議案説明資料の赤いインデックス、消防政策課の資料のページをお願いいたします。

消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事につきましては、一般競争入札により、契約金額7億5,384万円で、宮崎・第一特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成28年9月9日を完成期限として施工しているところですが、変更の理由に書いてありますけども、建築物の基礎基盤の詳細確認のためボーリング調査を実施しました結果、当初設計では把握できてなかったかたい地層の存在が判明いたしました。その結果を受けて、当初設計のくい工法での施工の可否について検討を行いましたとこ

ろ、工法の変更が必要となりましたことから、契約金額及び完成期限を変更する必要が生じたものです。

工法の変更内容としましては、当初設計では、当初ボーリング調査の結果をもとに、工事費が安価であり、工期を長期間要しない工法として鋼管ぐいでの工法を選定いたしましたが、先ほど説明しましたようにかたい地層の存在が判明したことにより、かたい地層に対しても問題なく施工が可能である場所打ちコンクリートぐいへ変更することとしたものです。今回のぐいの工法の変更により、契約金額が7億5,384万円から8億1,970万7,040円へと6,586万7,040円の増額となり、完成期限が平成28年9月9日から平成29年1月28日へと141日延長となることから、今回の請負契約の一部変更につきまして議会の議決をお願いするものです。

このことにより、新しい基地での運航は、当初は平成28年度の秋を予定しておりましたが、今回の変更によりまして5カ月ほど伸びることとなりますため、平成28年度内の新基地での運航開始を目指して整備を進めてまいります。なお、へりの運航につきましては、新しい基地が完成するまでは現在の基地で運営をしますので、消防防災活動への影響はございません。

以上で、消防政策課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎**依光委員長** ありがとうございます。

質疑を行います。

◎**加藤副委員長** 航空のパイロットの免許の予算を組んでいただけていますが、免許を取っていただいて、その後もしっかりと継続して続けていただくことが大事だと思いますけど、そのあたりの工夫はされてますでしょうか。

◎**土居消防政策課長** 今回の予算化したものは、整備士の資格取得となっております。パイロットにつきましては、現在、退職後再任用職員となっておりますけども、その1名を含めて4名体制になっておりますが、4名ともが「りょうま」「おとめ」、いずれかの資格を有しております。ただ、資格を有した後も、当然ながら、高知県は山間部も多いので、そういったところでの救助活動のための訓練飛行を重ねていきまして、機長役として飛べるように日々精進しております。

◎**加藤副委員長** 整備士の資格にしても、民間の会社なんかでも需要のある価値の高い資格であれば、やっぱり県の職員として勤めていただくという工夫も大事だと思うんですけど、そこはいかがでございますか。

◎**土居消防政策課長** 確かに、県の職員としてといたしますか、民間のほうでも、当然ながら有資格者というのは欲しい者となっております。ただ、そうは言いましても、県の職員として採用して、今現在、整備士として勤めてくれておりますし、新しく県のへりの資格を取っていただきますので、資格取得後も引き続き勤めていただくようお願いしたいと

は思っております。

◎西森委員 地震火災対策推進事業費のことでお伺いしたいんですけど。平成 27 年度は国の補助もたしか入ってたとは思いますが、今年度は入っていないのはどういうところなんでしょうか。

◎土居消防政策課長 今年度につきましては、説明の中で少し触れましたけども、県のほうで延焼シミュレーションとハザードマップの作成委託を行っております。その作成委託に対しまして、国の補助をいただいております。来年度につきましては、県ではなくて、それぞれの市町がつくっていくこととなりますので、市町のほうに国庫補助の要望はあるのかないのか聞いたんですけども、国の補助までは考えておりませんので、県のほうでという形をとったわけです。

◎西森委員 なるほど。

あと、昨年、モデル的に四万十市ですか、やった中で、大体全部、感震ブレーカーの設置ができたのかどうか。また、設置していく上での、何か課題なりが見えてきたのかどうか、そのあたりを教えてください。

◎土居消防政策課長 簡易型の感震ブレーカーの配布を四万十市が始めましたけども、まだ全戸には配布が終わっておりません。基本的に配布につきましては、地区長にお願いして配布しております。配布をしても個人ではつけれないお宅につきましては、もともと配る前に四万十市は地区長にその設置の仕方の説明会をした上で配っておりまして、地区長につけてもらっておるところもございます。

あと、配っていく上での課題では、簡易型の感震ブレーカーを配っておるんですが、ブレーカーそのものが古くてメーンスイッチがついてない。もう個々のブレーカーのみというお宅がございまして、そこに対しては配りようがないという課題が見つかっております。

◎西森委員 そういう中で、最終的には地区長なりを通じて全部設置を目指していくという考え方でよろしいのでしょうか。

◎土居消防政策課長 そのとおりです。

◎吉良委員 私もそれを聞いたかたんですけども、いずれにしても、地域を回っても、この地震火災については余り写りがよくないんですよ。それで、市町村もそうであると思うんですけども、課題も見えてきたし、これからハザードマップをつくって、実際問題として、その気になってやってもらわないかんわけですので、そこら辺の手だて、どういうふうになさるつもりなのか。そこもちょっとお聞きしたいと思っておりますね。

◎土居消防政策課長 来年度、それぞれの地区でワークショップを開催していきます。今年度につきましては、まず地震火災対策指針を県がつくったということで、その対象地区に対して説明会を行いました。このときの説明会の案内につきましても、その市町の担当者の方にお任せしたんですけども、参加者の多いところ少ないところ、まちまちになっ

ておりました。多いところはいいんですけども、少ないところにつきましては、来年度行いますワークショップの中で、より多くの方に参加していただかないと意味がございませんので、私どもも一緒になって、地域本部がごさいますので、地域本部の職員と一緒に住民の方への声かけといったこともしていきたいと思っております。

◎吉良委員 高知市は2カ年にかけてということなんですけども、感震ブレーカーの配布は、それはそういうハザードマップを使っての地域で説明会とあわせてということなんです。それと、先に渡してどうのこうのということじゃないわけですね。それはどうですか。

◎土居消防政策課長 感震ブレーカーにつきましては計画策定後となりますので、先に渡すことはないです。

◎吉良委員 まだまだ人ごとみたいな感じで、「俺の地域かや」みたいなのがありましてね。なかなか啓発も含めて大変だと思いますけれども。

◎野々村危機管理部長 おっしゃられることはよくわかります。四万十市でもやってございます。やはり、延焼シミュレーションをして、こんなに燃え広がるんですよ、時間はこれだけの間にこれだけ広がるんですよというのを、やっぱりワークショップで地域の皆さんに見ていただくと、ここが非常にキーポイントかなと思っております。現時点でまだ四万十市以外ではワークショップやっておりませんので、今後そういうワークショップを進めていく中で、地域の危機感を高めていきたいと思っております。

◎吉良委員 よろしくお願ひします。

◎坂本（茂）委員 これは所管課は別やと思うんですけど、消防法との関係で、私も詳しくわからないんですが、先日ニュースで、対津波対策の給油タンクを米軍の何とかを導入するとかいう報道がされていましたが、あの材質は消防法の規定では使えんはずやがとある消防関係者から聞いたんですけども、米軍は日本の法律が適用されんから、ああいふタンクでかまんのやろうけんども、日本の法律を適用した場合には、あの材質ではいかんと思うけんどもいうて、えらい専門的に聞かれて、私は全くわからなかったんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

◎土居消防政策課長 米軍のタンクの関係の資料、まだちょっと見てないもので、消防法の関係で適用されるのかどうかということもまだ、確認をしてないところです。また確認しておきます。

◎坂本（茂）委員 課はどこになるんですかね。

◎野々村危機管理部長 消防法に関していうとうちですが、事業を進めるのは、水産振興部の漁業振興課になります。

◎坂本（茂）委員 そこをちょっと確認しとってください。まさか使えんものを導入することはないと思うがですけど。そこは明確に疑問を持ってる県民に答えてやらんといかんので、すいませんが。

◎土居消防政策課長 また調べた上で報告します。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

続いて、危機管理部より、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎依光委員長 それでは、「南海トラフ地震対策行動計画（案）について」、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 続きまして、報告事項になります。報告事項の赤のインデックスになります。1ページをおあげいただきます。

先ほど、来年度予算の説明の際に触れさせていただきましたが、現在、来年度からスタートします第3期の南海トラフ地震対策行動計画を策定しているところでございます。現在、県民の皆様にはパブリックコメントによりまして御意見をいただいているところで、必要に応じて加筆修正を行いまして、3月22日に臨時の南海トラフ地震対策推進本部会議、これを開催して、承認をいただくこととしてございます。

それでは、行動計画の概要とあわせまして、第2期行動計画における減災効果と第3期行動計画における減災目標について説明をさせていただきます。

1ページを見ていただきます。まず、第2期行動計画における減災効果と第3期行動計画の減災目標についてになります。第2期行動計画の減災効果、計画当初の平成25年5月に公表しました被害想定で用いた住宅耐震化率、津波避難空間整備率、津波早期避難意識率を、平成28年3月時点に更新して減災効果を算出しております。

減災効果の欄を見ていただきます。死者数は、津波避難空間整備率が26%から94%に向上したこと、津波の早期避難意識が20%から70%に向上したこと、住宅の耐震化が74%から77%に向上したことで、減災効果の右のほうを見ていただきますけれども、死者数は、4万2,000人から1万4,000人へと67%減少する見込みとなっております。また、耐震化率が3%向上したことで、負傷者は2番目のグラフになりますけれども、3万6,000人から3万1,000人と14%減少。その横、避難者数につきましては、43万8,000人から42万5,000人と3%の減少となっております。

中段の第3期行動計画の減災目標でございます。平成22年の国勢調査結果による人口減少・移動を反映した新たなメッシュデータを作成します。平成28年3月時点の現状値を算出した上で、第3期行動計画で定めた取り組みの進捗目標、これから減災目標を算出していきます。こうして減災効果、減災目標を算出したことで、今後重要となる取り組みも

明らかになってきております。

まず、目標値の減災目標ですが、ちょっとグラフのほうを見ていただきまして、死者数、中段の右です。先ほど1万4,000人と言いました死者数は、国勢調査の人口を反映させますと1万3,000人になります。これを下のほう囲んでございますけど、耐震化率を82%に、津波空間の整備率を100%に、早期避難意識についても100%に上げて、死者数を8,100人まで持っていくのが目標値になります。

下の欄になります。今後、減災のために重要となる取り組み。これが見えてまいります。まず、死者数や避難者数、負傷者数をさらに減少させるためには、住宅の耐震化の加速化が必要になってまいります。

一方、避難者数は住宅の耐震化を進めることで、津波浸水期間の避難者は減少しますが、津波浸水域の方全て避難する必要がございます。避難者数は減りませんので、避難所の確保と運営体制の充実に取り組むことが必要となってくるということでございます。これは中央でございます。

一番下段の右端を見ていただきます。県民への啓発の充実・強化のところですが、死者数は、津波早期避難意識が下がれば、これはちょっと旗上げをしてございますけれども、仮に、津波早期避難意識が50%になったという前提で試算をしてございます。そうすると、3,700人まで減ったものが、1万7,000人までまた逆にふえてしまうということがわかってございます。やはり、意識を維持・向上するための県民の啓発、あるいは充実・強化が必要となってくるということが言えるかと思えます。

こうした減災効果から見えてきた3つの課題でございますけれども、後ほど説明しますが、第3期行動計画の重点課題に位置づけて、取り組んでいくこととしてございます。

次に行きまして、次に2ページ目、第3期南海トラフ地震対策行動計画の概要について説明をさせていただきます。繰り返しになりますけれども、第3期行動計画は平成28年度からの3カ年計画でございます。資料の上段に記載してございますように、平成21年度に第1期行動計画を策定してございまして、取り組みの数は111項目。その後、東日本大震災を踏まえて、対策の抜本強化を行いまして、第2期行動計画では183項目に取り組んできてございます。第3期行動計画には、さらに数がふえまして244項目に取り組んでいくこととしてございます。

左上、南海トラフ地震対策行動計画作成の趣旨に記載してございますように、この行動計画は、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に基づく計画でございます。また、「高知県地域防災計画」に定める基本的事項を具体化する、そのための計画となっております。被害の軽減とか地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県や市町村、事業者、県民の皆様がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめたトータルプランということになるかと思えます。

その下、南海トラフ地震対策の方向性がございます。幅を持たせた地震を想定し、対策を実施する。「自助」「共助」「公助」が互いに連携して、県全体の防災力を向上させる。多重的な対策を講じることによる早期の復旧・復興、こういう方向性でございます。

また、左の下、第3期行動計画のポイントを見ていただきます。ポイントは3点ございます。発災直後の「命を守る」対策を地域地域で徹底させる。助かった「命をつなぐ」ための応急期対策をさらに掘り下げ具体化。「生活を立ち上げる」対策について速やかな復旧・復興に向け取り組むこととしてございます。

そして、第2期行動計画の取り組みを通じて見えてきた8つの課題に重点的に取り組むこととしてございます。資料の左下に8つの課題、重点目標あるかと思えます。

「命を守る」対策の徹底では、先ほど減災効果のところに出てきましたように、住宅の耐震化の加速化。次に、地域地域での津波避難対策の実効性の確保。

そして、「命をつなぐ」対策の掘り下げでは、避難所の確保と運営体制の充実。地域に支援物資等を届けるためのルートの確保。前方展開型による医療救護体制の確立。応急期機能配置計画の策定。高知市の長期浸水区域内における確実な避難と迅速な救助・救出を。

そして、全ての取り組みにかかわってくる共通的課題として、県民への啓発の充実強化に取り組むこととしてございます。

また、資料左の最下段にございます3つの視点で進捗管理を行うこととしてございます。1つ目の視点は、対策間のつながりを明確にする。2点目、取り組んでいく対策が定量的に十分かどうかを検証する。そして3点目、地域地域が置かれている実情に合わせて市町村や地域の皆様との連携協調を一層重視するという視点で進捗管理を行ってまいります。

さらに特徴的なものがございます。その右側にありますように、対策の連続性の確保としまして、県全体では一連の対策群としてそろっていても、地域単位で見えていくと対策に抜け・漏れがあるような場合は十分に効果を発揮できないこととなりますので、地域地域で対策の連続性の確保ができてくるかの確認もやっていくということになってございます。ちょっと図の説明をしますと、上の図は、県全体で対策Aから対策Eまで必要な対策がとられていますが、各地域で見ると、必要な対策に抜け・漏れがあるため、一連の対策群とはなっていない、十分な効果が発揮できないということを表現してございます。また下の図は、全ての地域地域で必要な対策Aから対策Eまでが抜かりなく取り組まれている。だから、一連の対策群として十分に効果が発揮できることを意味してございます。こうした連続性の確認については、地域本部を中心に作業を始めております。

また、右の一番下になります。他の計画等との連携についても取り組みがあります。関連する計画等を踏まえた取り組みを計画上位置づけているということです。県の強靱化に係るアンブレラ計画となります「高知県強靱化計画」。主に、災害時の医療救護活動についてアドバイスをいただいた「南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会」。

そして、昨年3月に国から示された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」、具体計画というものです。それぞれに対応した取り組みを明確にしまして、行動計画に位置づけをしてございます。

参考としまして、現在、パブリックコメントを行っております行動計画、お手元にお配りしております。これですね。一式でお配りをしてございます。これでパブリックコメントをかけてございます。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎**依光委員長** ありがとうございます。

質疑を行います。

◎**大野委員** 第3期計画ですけれども、先ほど3つの視点で進捗管理ということで、地域地域が置かれている実情に合わせて市町村との連携協調を一層重視するというのと、あと、ほかの計画等との連携ということが記載されてましたけれども、伊方の原子力発電所が再稼働をひょっと可能性もあるということで、先日、知事なんかも、梶原町とか四万十市なんかでは避難計画を策定されるということやったんですが、そちらとの連携は、今のところはこの計画には盛り込まれていないということは、まだ今の段階では再稼働が決まってないということからでしょうか。

◎**竹崎南海トラフ地震対策課長** 現在、その計画案の中にはその点は入ってございません。

◎**大野委員** 第3期計画でも、もうそれは盛り込まないということか。

◎**竹崎南海トラフ地震対策課長** 行動計画を四半期ごとに本部会議を開催して、その中で必要な対策を加えたり、そういうPDCAも回してございます。その中で、新たな対策が必要になったら加えていくことになります。

◎**西森委員** この3期計画で津波避難空間整備率を100%にしたり、また、早期の避難意識率を100%にするという中でも、なおかつ、津波による死者が3,700人出るということは、どういう形で亡くなるんでしょうか。

◎**竹崎南海トラフ地震対策課長** 被害想定の中でも、急傾斜地の崩壊等による死者数とか、そういうものが別にあります。

◎**西森委員** 津波による3,700人やろう。

◎**竹崎南海トラフ地震対策課長** 津波によるエリアの話ですよ。津波による死者数の3,700人は自力脱出が困難な方がおられますので、その分が最終残ってしまいます。

◎**西森委員** それは、要支援者とかそういう人たちということですかね。

◎**竹崎南海トラフ地震対策課長** 建物の倒壊等によってもあります。そういうことで自力脱出できないと。

◎**西森委員** なるほど。それは亡くなる死者数としては、揺れによる死者ではなしに津波

による死者という形で計算はされているということですか。

◎野々村危機管理部長 建物が倒壊したことによって亡くられる方は、当然、建物倒壊の下でカウントされておりますが、建物の倒壊とか家具の転倒防止をしてなかったことによって、家から脱出するのが困難になった方は、津波で亡くなるほうでカウントされているという形でございます。

◎西森委員 わかりました。

◎浜田（英）委員 前方展開型の医療救護体制の確立ということは、これ、すなわちその地域の持ち得るポテンシャルを最大限に発揮した状態での、やっぱり体制はどうあるべきかということになってくるんで。去年はたしか10月か、JAの農協病院を中心に1回訓練をやったかと思いますが、去年はそれ1回で、ことしは、例えば災害拠点病院のどこかを想定して訓練を何回かやる可能性があるんですか。訓練によっていろんな課題が洗い出されると思うんですよ。そこが一番大事なところで、ことしはどこか予定をしているんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 健康政策部の取り組みになりますので、現在、その訓練の予定等は聞いてはございません。

◎浜田（英）委員 これをやるとやらんとでは、本当にいろんな課題が見えるか見えんかになるので、ぜひとも、また健康政策部とも連携してやるようにしていったらどうか。お金もかかりますけれども。

◎野々村危機管理部長 恐らく、南国、中央東管内で医療の行動計画を策定しております。昨年つくって今年それを拡大し、来年度は大きく広げるということですので、行動計画を作成する過程の中で、もしくはできた中で、訓練を実施していくことになると思いますので、そこはちょっと健康政策部ともまた協議して進めていきたいと思います。

◎吉良委員 また津波へ戻りますけれども、県民への啓発の充実・強化が、今後、減災のために重要となる取り組みの3つ目に来ているんですけども、以前は起震車を2台にしていたんですけども、津波体験車ということで要望したことがあります。防災センターがないので、実際、県民のほうに出て行ってやることのほうが効果もあるとおっしゃったんですけども。この啓発の充実・強化でも、今、頭打ちみたいになっているのを、どう100%に近づけていくかということになると、そういう体験的なことというのは非常に大事だと思うんですけども。今度つくるDVDも、例えばバーチャルでやるとか、何があるのかなという思いがするんですけども、どうですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 まず、被害のイメージをしっかりと持ってもらうことが大事かと思っています。そのために、啓発の強化は、重点的に取り組むべき8つの課題で一応整理して見えて、ちょっと資料を見ていただきたいんですけども、この行動計画の22ページに取りまとめてございます。

右側の下にありますけども、新規で赤マークがあるかと思います。先ほど話が出ましたイメージ映像（DVD）の制作もありますし、防災士も地域地域で活用しようとする取り組みもありますし、地域の防災士をつなぐような取り組み、このような新規事業も活用しながら、県民への啓発の充実・強化を図っていきたいと思っています。リスクをしっかりと理解していただくのは、DVDとか既存のマスメディアを活用した中に取り込んでいって、県民の皆様にはっきりこんなことが起こりますよということを御理解いただきたいと思っています。

◎吉良委員 津波体験車にまさるといふ効果を判断したわけね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 津波を体験するというよりも、揺れたらまず逃げていただかないかんで、そこがまず大事だと考えています。

◎坂本（茂）委員 今さらこういうことを聞くのはどうかと思うんですけど、地震対策行動計画は基本的には公助の部分を計画に課しているということですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 県の取り組みを整理しているものになりますね。

◎坂本（茂）委員 ただ啓発ということで行くと、自助や共助を高めるという部分もあるわけですね。例えば、住宅の耐震化は、自助でやる部分を公助で支えていく、あるいは軽減化させた上で加速化することになると思うんですけども、もともと住宅の耐震化は、自助の部分やったと思うんですけども、そこに公助の支えがあって、それを加速化させているということで、こういうふうに位置づけられていると思うんですけど。例えば、家具転倒防止とか、あるいは食料の備蓄だとかいう部分は、意識の中では、例えば家具の固定化率も全く低いままで3割のままで推移していますよね。けど、それをどう高めるかとかいうものが、妙に、この行動計画には入っていないような気がするんですけども。あるいは、食料備蓄率をどうするかと。一方で、国のほうは3日間分言いよったのが、1週間にせいとか、いろいろ3.11以降言われゆうわけですけども、そういうのをどうしていくかとか、それも一つの啓発の部分に入るのかもしれませんが、そここのところの位置づけは、とどうなんでしょうかね。全く必要ないとしたことですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 行動計画案の43ページを見ていただけますか。ここで、今回よく使います取り組みの個表の説明をしてございます。個表の説明の中に、例えば住宅の耐震化、中央に書いていますけれど、区分がありまして、その区分で、自助、共助、公助を区分しますとともに、関連する計画を横に書いて、その横に実施団体等とございます。ここは、取り組みを実施する機関が、特に関係が深い団体も記載するような形に書いてございます。自助、公助、県の取り組みの中で関係する団体も整理して、取り組みをして進めていく工夫をしてございます。

◎坂本（茂）委員 それで行くと、例えば共助の部分でも、それを実施団体が県なら県が少し支えることで共助の力を上げていくような項目という分類だと思うんですけども。それ

の中で、さっき言うた、家具の固定化だとか食料備蓄だとか、そういった極めて自助の中での基本となるところが入ってないような気がするんですけども、どこかに入ってますかね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 46 ページを見ていただきまして、家具転倒防止対策のほうは、啓発の中で取り組んでいくこととして整理しています。

◎坂本（茂）委員 それを何%まで高めるとかいう目標は出ていますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 75 ページになります。室内の安全対策ということで整理をさせていただきます。それで、御注目いただきたいところは、上のほうの実施団体というところがございます。例えば、家具転倒防止対策についての啓発と、安全対策を支援するというところで、県と事業者、県民合わせてやっていきますよということ。期間の目標は、75 ページの①の室内の安全対策の下に括弧書きで書いてございます。対策実施率 60%ということで掲げてございます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。そしたら、食料の備蓄はどこにありますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 142 ページになると思います。

◎坂本（茂）委員 これは避難所とかやない。個人の備蓄とか、そんながは。避難所やね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 142 ページは、県の備蓄計画に基づく公助の備蓄のもので、県民の皆様への備蓄の関係は啓発の中に含まれていることになります。

◎坂本（茂）委員 別に、そしたら、例えば家具の固定化だったら何%まで持っていこうということなんですけども、例えば食料備蓄であれば、それは皆さんやればやってくださいよという程度の啓発で、例えば、3 日間は最低備えましょうみたいなことは、例えば「備えちょき」なんかには書いていますけども、それを具体的に目標を掲げてやるとか、あるいは、そうはいうても、非常食を備蓄するよりも、むしろローリングストックを導入していきましょうというふうにこれから転換していただくとか、そんなところなんかはない。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 本年度も啓発の中で取り組みはしましたけれども、県民の皆様には最低限 3 日間の備蓄をしておいてください。可能であれば 1 週間してください、ローリングストックによって回してくださいとかいうことを、啓発の中で意識啓発に取り組んでいます。

◎坂本（茂）委員 これなんかも、備蓄率なんかを例えば調査で把握するとか、そんなことは余り考えられてないですか。

◎西森委員 そこまでやると、行政が出しちゃうといかんからね。それは難しいだろうね。

◎野々村危機管理部長 やはり、今回の意識調査の中ではどれだけ備蓄してますというのはやっています。ただ、目標値を設定して、さあ県として啓発以外に何かやっていくかとなっていくと、なかなか厳しいところがあると思います。個人の備蓄に対して、公が物を出

すというのは無理ですので。ただ、啓発として目標値を定めてどういう取り組みをしているのかというのは、この行動計画の中で目標値を出して設定していく形にはなっておりません。行動計画は毎年改定してしますので、ことしの項目として検討、来年の項目としてちょっとまた考えさせてください。

◎坂本（茂）委員 そうしたら、意識調査でやって、どんな備蓄状況なんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 水・食料について、1日分以上を備蓄している方は約半数になっています。前回の回答と比較しますと、微増という傾向にはなっています。

◎坂本（茂）委員 1日分よね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 1日分以上を備蓄している。

◎坂本（茂）委員 3日分とかいうのは。もう1日分だけしか設問はないがですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 「あなたのお宅では、南海トラフ地震に備え食料を備蓄していますか」という問いの中で、1日・2日分を備蓄している、3日から6日分を備蓄している、7日分以上を備蓄しているという区切りになってございます。おのおのデータを言いますと、1日・2日分が38.3%、3日から6日が12.5%、7日分以上が1.8%で、備蓄してないと答えた方が46.5%になっています。

◎坂本（茂）委員 そこも、別に把握したから必ずしも公助が全部を支援せないかんというものじゃないけど、言われるように、啓発のところで支援していくわけですけども、そこは把握しながら取り組んでいくことは必要かとは思いますが、ぜひ、自助になるけど備蓄率は高めていこう、あるいは、この調査の分類以外にローリングストックで備えているとかいう項目も入れたりして、把握はされたほうがいいのかなと思いますので、また御検討ください。

◎浜田（英）委員 せんだって、東京都で老朽家屋は非常に景観的にも見てくれも悪いので、代執行で180万円かけて壊したニュースをやってましたよね。結局、建物の持ち主にあれ請求されるんですが。我々、田舎暮らししてますと、本当に老朽家屋いっぱいあるんですよ。感震ブレイカーなんかをこれから設置する段階でワークショップを開いて、住民の皆さん方といろいろ協議をするんですが、「いや、うちの隣には、実はもう150年のぼろ家があって、誰も住んでなくて、ここは一体誰が感震ブレイカーつけるんですか」という、そんな話も出てくると思う。ワークショップの中で、「これはもういっそのこと壊してもろたほうがええよ」と行政に言って、これ代執行で壊してもらおうよと。持ち主も東京へ行ったきりでぼろぼろだ、これどうしようもないと。しかし、持ち主にとって、壊されると固定資産税が6倍に上がるんですよ。そこの矛盾があると思う。県内の老朽家屋の解体が進まないのは、固定資産税が上がるので解体しないというのも大分おると思います。おまけに、南海地震がやってきたときに、完全に5メートルとか10メートルで水没してしまう地域でありながら、固定資産税は下がらん。路線価はもうとっくの昔に下がっているん

ですよ。でも、行政が固定資産税を下げんということで、ここら辺も一つ大きなこれからの課題やと思うんです。固定資産税を下げあげると、壊していこうかなという気になるんですけども。壊して更地になって6倍になって、6倍になったところが今度つかるところやと、こういう矛盾が今県民の中には相当あるので課題だと思います。ここは検討課題として捉えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎依光委員長 次に、健康政策部について行います。

最初に、議案について、健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、報告事項の「第3期日本一の健康長寿県構想について」は、予算議案とあわせて説明を受けることにいたしますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 それでは、総括の説明をさせていただきます。

健康政策部の議案は、一般会計の当初予算及び補正予算と、条例その他議案7件となっております。

まず、お手元のA4横の資料、「平成28年度健康政策部当初予算案のポイント」をごらんいただきたいと思います。平成28年度の予算編成に当たりましては、資料右上、基本的な考え方にあるように、生涯を通じた県民の健康づくりを推進するとともに、県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組むことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる「日本一の健康長寿県」を目指すこととして、重点的に取り組む事業の選択と集中に努めました。平成28年度が初年度となる、第3期日本一の健康長寿県構想に掲げる各項目の目指す姿を達成するため、初年度から積極的に取り組みを進めていきます。

一般会計の予算総額は、人件費を除き、約356億円となっており、平成27年度当初比で約36億4,000万円、11.4%の増となっています。増となった主な要因は、保健衛生総合庁舎改築工事費の増として約9億7,000万円。病院・有床診療所のスプリンクラーなどの設置経費に対する助成の増として約9億7,000万円。後期高齢者医療制度に係る医療給付費や低所得者の保険料軽減分に対する負担金等の増として約6億9,000万円などとなっております。

予算の体系ですけれども、左から壮年期の死亡率の改善、地域地域で安心して住み続けられる県づくり、少子化対策の抜本強化の第3期日本一の健康長寿県構想の柱立てに沿った項目と、県民の安全と安心の確保のための体制づくりを加えた4つの項目にしています。

それでは、2ページをお開きください。2ページからは、4つの項目ごとに、平成28年度に取り組む主な事業を記載していますが、このうち、黒い星印のついた主要事業を中

心に御説明します。

まず、1つ目の項目、壮年期の死亡率の改善です。

左上のがん予防の推進として、(1)がん検診の受診促進の①がん検診受診促進事業費では、受診率向上のため引き続き検診対象者への個別通知を行うとともに、より検診の効果が上がるよう、がん検診で精密検査が必要と言われたにもかかわらず、精密検査を受けていない方への受診勧奨を強化します。

次に、下の血管病対策の推進として、(1)特定健診・特定保健指導の受診率向上対策の②特定保健指導体制強化事業です。県内の特定保健指導実施率は全国平均を下回っており、その要因として市町村を初めとする保険者からは、特定保健指導に従事する人材の確保が難しいとお聞きしています。このため、高知県栄養士会に設置されています、栄養ケアステーションにおいて管理栄養士を確保するなど、特定保健指導業務を市町村から受託できる体制を構築するための取り組みに対して新たに支援を行います。

次に、(2)重症化予防対策です。糖尿病が重症化すると人工透析を受けなければならなくなり、生活の質が大きく低下することから、健診結果から治療が必要と判定されながら放置しているハイリスク者や、治療中断者への市町村による受診勧奨を強化するとともに、糖尿病の治療中の方が地域の病院との連携によって適切な栄養指導を受けられる仕組みづくりを構築するなど、重症化予防に取り組んでいきます。

次に、右上の「ヘルシー・高知家・プロジェクト」の推進。(1)健康づくりの県民運動「ヘルシー・高知家・プロジェクト」の①高知家健康パスポート事業です。特定健診の受診や健康関連のイベントへの参加、運動施設の利用などを通じてポイントをためることで、量販店や温泉保養施設などの協力店舗で料金の割引など、さまざまな特典を受けられるパスポートを県民の皆様にご取得していただきます。パスポートを取得された方には、健康行動を継続することでさらにポイントをためていただき、健康的な商品などが当たるキャンペーンに応募していただけるほか、市町村やその他の保険者によるそれぞれの実情に応じたインセンティブ事業での特典を受けられるなど、このパスポートを活用して県民の皆様の日々の健康づくりにつなげていきたいと考えています。

次に、健康教育の推進の(1)学校等における健康教育・環境づくりです。この3年間の副読本を活用した健康教育が学校現場に浸透してきましたので、引き続き教育委員会と連携して取り組むとともに、②食育推進事業費では、食生活改善推進員による学校での食育活動を通して、児童への健康教育を充実し、健康的な食習慣が家庭で定着することを目指します。

続きまして、3ページをお願いします。2つ目の項目、地域地域で安心して住み続けられる県づくりです。

左上の在宅医療の推進として、(2)訪問看護サービスの充実の①訪問看護体制整備支

援事業費です。中山間地域においても在宅療養を選択できるよう、訪問看護サービスが不足している中山間地域などへの訪問看護師の派遣調整や、不採算となる遠隔地への訪問看護に出向く訪問看護ステーションに対する財政支援、高知県立大学への寄附講座の設置による訪問看護師の育成などに引き続き取り組みます。

次に、黒の星印はつけていませんが、左下の医療保険制度の安定的な運営の（１）国民健康保険の安定的な運営では、平成 30 年度の国民健康保険制度の見直しに向け、県と市町村などの代表者により構成する運営検討協議会において、運営方針の策定や県が責任主体となった新たな国保財政の運営方法などについての協議を今年度に引き続き行うなど、市町村等との緊密な連携をとって準備を進めていきます。

次に、右上の医療人材の確保として、（１）医師の育成・資質向上に向けた支援の①医師確保対策事業費では、引き続き奨学金を受給した若手医師の県内定着などに取り組みますとともに、平成 29 年度からの新たな専門医制度の開始に備えて、県中央部と中山間地域の中核的医療機関で勤務しながら郡部の医療確保にとって重要な役割を果たす総合診療医などの資格が取得できるよう環境を整備していきます。

次に 4 ページをごらんください。3 つ目の項目、少子化対策の抜本強化です。

まず、（１）母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実の母体管理支援事業費です。妊婦への早産予防のための検査を引き続き実施するとともに、市町村における産前・産後ケアサービス充実のための取り組みを支援します。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を提供する子育て包括支援センターの設置などに補助を行い、母子保健の取り組みをさらに進めるとともに、支援の必要な家庭に対しては継続的にフォローを行い、必要に応じて児童福祉へつなげる仕組みをつくります。

次に 4 つ目の項目、県民の安全と安心の確保のための体制づくりです。

南海トラフ地震等災害対策の推進として、（１）災害医療救護体制の整備の①南海地震関連災害医療対策費では、発災直後の孤立した状況を想定し、日ごろの診療科を問わず地域の医師が負傷者への初期対応ができるよう、災害医療に関する知識や技術を習得するための研修を実施するほか、発災後に医師やDMATなどの医療従事者を各地域へ搬送する仕組みづくりのため、医療従事者搬送計画の策定に着手します。

次に、左下の（４）水道施設の耐震化の①水道施設耐震化推進事業費です。災害時に応急給水の拠点となる配水池の耐震化を促進するため、市町村に対する支援制度を創設します。予算措置はありませんが、来年度の事業から支援対象になりますので、後ほど報告事項として御説明します。

次に、平成 27 年度一般会計補正予算について御説明をします。お手元の当初予算及び補正予算ファイル④とあります議案説明書、補正予算の 49 ページをお開きください。

健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですが、総額で約 1 億 6,000 万円の増額補正を

お願いするものです。

まず、人件費については、一括して私のほうから御説明します。人件費補正の主な理由は、今議会の開会日に可決いただきました、職員の給与条例の改正を反映させて計上したことによるもの及び人員の増減、職員の新陳代謝、年金制度変更に伴う共済費負担率の変更などによるものです。

次に、事業費の補正予算ですが、国民健康保険調整交付金や指定難病認定患者の医療費助成額が当初の見込みより減額となった一方で、平成 30 年度からの国民健康保険制度見直しに伴い設置されることとなった財政安定化基金積立金の造成を行うことなどにより、全体で増額補正をお願いするものです。

次に、条例その他議案について御説明します。お手元の条例その他ファイル⑤議案（条例その他）の表紙をめくって目録をごらんいただきたいと思います。

健康政策部からは、第 44 号高知県国民健康保険財政安定化基金条例議案、第 56 号高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案、第 59 号高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案から第 63 号高知県理容師法施行条例及び高知県美容師法施行条例の一部を改正する条例議案までの 7 件です。

続きまして、部で所管します審議会の開催状況についてです。お手元の A 4 横の平成 27 年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。開催状況の一覧表です。この一覧表のうち、平成 27 年度 12 月定例会開催以降、3 月 8 日までに開催された審議会は、2 ページの下ほどにありますように、右端の欄に平成 28 年 3 月と書いて下線を引いていません、高知県食の安全・安心推進審議会の 1 件となっています。お手元の一覧表に、各審議会の主な審議項目・決定事項などを記載していますので御確認をお願いします。また、審議会の委員名簿を資料の後につけています。

最後に、報告事項が 2 件です。

まず、第 3 期日本一の健康長寿県構想についてです。これまで 1 期・2 期、6 年間の取り組みを進めてきた結果、一定の成果もあらわれてきていますが、働き世代の死亡率が依然として高い、県内で一定数の子供たちが厳しい環境にあるなど、解決すべき課題が多く残されています。こうした、本県が抱える根本的な課題に対して 5 つの柱を設定し、骨太に対策を講じていくため、先月に構想の改定を行い、第 3 期として取りまとめました。

2 つ目は、水道施設の耐震化推進交付金制度の創設についてです。

なお、日本一の健康長寿県構想につきましては、先ほど委員長からお話をいただきましたように、各予算説明に使用させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

◎依光委員長 ありがとうございます。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎依光委員長 初めに、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎中島健康長寿政策課長 健康長寿政策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明をさせていただきます。

当課からは、平成 28 年度一般会計当初予算と平成 27 年度一般会計補正予算の 2 つの予算議案を提出しております。なお、先ほど委員長から御承認をいただきましたので、報告事項の第 3 期日本一の健康長寿県構想につきましては、予算議案の説明の中であわせて御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは、まず予算の説明に先立ち、この第 3 期構想の改定のポイントについて簡単に御説明をさせていただきます。お手元に、白黒印刷の第 3 期日本一の健康長寿県構想の本編と、改定のポイントを取りまとめたカラー印刷の第 3 期日本一の健康長寿県構想のポイントの 2 種類をお配りしております。

ここでは、カラー印刷の第 3 期のポイントを使って御説明させていただき、白黒印刷の日本一の健康長寿県構想の本編は議案説明の中で説明させていただきます。

それでは、カラー印刷の第 3 期のポイントの表紙をおめくりください。中央の白い枠囲みにありますとおり、第 3 期の「日本一の健康長寿県構想」では、第 2 期構想までに得られた成果と課題を分析した上で、残された根本的な課題を解決するために、①から⑤まで 5 つの柱を設定しております。

その下、1 ページのほうをごらんください。ここでは、5 つの柱ごとに 10 年後であります平成 37 年度末の目指す姿を掲げ、それぞれの柱ごとに中目標とその目指す姿を紹介しております。

2 ページから 6 ページまでにかけては、第 3 期構想で設定した 5 つの柱であります大目標ごとに、その概要をあらわしたものとなっております。

2 ページの大目標Ⅰ、壮年期の死亡率の改善では、健康教育の推進を初め、来年度から新たに取り組みます「ヘルシー・高知家・プロジェクト」や、各種検診の受診率向上対策などを着実に進め、健康管理に取り組む人がふえることにより、まずは壮年期の死亡率が全国平均並みにまで改善することを目指します。

3 ページをごらんください。大目標Ⅱ、地域地域で安心して住み続けられる県づくりでは、在宅医療・介護・福祉・住まいの整備などによる包括的なネットワークづくりを推進し、県民の皆様が在宅で生活できるよう取り組みを進めてまいります。

4 ページをお開きください。大目標Ⅲ、厳しい環境にある子どもたちへの支援では、学力の未定着や虐待、非行、いじめなどで困難な状況に直面している子供たちへの支援策を抜本強化いたします。

その下、5ページのほうをごらんください。大目標Ⅳ、少子化対策の抜本強化では、結婚や子育てなど、ライフステージの各段階に応じた支援の取り組みを充実・強化するとともに、高知県少子化対策推進県民会議におきまして、取り組み目標の進捗管理を行いながら、「官民協働の県民運動」として推進してまいります。

6ページをお開きください。大目標Ⅴ、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化では、新たな人材の参入促進策と人材の定着促進、離職防止対策の抜本強化により、サービスの量の確保と質の向上へとつながる好循環をつくり出し、新たな雇用とサービスの創出を通じた産業化を目指してまいります。

これら5つの柱で掲げる具体的な取り組み内容は、この後の各課及び地域福祉部のほうから説明させていただきます。

7ページから18ページにかけましては、本県の現状と第2期構想までの成果と課題を整理してございます。19ページと20ページは、第3期構想で取り組む施策を大目標とその下の中目標、具体的な施策で分類した体系表を掲載しております。21ページと22ページは、第3期構想のうち平成28年度に実施する主要施策と予算額を整理したものを掲載し、23ページから26ページまでは、平成28年度の主要施策の代表例として、高知家健康サポート事業を初め4事業を紹介してございます。

今後は、PR用のパンフレットを作成しまして、市町村や保健・医療・福祉等関係団体の皆様に配布するとともに、県民の皆様にも広く周知を図りながら、官民協働で構想の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、簡単でございますけれども、今回の構想改定のポイントでございます。

次に、当課の平成28年度の当初予算につきまして御説明いたします。お手元の資料の右肩に②と書かれました、平成28年2月議案説明書（当初予算）の89ページのほうをお開きください。一番上が当課でございまして、平成28年度の当初予算額は35億3,400万円余で、対前年比27%の増となっております。

まず、歳入のほうですけれども、90ページをお開きください。主なものを説明させていただきます。中段の8款、使用料及び手数料は、福祉保健所などの庁舎における目的外使用に係る使用料や、栄養士・調理師の免許の交付に係る手数料などでございます。

その下、次の91ページの一番上の健康福祉費補助金とその下の健康福祉費委託金は、健康づくり推進事業や、厚生統計調査、環境放射能の水準調査などを実施するための国からの補助金と委託金でございます。

このページの下から2つ目の4目、県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入や、次のページ、一番下に記載してございます県債は、後ほど歳出で御説明します幡多総合庁舎の耐震改修工事や保健衛生総合庁舎の改築工事に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。93ページをごらんいただきます。

まず、このページの最下段にあります、4款、健康福祉費の1項1目、健康長寿政策費でございますが、人件費は部長、副部長、当課の職員、そして福祉保健所と衛生研究所の職員計238名分を計上しております。

次に、94ページをお開きください。右端の説明欄の2健康長寿政策費には、保健・医療に関する統計情報を管理し、こうしたデータを提供するシステムの運用委託料や日本一の健康長寿県構想の印刷経費など、事務費を計上しております。

次の3保健福祉総務費は、各福祉保健所の運営事務費や清掃などの庁舎管理のための経費等でございます。また、この保健福祉総務費のうち、上から2つ目の設計等委託料は、幡多総合庁舎の車庫改修工事に伴う事後調査やドライエリア防水工事の設計監理に係るものでございます。次の耐震改修等工事請負費は、この幡多総合庁舎のドライエリア防水工事に要するものとなっております。

続きまして、このページの下から2つ目から95ページにかけての4地域保健推進事業費は、県や市町村の保健師を育成していくための研修会の開催等に要する経費でございます。

続きまして、95ページの2項1目、保健衛生費でございますが、右端の説明欄の中段、健康づくり推進事業費から、次のページにかけて記載しております歯科保健事業費につきましては、別冊の白黒で印刷しております、日本一の健康長寿県構想の本編にて説明させていただきます。

お手数ですが、白黒の日本一の健康長寿県構想、第3期の22ページのほうをお開きください。

まず、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策ですが、現状の欄にありますグラフのとおり、特定健診の受診率は平成20年から比べますと向上傾向にあり、市町村国民健康保険の受診率も緩やかに向上しております。しかしながら、特定保健指導実施率は全体としては向上傾向にありますものの、市町村国民健康保険における実施率は全国平均を下回り、低下傾向で推移しております。こうしたことを踏まえまして、右下、平成28年度の取り組み欄の中に、2つ目の^新で書いております、特定保健指導実施体制の充実を図るため、高知県栄養士会が管理栄養士を確保し、市町村などから特定保健指導を受託できる体制を構築するための取り組みに対しまして支援を行ってまいります。

次の23ページをごらんください。血管病の重症化予防対策ですが、現状と課題欄にあります血管病の重症化プロセスの絵をごらんいただきたいと思います。左側から、健診結果から治療が必要と判断されながらも放置しているハイリスク者の存在や、治療を継続する必要があるにもかかわらず中断をしている者、また糖尿病のコントロール不良により重症に至り、透析治療などへと進行してしまうプロセスをお示ししております。この重症化プロセスに対する3つの対策としまして、絵の下側に1特定健診の受診率向上と未

治療への対策、2 治療中断への対策が必要、3 糖尿病の栄養指導体制が必要との整理を行いまして、それぞれに取り組むこととしております。具体的には、右下、平成 28 年度の取り組み欄の中にございますとおり、1 の特定健診のさらなる受診率向上とあわせまして、2 として未治療ハイリスク者及び治療中断者に対する医療機関受診の勧奨を強化するため、国保データベースシステムなどを活用した対象者の把握や、保険者による受診勧奨の取り組み強化への働きかけを行ってまいります。また、3 としまして、糖尿病の適正なコントロールには管理栄養士による栄養指導が重要でありますことから、管理栄養士が不在の診療所と病院間の外来栄養指導の病診連携を図ることで、栄養指導が受けられる仕組みづくりを構築するなど、血管病の重症化予防対策を進めてまいります。

次の 24 ページをごらんください。たばこ・高血圧対策です。壮年期の男性の死因の第 1 位は生活習慣病であり、その大きなリスク要因はたばこと高血圧でございます。このため、左下の今後の取り組み欄のとおり、ポピュレーションアプローチとしまして、ヘルシー・高知家・プロジェクトによる健康づくりの県民運動を展開するとともに、協会けんぽ高知支部と連携した職場の健康づくり対策を初め、分煙環境の整備や減塩の取り組みなどを進めてまいります。あわせて、ハイリスクアプローチとしましては、禁煙治療や家庭血圧測定の指導について、健診機関や高知家健康づくり支援薬局からの積極的な働きかけをお願いしております。来年度は、こうした取り組みに加えまして、右下の平成 28 年度の取り組み欄の中に㊦とありますように、高知県禁煙分煙実態調査を 5 年ぶりに実施し、現状把握に基づく対策の検討を行うこととしておりますほか、一番下にありますように、減塩プロジェクトにより、量販店等と連携した減塩商品や減塩総菜等の選択を促す取り組みを拡充してまいります。

次の 25 ページをごらんください。この第 3 期構想では、歯科保健医療対策につきましては、虫歯予防、歯周病予防、在宅歯科医療の推進の 3 分野を重点に位置づけ、取り組みを強化することとしております。歯周病予防による全身疾患対策では、現状の欄にありますとおり、歯周病は口の中だけの病気ではなく、がんや糖尿病、肺炎、早産、低体重児出産といった全身の健康にも悪影響を及ぼす病気でございます。これまで歯周病の予防啓発のためのイベントなどの開催や、がん患者の疼痛緩和のための口腔ケア等に関する啓発や人材育成に取り組んできたところです。しかしながら、右上の課題にありますとおり、がん治療時における歯周病治療などの医科と歯科の連携を行っている施設は少ない状況でございます。また、低出生体重児の出現率も依然として全国平均よりも高く推移しております。こうしたことから、右下の平成 28 年度の取り組み欄の中で、3 の㊧とありますように、がん医療連携の推進のため、がんの治療中、治療後に口腔内に発生するさまざまな副作用や合併症を予防するため、安芸地区をモデルに、がん診療医療機関と歯科医療機関との診療連携体制づくりに歯科医師会の御協力をいただいております。

また、次の4の㊦では、妊婦の歯周病予防対策の強化といたしまして、早産、低体重児出産のリスクを高める歯周病を予防するための歯科健診事業を実施するなど、新たに妊娠期の歯科受診を促進するための取り組みを始めてまいります。

次の26ページをお開きください。私どもとしましては、生涯を通じた県民の健康づくりを進めるためには、何よりも子供のころから健康に関する知識を習得し、実践する力を身につけてもらうことが重要であると考えております。このため、引き続き小学生から高校生までの全学年を対象に、それぞれの発達段階に合わせた副読本を作成し、この副読本等を活用した健康教育を全ての学校で進めてまいります。加えまして、来年度からは、学校における健康教育を強化していくため、左下の今後の取り組み欄の真ん中ほどに書いてありますとおり、地域のヘルスマイト、食生活改善推進員による食育を柱とした児童への健康教育を行うことで、子供が学校で学んだことを家庭内に持ち帰り、保護者などと一緒に健康づくりの実践をしていただくよう家庭への波及を図ってまいります。

次に27ページをごらんください。歯科保健医療対策の虫歯予防分野に位置づけております、子供のころからの歯と口の健康づくりの推進につきましては、現状の欄にありますとおり、虫歯の予防に効果がありますフッ化物洗口の普及等に伴い、3歳児の1人平均虫歯本数が減少するなど効果が見られておりますが、一方で、フッ化物洗口の実施率に地域格差が生じるなど新たな課題への対応が必要となっており、平成28年度の取り組み欄に㊦とありますとおり、平成28年度には第2期の高知県歯と口の健康づくり基本計画を策定するとともに、高知県口腔保健支援センターを設置し、国庫補助等を積極的に活用して、市町村のフッ化物洗口の開始に対する支援を強化してまいります。

次に28ページをお開きください。これまで、健康長寿県構想の第2期まで保健分野の10年後の目指す姿として掲げておりました、「県民みずからが病気を予防し、生涯を健康に暮らす」を実現するためには、県民みずからが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりが必要です。このため、左下の今後の取り組みの欄にありますとおり、高知家みんなの健康意識のさらなる醸成と今後の行動の定着化を目指す目標としまして、健康づくりのための県民運動「ヘルシー・高知家・プロジェクト」を推進することとし、新たに高知家健康パスポート事業を実施いたします。

その下、29ページのほうに健康パスポート事業の詳細を記載しております。まずは、左上の現状と課題の2にありますとおり、昨年、法案が成立いたしました医療保険制度改革において、医療保険者が加入者に対してヘルスケアポイントなどのインセンティブを付与することにより、加入者の予防、健康づくりを促進する取り組みを強力に推進していくこととされました。また、こうした医療保険者の積極的な取り組みの展開を図るため、新たな財政支援の仕組みとして、国民健康保険におきましては、平成30年度から保険者努力支

援制度が設けられ、平成 28 年度から特別調整交付金による前倒しの評価が始まるなど、予防・健康づくりに向けた取り組みは、今後一層、重要となってまいります。このため、ページの下半分、高知家健康パスポートの概要にありますとおり、県の健康パスポートの仕組みをプラットフォームとしまして、市町村や保険者によるマイレージ事業やインセンティブ事業に活用していただくことで保険者の取り組みを促し、あわせて、できるだけ多くの県民の皆様を健康な保険行動に誘導したいと考えております。実施につきましては、右下の表、健康パスポート事業の仕組みにありますとおり、実施期間を平成 28 年度版は平成 28 年 9 月からの 1 年半、平成 29 年度版はパスポートのバージョンアップの仕組みを組み込みまして、さらに 1 年半実施することにしており、20 歳以上の県内在住者を対象に健康パスポートの取得と活用を推進してまいります。

健康パスポートの取得から活用の説明に関しましては、次の 30 ページのほうをお開きください。パスポートの取得につきましては、ページの左下に記載しておりますが、まずは、特定健診の受診や健康イベントへの参加、運動施設の利用などを通じましてポイントをためて申請していただくことで、パスポートを発行してまいります。パスポートを入手していただきますと、右上のほうに移りましても、特典その 1 としまして、県内の協力店、量販店やスポーツ施設、温泉保養施設、ヘルシーメニューを提供する飲食店等を想定しておりますが、こちらのほうで割引などの特典が受けられます。また、特典その 2 としまして、運動施設の利用などを継続してさらにポイントをためていただくことにより、健康的な商品が当たるキャンペーンに応募していただける仕組みも実施いたします。加えて、特典その 3 として、このパスポートをプラットフォームとして活用する市町村や保険者にも独自のインセンティブ事業を展開していただき、県の特典と合わせてダブルインセンティブにより県民の皆様の日々の健康づくりを支援してまいります。

次に、少し飛びまして 37 ページのほうをお願いいたします。歯科保健医療対策の在宅歯科医療の推進です。これまで、在宅歯科医療につきましては、在宅歯科医療の現状の欄をごらんになっていただきますと、通院ができない方への歯科診療を推進するため、在宅歯科連携室を高知県歯科医師会館内に設置し、訪問歯科診療や往診依頼・相談に対応するとともに、在宅歯科診療を行う歯科医療機関に対し、貸し出し用診療機器の整備や助成制度を実施してまいりました。しかしながら、右上の課題にありますとおり、在宅医療の充実等により在宅歯科の利用拡大に対応するための体制づくりや、ケアマネジャーや介護施設等との一層の連携を図ることが必要であり、平成 28 年度の取り組みの 3 の④にありますように、在宅歯科医療の対応力向上を図るため、在宅歯科医療を担う歯科衛生士等を対象とした実技研修などの充実を図ってまいります。

以上が、日本一の健康長寿県構想の冊子を用いた説明でございます。

お手数をおかけします。お手元の資料の右肩に②と書かれました議案説明書、当初予算

のほうにお戻りください。97 ページのほうをお願いいたします。右側、説明欄の中段に記載しております、3 厚生統計費は、国から委託されております国民生活基礎調査などの統計調査に要する経費でございます、その下の、4 衛生研究所運営費は、衛生研究所における検査や研究に要する経費と、保健衛生総合庁舎の維持管理に要する経費などがございます。

次の 98 ページ、上から 3 つ目です。5 保健衛生総合庁舎整備事業費は、本年度 6 月の当委員会におきまして、契約議案を上程し、改築工事の概要とスケジュールを御説明いたしました、その契約額のうち平成 28 年の支払い分、債務負担の現年化分の方と、工事の変更増分、合わせました合算額 12 億 8,887 万 6,000 円を計上しております。これらの財源に、先ほど歳入のところで御説明いたしました、県債と県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入を充当いたしております。

続いて、99 ページの債務負担行為をごらんください。栄養士や調理師の免許証の発行及び送付、紹介対応業務の委託について 3 年間の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が、当課の平成 28 年度の当初予算案でございます。

続きまして、平成 27 年度の補正予算について御説明いたします。お手元の資料のうち、右肩に④の書かれました、議案説明書(補正予算)の 50 ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入予算でございます。この後、御説明いたします歳出予算の減額等に伴うもので、9 款、国庫支出金や、12 款、繰入金、15 款、県債の減額などがございます。

続きまして、52 ページのほうをごらんいただきます。歳出予算につきまして、右端の説明欄にしたがいまして説明させていただきます。

まず、一番上の人件費につきましては、先ほど部長から一括で説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

次の、2 健康長寿政策費 140 万円の減額は、各福祉保健所で雇用しております、障害者雇用の非常勤職員の報酬単価が当初の見込みを下回ったために減額するものです。

次の、3 保健福祉総務費の耐震改修等工事請負費 1,200 万円の減額は、幡多総合庁舎耐震改修等工事の入札残によるものです。

53 ページのほうをごらんください。2 項 1 目、保健衛生費の 1 健康づくり推進事業費のうち健康増進事業費補助金 400 万円の減額は、国庫補助事業であります健康増進事業費補助金におきまして、市町村が実施する肝炎検査等に要する経費につきまして、幾つかの市町村におきまして受診者の見込み数が課題となっておりましたため、実績の見込み額にあわせて減額をしようとするものでございます。その下の、健康づくり団体連携促進事業費補助金 360 万円の減額は、補助金の狙いであり健康づくり団体が連携した特定健診等の受診勧奨につきまして、国保保健事業やがん検診受診促進事業費補助金といった、ほか

の補助事業が活用されたことによりまして、当初の見込みよりも申請市町村が減ったことによるものでございます。

次の、2 歯科保健事業費 874 万 1,000 円の減額は、在宅歯科診療に取り組む歯科医院がポータブルレントゲンなどの機器購入を行うことに対して補助する、在宅歯科診療設備整備事業費補助金におきまして、各歯科医院が機器を購入した際、当初の見込みよりも安価に購入できたことによるものでございます。

次の、3 保健衛生総合庁舎整備事業費 1,500 万円の減額は、保健衛生総合庁舎改築工事の入札残によるものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明させていただきます。55 ページのほうをお開きください。

まず、上の保健衛生総合庁舎整備事業費は、保健衛生総合庁舎改築主体工事におきまして、埋蔵文化財の発掘調査のおくれなどによりまして、本年度予定の出来高が年度内に完了しない見込みとなったためでございます。

次の、保健福祉総務費ですが、安芸総合庁舎歩道等整備工事や幡多総合庁舎駐車場整備工事におきまして、設計協議に時間を要したため、年度内に工事が完了しない見込みとなったことによるものです。

以上が、平成 27 年度の補正予算についての説明でございます。

大変長くなりましたが、健康長寿政策課の議案説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎依光委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 在宅歯科医療の関係で、先ほど補正で 870 万円減額されてましたけども、予算でいうと 1,697 万円ぐらいあって、約半分が先ほど言うた安く購入できたということなんでしょうか。これ、平成 22 年から行われている分ですよ。ことしでもう終わったという。

◎中島健康長寿政策課長 はい。今年度限りとしております。県内の歯科医師会の支部の支部所のところでも機器の借り入れの整備が 40 カ所で終わりました。個人の開業しておる歯科医療機関からの申請に基づいた補助制度の申請が、先ほど説明しましたとおり、安価に終わったということでの残になっております。

◎坂本（茂）委員 去年の予算見積もりで見たら、1,697 万円で、それに対して減額 874 万円で約半分、2 分の 1 で購入できたということです。そんなに安くなるんですか。

◎中島健康長寿政策課長 去年は、当初予算で 1 カ所当たり 360 万円ほどで 7 カ所実績がありました。今年は、1 カ所当たり 137 万 4,000 円で 9 カ所という実績になってございますので、件数自体はふえてはおるんですけど、単純に購入された補助対象の単価自体が

半額程度に落ちたということでございます。

◎坂本（茂）委員 360万円しよったもんが、1年で137万円に安くなるがですか。中身が違うとかそんなことですか。

◎中島健康長寿政策課長 歯科機器の種類によって違ってまして、特にハンドピースなど安い機器の交付申請があったことで、そういう結果になってございます。

◎坂本（茂）委員 それと、もう一つですが、さっき言われた、在宅で高齢者の方だとか、寝たきりの方とかに訪問歯科診療をされてると思うんですけども。障害のある方なんかもそういった診察対応ですか。ちょっと以前に歯科医師の方に聞いたら、もうそれは高知市で、歯科医師会でやってる分だけしかないかのように聞いたんです。だから、県下的那种にそういう障害のある子供のお宅を訪問して歯科診療ができているか、そういう部分はどんな対応になっているんでしょうかね。

◎谷健康長寿政策課企画監 詳細な事例まではお聞きをしていないところでございますが、土曜日に歯科医師会の歯科診療所のほうで障害者の方の診療をしております。そこで受診された方が、訪問歯科診療につながったということはお聞きをしております。

◎坂本（茂）委員 そこで訪問歯科診療につながった場合は、それは県下で対応できるような歯科医師の体制というのはあるんでしょうか。

◎中島健康長寿政策課長 詳しくは地域福祉部の障害保健福祉課が所管しておりまして、ちょっと情報につきましては把握してないのが現状でございます。

◎坂本（茂）委員 去年ちょっと被災地のほうへ行ったときに、やっぱり障害のある方たちが、被災後になかなか歯科の診察が受けられなくて、そういった方を専門に訪問診療をされた歯科医師の方が、ほかの県から移住されてずっと対応されてたケースをお聞きしたんです。やっぱり災害後のそういう体制というのは非常に重要だなと感じさせられたところです。今の平時のときから、そういう体制を県下につくっておくことが大事なかなと思っておりますので、ちょうど今こういう事業がされているということですから、地域福祉部と連携しながら、充実させていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

◎桑名委員 歯科とがん治療の連携なんですけども、僕も前、質問もさせてもらったんですけれども、これは公営企業局の問題ですが、これを進める上であき総合病院と幡多けんみん病院で別途で行って歯を治療するのもできるんですけども、歯科医師会からしたら、歯科の科目をつくるんじゃないけれども、県立病院に部屋をとってもらって、椅子と排水ですよ、それぐらいのものをつくっていただいたら、この連携ももっとうまくいくんじゃないかということを言われてます。これも1回質問したんですけども、なかなか公営企業局にも言うんですけども、進んでいかないんですが、せつかくここまで充実させるのであれば、やはり県立病院もそういった体制をとっていくべきではないかなと思うんですが、健康政策課のほうはどうですか。そっちのほう。

◎中島健康長寿政策課長 私どもは、歯科医師会とは話をしながら、当然がん治療のときの口腔ケアによって全然違うとか、委員御存じのとおりのやりとりをしまして、ただ個別の両病院について中身をどうこうは、私のほうではお答えはできないんですが。進めていこうという姿勢ではやっておりますので。

◎桑名委員 こっちのほうが進めていくんだから、私も公営企業局に言ってるんですよ。毎回言ってるんですけども、そちらのほうからも、どうだということを一言ってもらったらと思いますが。そういった要望も届いていますので、こちらのほうもそのことは認識してもらってたらと思います。

◎吉良委員 厳しい環境にある子供たちの支援の4ページですかね。大目標の3。これの担当は、基本的なことですけども、健康長寿政策課がこれをまとめていらっしゃるんですか。

◎中島健康長寿政策課長 長寿県構想の取りまとめは当課でしておりますけれども、事業の施策の展開自体は地域福祉部が主になってまいります。

◎吉良委員 どういう位置づけで、これは健康長寿政策課にこういうふうにあるわけ。

◎中島健康長寿政策課長 私のほうからは、報告事項としまして第3期の長寿県構想の概要という形で説明させていただきまして、各柱の具体的な施策につきましては、地域福祉部のほうで改めて説明させていただきます。

◎吉良委員 わかりました。

◎大野委員 がん検診の受診の促進事業費のことですけども、要はがん検診を受けて、要精密となって、それで今度医療機関とか受診せん人に対するケアということやと思うんですけども、例えば何がんが多いとか、何かあるんですかね。

◎中島健康長寿政策課長 健康対策課ががん検診につきまして所管しておりますので、後ほど健康対策課のほうからでよろしいですか。

◎大野委員 後からですかね。わかりました。

◎依光委員長 以上で質疑を終わります。

ここで、休憩を10分とりたいと思います。再開時刻は3時10分をお願いします。

(休憩 15時2分～15時15分)

〈医療政策課〉

◎依光委員長 次に、医療政策課の説明を求めます。

◎川内医療政策課長 医療政策課でございます。

当課からは、当初予算及び補正予算案に加えまして、条例改正議案1件を御説明させていただきます。

それでは、平成 28 年度当初予算案につきまして、お手元の右肩②の議案説明書、当初予算の 100 ページをお願いいたします。

まず、歳入ですけれども、7 款 2 項 3 目健康福祉負担金は、2 節のほう医療政策費負担金としまして、救急医療広域災害情報システムの運営等に係る市町村からの負担金に加えまして、3 節の高知県・高知市病院企業団へ派遣している職員の人件費分を病院企業団から負担金として受け入れるものでございます。

次の 8 款 1 項 3 目の健康福祉使用料は、幡多看護専門学校の授業料や庁舎の使用料、また、その下の 3 目、健康福祉手数料は、准看護師試験や免許登録に係る手数料や幡多看護専門学校の入学手数料となっております。

それ以外に、101 ページにございます事業執行に伴う国庫補助金や基金の利子収入、基金繰入金など、後ほど御説明いたします歳出の特定財源となるものでございます。貸付金元利収入は、看護師養成奨学金等の償還金や、病院企業団への貸し付けに係る元金及び利子の償還として受け入れるものでございます。

次、歳出について御説明いたします。こちらは議案に沿いつつ、飛び飛びになりますが、健康長寿県構想の冊子を用いまして、主な事業について御説明させていただきます。

まず、議案の 103 ページをお願いいたします。歳出予算額総額は 70 億 3,611 万 4,000 円で、平成 27 年度当初予算と比較しますと 19 億 3,892 万 6,000 円の増額となっております。増額分の主な内訳は、まず 1 点は、スプリンクラー等整備事業費補助金、約 9 億 7,000 万円。次に、地域医療介護総合確保基金積立金が 15 億 9,000 万円で、昨年当初と比べると 4 億円余りの増でございます。

次に、地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金、約 4 億円、さらに、病床機能分化促進事業費補助金、1 億 6,000 万円などでございます。

次に、103 ページの下段から次の 104 ページについて御説明いたします。まず、説明欄で御説明いたします。

1 の人件費は、本課及び幡多看護専門学校の職員計 30 名の人件費でございます。

次の 2 の医療政策総務費は、当課の事務費及び地域医療再生臨時特例基金等の国への返納金でございます。なお、地域医療再生基金につきましては、後ほど条例改正のところで詳しく御説明させていただきます。

次に、105 ページにかけての 3 保健医療計画推進事業費ですが、高知県医療審議会や地域医療構想の策定に向けた調整会議などの開催経費及び地域や疾病ごとの医療連携体制の構築に係る経費、さらに訪問看護など在宅医療などの医療提供体制の強化に関する事業に必要な経費となっております。

ここで、日本一の健康長寿県構想の冊子の 34 ページをお願いいたします。在宅医療の推進でございますが、資料の下段、右側の今後の取り組みにありますように、地域医療構

想の策定とその実現に向けまして、現時点の病床機能の推計で不足が明らかとなっております。回復期病床の整備のために、回復期病床への転換に係る経費の助成を行うとともに、地域医療連携 ICT を活用し、機能分化した病床連携を強化してまいります。また、在宅での療養を希望される方のための環境整備としまして、医療・介護の在宅医療関係者が患者や利用者情報をスムーズに共有するための情報システムの整備を、本年度に行っております。来年度からは、このシステムの運用を開始して、参加いただく医療機関、介護サービス事業者等の拡大に努めてまいります。

次に、訪問看護サービスの充実につきましては、35 ページをお願いいたします。下段の右側にあります平成 28 年度の取り組みでございますが、まず、訪問看護体制のさらなる強化のため、人材確保・育成ということで、平成 27 年度に引き続きまして、高知県立大学への寄附講座の設置による訪問看護師の育成の研修と、受講生を雇用している訪問看護ステーションに対する研修期間中の人件費補助を継続します。また、平成 28 年度は、看護経験のある方々に加え、新たに新卒の看護師を対象とした訪問看護師の育成に取り組んでまいります。また、12 月議会でお認めいただきました看護師等養成奨学貸付金条例の改正によりまして、平成 28 年度からは、償還免除の対象施設として県内全域の訪問看護ステーションを追加する予定でございます。

次に、訪問看護体制の整備としまして、遠隔地への訪問看護サービスに対する診療報酬の加算が算定できないケースへの補助を継続するとともに、平成 28 年度からは、訪問看護師によるあったかふれあいセンターの利用者への健康相談に係る経費も補助対象といたします。

その他、先ほど御説明しました医療介護連携情報システムの運用によって、訪問看護師を含めた関係者の情報共有により体制強化を図ってまいります。

次に、議案説明書にお戻りいただきまして、105 ページの中ほど、4 の救急医療対策費でございます。

こちら、日本一の健康長寿県構想の 49 ページの右側にあります、平成 28 年度の取り組みのほうで御説明をいたします。49 ページの救急医療体制の確立、右側の平成 28 年度の取り組み欄ですが、本年度に引き続きまして、救急医療機関の機能維持のため、休日夜間の医療提供体制や三次救急医療の確保、救急医療機関の適正な受診に向けた啓発や小児救急電話相談、いわゆる #8000 など、急病時の対応への支援を行ってまいります。

また、真ん中ほどの地域の二次救急医療機関による受け入れ増加に向けまして、救急医療従事者研修を引き続き開催するとともに、平成 27 年度から救急告示病院の認定・更新の要件に、研修の受講や救急患者の受入状況の検証・報告の義務づけを加えることなどによりまして機能強化を図ってまいります。

さらに、昨年 4 月から全救急隊へのタブレット端末の導入や、救急現場からの画像伝

送といった新システムの運用を開始しましたこうち医療ネットにつきましましては、医療及び消防の現場の声を反映したシステムのさらなる改良や、入力データの分析を進めることによりまして、効果的な救急医療体制の構築につなげてまいります。

次に、一番下のドクターヘリでございますが、平成 27 年度の出動実績は本年 1 月末までに 596 件に上っております、昨年度、平成 26 年度全体の 550 件を大きく上回っております。また、高知赤十字病院や近森病院からフライトドクターの協力をいただくなど、体制の強化を図りながら円滑な運航に努めてまいります。

次に、災害医療救護体制でございます。議案説明書では、106 ページから 107 ページにかけての 6 の災害医療救護体制整備事業費でございます。南海トラフ地震等の災害時に適切かつ迅速な医療救護活動を行うため、必要な医療救護体制の整備や病院の耐震整備などを図るものでございます。

こちらの具体につきましましては、日本一の健康長寿県構想の 76 ページで御説明をさせていただきます。南海トラフ地震に備えた医療救護体制としまして、地域の総力戦による「前方展開型」の医療救護体制の構築に重点を置いて取り組んでまいります。左側の縦書きの、地域ごとの医療救護の体制づくりのところでございますが、まず、総力戦の体制づくりとして、地域ごとに医療救護の行動計画について、新たな地域での策定や訓練等による検証を行うための経費を計上しております。また、その下の総力戦の人材確保ですが、来年度は地域の医師を対象とした災害医療に関する研修をスタートさせるとともに、高知県看護協会が実施をしている地域災害支援ナースの育成事業に助成を行います。その下の、総力戦の場所と資機材の整備につきましましては、従来に引き続いて医療機関等の施設、設備、備品の整備に対して助成を行うほか、医療施設の耐震化を支援してまいります。

次に、縦書きの、地域をバックアップする体制づくりとしては、災害発生後に県内の医師やDMA Tなどを参集拠点から地域へ送り届ける仕組みづくりなどを進めるために必要な経費を計上しております。

次に、議案説明書の災害のその次の 7 看護の人づくり事業費でございます。こちらは、看護職員の資質向上を図る事業に係る経費や准看護師試験の実施、また、看護職員確保対策のための事業費や幡多看護専門学校の運営費、看護師等養成所の運営や施設等の整備に対する助成でございます。

具体としましては、日本一の健康長寿県構想の 47 ページで御説明させていただきます。右側下段の平成 28 年度の取り組みでございます。まず、看護職員の確保対策の推進として、まず一番上の看護師養成施設の運営費補助とともに、その下の看護学生を対象とした就職説明会の開催などを通じまして、県内の医療機関を知ってもらうことで県内定着を図ってまいります。あわせて、先ほど訪問看護のところでも申し上げました、看護学生を対象とした奨学金の条例改正によりまして償還免除対象を拡大することで、人材の不足感が強い中

山間地域や訪問看護ステーションでの就労につなげてまいります。この㊦の下のぽつでございしますが、昨年10月から看護職員の退職時の届け出が努力義務化されたことに伴いまして、いわゆる潜在看護職員の把握から復職支援までを一貫して行えるよう、ナースセンター事業による就業支援を高知県看護協会と連携して進めてまいります。そのほか、看護職員のキャリアに応じた各種の研修により資質向上を図るとともに、管理者向けの研修などにより勤務環境の改善による職場定着につなげてまいります。

それでは、議案説明書の②に戻っていただきまして、108ページ下段の8移植医療推進事業費でございます。県民の臓器移植に関する理解を深めるため、高知県腎バンク協会に対して、臓器移植コーディネーターの設置及び啓発普及活動への経費を助成するほか、骨髄からではなくて末梢血からの造血幹細胞を採取するために必要な医療機器の更新に対する助成などを行うものでございます。

その下、109ページの上から2行目の9地域医療介護総合確保基金積立金は、平成28年度事業の中で、当課を含め医療介護分野の地域医療介護総合確保基金を財源として見込んでいる事業に充当するため、事業費に相当する額を積み立てる予算でございます。

続きまして、高知医療センター運営支援事業費でございます。一般職給与費は、当課所属で病院企業団に派遣されている職員11名の給与費でございます。企業団負担金は、医療センターの施設設備整備の起債償還及び救命救急センターなどの運営費、医療センター職員の研修経費などに対する構成団体負担金でございます。原則として、国が示す繰り出し基準に基づき、県市2分の1により負担をしているものでございます。

次に、111ページ、債務負担行為でございます。看護師等養成奨学貸付及び助産師緊急確保対策奨学貸付は、それぞれ将来指定医療機関で、県内で勤務する意思のある学生への奨学金で、奨学期間に応じた貸付期間となりますことから債務負担をお願いするものでございます。

次に、695ページをお願いいたします。こちらはこれまでに債務負担行為の承認をいただいておりますもの、これまでの支出見込み額と平成28年度以降の支出予定額でございます。

続きまして、平成27年度補正予算案の御説明をさせていただきます。右肩④の議案説明書（補正予算）の56ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、後ほど歳出で御説明する諸事業の減額または予算計上に伴い、それに係る国庫補助金が減額または増額となります。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

次に、歳出につきましては、58ページからお願いいたします。

説明欄の下段、1人件費につきましては、部長からの総括説明で御説明しておりますので省略いたします。

2の医療政策総務費の国庫支出金精算返納金は、過年度に国から受け入れた補助金の受け入れ超過額などを国へ返納するものでございますが、返納額が当初予定を下回る見込みとなりましたので減額をいたします。

次に、3保健医療計画推進事業費の減額は、保健医療計画に定める主な疾病ごとの医療体制検討会議の開催回数が見込みより少なかったため、報償費で不用が発生したものでございます。

59ページをお願いいたします。4の救急医療対策費ですが、救命救急センターの設備整備に係る補助金や救急医療啓発の広告作成費の委託料で入札減が発生しましたので減額を行うものでございます。

5の災害医療救護体制整備事業費では、災害医療訓練を県の総合防災訓練と合同で開催することによって委託経費を削減できたこと、また、病院の耐震化事業において当初見込んでいた事業者は、経済的な理由などにより事業実施を延期したことなどに伴う補助事業費の減額でございます。

次の、6の看護の人づくり事業費でございますが、新人看護職員に対する研修補助で実施する病院が当初の見込みを下回ったこと、また、病院内保育所運営支援事業費補助金で当初見込みから補助基準となる園児や保育士のニーズに変動があったこと、また、看護師宿舎整備事業で事業者が工事实施を取りやめたことから、それぞれ不用が発生いたしました。

次に、60ページをお願いいたします。7の移植医療推進事業費ですが、高知県腎バンク協会に対する補助で、補助対象となる人件費が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

8の地域医療介護総合確保基金積立金の増額補正ですが、この基金の医療分の平成27年度計画に対する国からの交付が2回に分かれて内示されたことで、1回目内示分は9月議会で補正予算を計上いたしました。このたび、国から2回目の内示がありましたので、この予算を再度積み立てを行うものでございます。あわせて、地域福祉部所管になりますこの基金の介護分につきましても、国の補正予算の成立に伴いまして県への交付が見込まれておりますので、この介護分の予算の積み立て、医療分2億2,000万円、介護分6億9,000万円の計9億円余を計上いたしております。

次の高知医療センター運営支援事業費ですが、負担金の減額につきましては、企業債利息の償還金などが見込みを下回ったことでございます。

次の61ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。災害医療救護体制整備事業費のうち、医療機関等災害対策強化事業費補助金でございます。こちらは、災害時の医療救護活動を迅速かつ円滑に行うための医療機関等の施設などの整備を支援するものでございます。本年度交付決定を行ってございましたもののうち、幡多けんみん病院の井戸の

浄水装置の整備におきまして、当初の見込みを上回る時間を要してございまして、年度内の事業完了が困難となったことによる繰り越しでございます。

続きまして、条例改正議案をお願いいたします。説明は、議案参考資料、健康政策部の医療政策課の赤いインデックスをお願いいたします。

まず、1 ページ目でございます。1 ぼつの改正の理由でございますが、今回の条例議案は、国の平成 21 年度補正予算で造成しました地域医療再生臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正されたことを考慮して、基金を解散する前において、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、基金の一部を国庫に返納することができることとするよう必要な改正をしようとするものでございます。この基金事業は、平成 27 年度末で完了をする見込みでございますため、平成 28 年度以降、国が定める手続に基づいて残余額の返還を行う必要がございます。

次に、2 ぼつの改正内容は、先ほど申し上げた内容を新旧対照表に記載をさせていただきます。

なお、3 のその他に記載をしておりますが、平成 29 年度においては、繰越事業に係る精算手続を終えた後に、基金解散に係る国からの承認を経て、基金の解散という手続の流れとなりますが、基金解散に係る国からの承認については、手続の詳細が平成 28 年度に示される予定でございまして、その時期が未定でありますことから、基金の失効期限を定めるための改正については、平成 28 年度に再度提案させていただきたいと思っております。

次、2 ページをお願いいたします。ここで、地域医療再生基金事業の概要について御説明いたします。本基金は、平成 21 年度の国の経済危機対策における地域医療再生臨時特例交付金と地域活性化経済危機対策臨時交付金を原資として計約 89 億円を積み立てまして、県において策定した各年度区分における地域医療再生計画に定めた取り組みの事業に充当してきました。地域医療再生計画の内訳はこの左端にございますが、まず、平成 21 年度補正によりまして、2 つの地域で 25 億円ずつ計 50 億円。これに、下段にあります地域活性化交付金 9 億円を加えまして、計 59 億円。そして、平成 22 年度補正予算で、これは全圏域を対象として約 18 億円。平成 24 年度補正予算によりまして、全圏域を対象として約 12 億円で造成をしてそれぞれ執行をしております。

本県における主な取り組み内容は、ここに記載のとおり、医師確保対策、災害医療対策、小児・救急医療対策、在宅医療対策、周産期医療対策、がん対策などでございまして、平成 22 年度から平成 27 年度までの間、ここに掲げてありますような成果により医療提供体制の充実を図ってまいりました。なお、資料の最下部に記載しておりますが、国への返還が必要となる不用見込み額は約 1 億 3,600 万円でございます。全体としての執行率は 98.5%になっております。また、この資料の右端の欄ですが、地域医療再生基金終了後におきましても、先ほど予算案で申し上げました、地域医療介護総合確保基金及び一般財源

により所要の財源を確保の上、各取り組みともそれぞれ掲げた方向性に沿った対策を推進していくこととしております。

医療政策課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎**依光委員長** ありがとうございます。

質疑を行います。

◎**西森委員** 補正予算で、看護師の宿舎の施設整備を何か取りやめたとかという話がありましたですね。これ、もうちょっと詳しく。

◎**川内医療政策課長** こちらは、看護師宿舎の整備を今年度考えておりましたけれども、その工事において予定していた建設事業者の作業員の人員不足、また、工事費が高騰をしている関係で、今年度は事業実施できないという申し出がございまして、本年度について中止となっております。来年度以降の整備につきましては、現在のところ、まだ決まっていないと補助対象事業者から聞いております。

◎**西森委員** 具体的にはどこなんですか。

◎**川内医療政策課長** 近森病院でございます。

◎**西森委員** なかなか、やっぱり資材高騰とかそういうこと。

◎**川内医療政策課長** はい。リハビリテーション病院も含めまして、あの一带の病院の再整備が進んできておりまして、そこでの資金繰りなどの要因もあるとは聞いております。

◎**西森委員** 部長にお伺いしたいんですけども、地域医療の再生臨時特例基金の取り組みなんですけど、平成 27 年で終了で、返還見込み額 1.36 億円、執行率 98.5%ということですが、今までの取り組みに対しての所見というか、そのあたりをちょっと教えてください。

◎**山本健康政策部長** 事業自体は多岐にわたってますけど、やっぱり一番大きいのは医師確保に対してかなり手厚い国からの財政的な支援があったということで、医療再生機構を含めて、奨学金自体には県単ですからこれを使ってないんですけども、さまざまな支援制度が打てたなというのはすごく大きかったんじゃないかなと思います。それから、施設関係においても医療機関の耐震工事とかにもこの基金が使えましたので、まだまだ 60%ぐらいですけども、20%ぐらい整備が進みましたので、その点についても大きかったんじゃないかなと思います。なお、今後は、先ほど説明もありましたけど、この基金が全部終わったら、じゃあ、やまるというわけにはいきませんので、次は総合確保基金を使って、何とか県単等交えながら、引き続きやっていきたいと考えております。

◎**西森委員** 今後、さらに充実をさせていただきたいと思いますのでお願いいたします。

◎**吉良委員** 106 ページの地域医療情報ネットワークシステムと病床機能分化というのは、これは地域医療構想にかかわっての事業と押さえてよろしいのでしょうか。

◎**川内医療政策課長** はい、そのとおりでございます。

◎**吉良委員** それで、この回復期病床への転換促進が、こちらの 34 ページを見ると増額さ

れて、この1,080万円から1億6,255万円となっているわけですが、具体的にどれぐらい転換促進が現時点で進んでいるのか、それぞれの病床数含めて、現状をちょっとお教え願えますか。

◎川内医療政策課長 まず、今年度につきましては、9月議会でも御説明させていただきましたけど、地域医療構想がまだ策定中という状況ですので、まだ回復期への具体的な転換という動きが認められておりません。今年度については、現時点で未執行という状態でございます。地域医療構想は、来年度の前半に策定予定でございます。医療機関に一定見込み額の調書を出しまして、来年度、今で確定している案件は、施設整備というものではないでございますが、一定の手挙げの見込みを想定して当初予算を組んでいる状況でございます。

◎吉良委員 どれぐらいの見込みを背景にした、この予算になってるわけですか。

◎川内医療政策課長 平成28年度に実施予定と手挙げがありました。6病院でございます。これについては、まだ現時点では来年度の展開について検討中ということで、実際に着手できるかどうかはわかりません。いずれも回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟への転換を目指すものでございまして、それぞれの病床数を足しますと、おおむね100床程度ということになります。多くは備品の購入や一部病棟の改修に伴うものでございまして、それらを積算いたしまして1億6,200万円でございます。

◎吉良委員 そうしたら、もう一つの地域連携ICTということで在宅医療へ移っていく。それを念頭に置いた予算が4億円ですか。216万円から4億1,000万円というのは、これについてはどうなんですか。

◎川内医療政策課長 こちらは、今年度は医療機関がまず連携をして、この事業を実施するための、現在、任意団体でございますが、これを一般社団法人化する作業をしていただいております。そうした着手を今年度は行って、来年度、本格的にサーバーの購入やシステム構築を行うものでございます。現時点で、県内の13の病院が参画をして、電子カルテの情報を共有するというものもやって、これらの病院は相互に電子カルテを閲覧することができるようになります。加えて、県内のその他の病院や診療所がその13施設の電子カルテを閲覧できるような形になります。そのシステム構築を来年度に行うということで少し大きな額を、今回、予算措置をさせていただこうとしております。

◎吉良委員 実質的にその計画を待たずに、既に転換を図っていくように予算措置をしているということなんで、心配するのは、やはり計画はまだできてないのに先行していくことについて、検討の段階でどのようにそれを反映していくのか。

◎山本健康政策部長 基金事業、御存じのように財務省のほう転換の分には手厚く積むということで、この平成27年、平成28年、平成29年の3カ年で転換するための基金を各県に積みなさい。その基金を積むには当然計画をつくらなきゃいけません。その中で、高知

県にとって回復期が不足してるのは明らかです。ですから、その分について枠として積みましたというのを昨年の補正のときも説明させていただいたと思いますけれども、今はまだ回復期病棟についてはそういう考え方です。委員言われるように、まだ計画が多分ことしの夏ぐらいにできまして、それに基づいて、医療機関が回復期へ当然不足してるところに行くのは明らかだと思いますけども、早い者勝ちになってもいけませんので、全体が見えた段階も含めてどういう執行をするかというのは、これから県も当然そうですけども、医療関係者とも協議をしながらやっていくと。ですから、正直に言いまして、基金は積んでいただけるんで。具体の計画があるわけではないですけど、明らかに不足する回復期について枠でとっていると御理解をいただければいいと思います。

それから、ICTのほうは、これは在宅も含めた病院間の連携とか病院・診療所間の連携というのは、いずれにしても、いるのは明らかですんで、これについては今年度からやっている、そういうことでございます。

◎坂本（茂）委員 一部関連しますけども、いわゆる地域医療情報ネットワークシステムの中で、1つはシステムの構築費ということを言われましたけども、新たな一般社団法人化する組織の運営費などもあると思うんですが、その内訳はどんなになってますか。

◎川内医療政策課長 まず、全体としてのシステム構築につきましては、県から10分の10補助をさせていただく予定であります。運用については、やはり受益者負担ということで一般社団法人が各参加する医療機関から会費収入を得て、事実的には運営をさせていただくという仕分けで考えております。

◎坂本（茂）委員 ということは、4億円余の補助金そのものは法人の運営費には充てんということですか。受益者負担ということで会費で運営するという。

◎川内医療政策課長 一部で事務局経費の補助は入っておりますが、この事業の本体の運営につきましては、会費収入で運用させていただくということで考えております。

◎坂本（茂）委員 だから、例えばシステム構築費が4億円のうちこれぐらいで、法人運営費はどうなっているのかを聞きゆうわけです。それと、システムの構築費はもう完全にサーバーなども購入したりして、システムの構築の検討だけじゃのうて、システムそのものが平成28年度事業の中ででき上がるという想定なのかどうか。

◎川内医療政策課長 システムの構築自体は平成28年度中でございます。来年度の予算でシステム構築そのものにつきましては、4億1,000万円のうち3億8,000万円余りになります。来年度は、システム開発ということでまだ会費収入が発生しませんので、運営費として2,500万円余りを計上をしております。うち、人件費が1,400万円。その他、需用費や通信運搬費、使用料賃借料などがございます。

◎坂本（茂）委員 システム構築は、稼働できるまでの状態に来年度はなると。3億8,000万円かけて稼働できるまでの状態になるということですかね。

◎川内医療政策課長 平成 29 年度は、本格運用といたしますか、まだ試験運用という段階になりますので、実際には平成 30 年度から本格運用という形になります。システム構築自体は、基本的には来年度でやり終えるということになります。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

それと、ICTを活用した救急搬送体制ということで先ほどお話もありましたけど、タブレットをそれぞれ救急車に持たせてというのをずっとこの間やりゆう。その一定の改良を加えるということで今回予算化があるんですけども、その搬送時間の短縮とか効果的な救急診療にどうつながったか、具体的な成果の部分をお聞かせいただきたいんですけど。

◎川内医療政策課長 今おっしゃっていただいたシステムにつきましては、今年度の4月から運用を開始しています。当初、最初は運用開始したばかりでしたので、システムの活用とか若干のトラブル等もあってばたばたしたんですけど、今のところ順調に運用ができていと感じています。成果につきましては、まだ今後、検証していかなければならないんですけども、今のところ毎月の一定の数字が確認できることになってきてますので、その中で見てみますと、ただ搬送時間といった部分ではそんなに短縮したという効果は今のところは見えてません。それは、やっぱり高知市近辺では非常に時間的な短縮が見られるんですけども、室戸とか嶺北とか、中山間地域からの搬送に関しては、まだ時間がかかっているという感じです。ただもう一つの課題でありました搬送の紹介件数ですけども、要するに1カ所で断られ2カ所断られという形ですけども、それにつきましては、平成 26 年度に3%台だったのが今のところ1%台で、4回以上紹介したという数字を出しますと、4回以上紹介したのは、昨年、平成 26 年度は3%台やったんですけども、今年度は1%台まで落ち、要するに割とスムーズに搬送先が決まっているという効果も今のところは見られてきてます。

それから、あわせて動画のカメラとかタブレットでも撮影できるんですけども、そういったものは、遠くから搬送してくる患者さんを医療機関が診るのには非常に役に立っているということも医療機関の方からお伺いしております。そういった点では非常に役に立っているかなと思ってます。また、システムの運用・活用についてはまだまだ消防隊もなれてないところもあったりしてまして、その辺、今後うまく活用していければもう少し時間短縮とかにも効果が出てくるかなと考えております。

◎坂本（茂）委員 去年スタートしたときに、去年の予算の8,500万円の中にはタブレット代も入ってたんですか。これはシステムだけなんですか。

◎川内医療政策課長 タブレット代も入ってまして、今、消防本部のほうにも貸し出しをしているということになります。

◎坂本（茂）委員 それでいうと、今回はタブレット購入費用というのは要らない中でほぼ同額の8,100万円というのは、むしろシステム改良にお金が相当かかるということなん

でしょうか。

◎川内医療政策課長 実は、昨年度はシステム改修に別途1億数千万円の予算をいただけてました。この救急医療情報システム全体の運営費、すなわち救急医療情報センターに委託をしている部分につきましては、昨年度と同様の水準となっております。そのタブレットの配付等につきましては、平成26年度のシステム開発の経費の中に含まれておりました。

◎坂本（茂）委員 わかりました。ぜひ現場の声を反映させて、よりさっき言われたような点で効果が上がるような形で改良していただけたらと思います。

最後に、看護師の確保の問題です。1つは、外国人看護師の候補者就労研修支援事業というのがありますけれども、前年より若干ですけれど増額されているのは、わずかですけれども、どういう状況で増額されているのかということと、この事業によって高知県内で外国人看護師がどれだけ就労されているか、もう一つは、看護師の養成奨学金の貸付事業が前年度と比べると、若干、1,400万円ほど減ってるかと思うんですけども、継続してる方は卒業とかいうこともあるでしょうし、逆に新規も前年度と比べると少なく見積もられているわけですが、やはり多少看護師が確保されて、この貸付金のニーズが若干減りゆうという受けとめでいいんでしょうか。たまたま、来年度はそういう回りになってるということでしょうか。

◎川内医療政策課長 まず、後段の奨学金でございます。これ、平成26年度につきましては、新規の貸し付けが予算を上回る70名近い応募がございました。これは各学校を回って、この奨学金の説明を足しげく行ったことによる掘り起こしの効果だったと思います。今年度につきましては、新規の貸し付けが49名に少し減少しております。ただ、平成25年度以前は40名程度で推移をしておりましたので、その水準よりは少し多くなっております。これには幾つか要因があるかと思いますが、六十数名にお貸しをしましたがけれども、ある意味安易な気持ちで借り受けを始められたけれども、やっぱりよくよく考えると県内の中山間地域でということは考えてないとか、また、中途退学に至るケース、いわゆる辞退がふえたという経緯があります。今年度の新規の貸し付けにつきましては、学校側でも学生たちによくこの制度の趣旨を説明をしていただいで、中山間地域への就職が恐らくこの方だったから見込めるだろうという方々に手挙げをしていただいたということで目減りをしたかなと思ってます。平成28年度の当初予算は、新規が60名分で少し今年度よりは大目に要求させていただいておりますので、もう少し奨学金貸与者の上積みを頑張っていきたいと思えます。

もう一点、外国人の就労支援事業ですけれども、今年度は6名の方々が補助対象でしたけれども、来年度は2名ふえまして8名の方々が対象となりますので、その分増額をさせていただいております。これまで我が国の国家試験ないしは准看護師試験を受けられた合格者数ですが、平成25年度に看護師が1名、准看護師は2名。これ1名重複がございました

ので、実質、合わせて2名。平成26年度は正看護師はおりませんで、准看護師として1名合格でございます。平成27年度の准看護師試験の結果は、今週金曜日に発表でこれからです。

◎坂本（茂）委員 そういった方が試験に合格して高知で働いてるのか、また母国へ帰られたりとかいうケース。

◎川内医療政策課長 いずれも県内の医療機関で、もともと県内の医療機関で看護助手として勤務されながら資格を取られましたので、引き続き同じ医療機関で勤務をされております。

◎坂本（茂）委員 補助先が1つの医療機関なんですけども、それはほかにもそういう医療機関、うちでもそういう形で研修を受け入れたいとかいうのはないんですか。

◎川内医療政策課長 現実的には、EPAで来られた方のEPAによる外国人看護師の受け入れとしては南国中央病院のみですが、これと別途、インドネシアから留学をされて明德義塾高校に編入をして、高知学園短期大学等に入学をして、このEPAという枠組みではなく、正規といいますか、一般の外国人として留学として受験をして、昨年も3名の方が看護師国家試験に合格をされております。もみのき病院・内田脳神経外科の系列で勤務をされております。

◎浜田（英）委員 前段の危機管理部で、南海トラフ地震対策で前方展開型の医療救護体制の確立という項目がありました。これは、地域の持てるポテンシャルを最大限発揮した総力戦で対応するということだと認識しています。去年の秋口だったと思いますが、JA高知病院を中心に一度訓練をやったような記憶をしておりましたので、危機管理部のほうに、これはもうぜひ、訓練をやるといういろんな課題が洗い出されるので、非常にいい機会なので、ことしもやるべきじゃないかということで、健康政策部とは十分な協議をして予算化もされてるのかという思いで質問をしてみたんですが、どちらかというたら、危機管理マターじゃなくて健康政策部マターのような気がしたので。今回、健康政策部ではそれは予算化されてるんですか。

◎川内医療政策課長 委員がおっしゃる訓練というのは、今、各地域地域で行動計画づくりを進めておりますけども、その一環として、先行的に南国市でやったということになります。その訓練はJA高知病院を1つの基幹病院としまして、その周りの、例えば診療所とか福祉施設との連携がうまくいくとか、あと、避難者も病院に押し寄せてくる中でどういう対応をしていくか、そういった今までにはちょっとなかったような新たな訓練を実施したということで、去年の9月が前段の準備でして、12月に本格的に実施したんですけども、それを先行的に南国市のほうでやった。南国市は行動計画づくりをモデル的に1年先から始めていたこともありまして、まずはそういった訓練を進めてみましょうという所長の考え方もあって、それで実施したと。なかなか好評であったと聞いておりますの

で。来年度以降、ほかの地域でも、今、行動計画づくりを進めておりますので、その行動計画をさらにバージョンアップしていく、それを検証していくためにも訓練は必要ですので、南国市で行われた訓練を各地域でも参照して進めてくださいという形で今お願いをしております。予算につきましては、その行動計画づくりの中に、若干ですけれども含まれています。大きな予算としてはかかっておりませんので、そういった形で地域地域の行動計画づくりを進める中の訓練という形の中で、一定の予算を組んで進めていくことになっております。

◎**浜田（英）委員** 大変結構なことで、継続してやってもらわないかんのですが、要するに危機管理部との共同事業のような形だと僕は思ったんですけども、どうもそこら辺がうまく連携がとれているか心配したんです。

◎**山本健康政策部長** 地域本部と密接に協議をしながらやっていますけども、ただ南国市の分はやっぱり医療がメインでしたので、健康政策部ということになってます。ただ、実際いろいろ危機管理部と当然協議しながらやっていますし、それから医療従事者がメインであればうちですけども、一般の県民の方も一緒にいろいろ研修をやっていただくとなると、それは危機管理部のほうにもなりますので、その場合は一緒にやると。ですから、どういう訓練をするかによって協議をしながら一緒にやっていってしますので、全く向こうが関係ないということではなくて、今回は地域本部が絡んで一緒にやったというふうに御理解いただければと思います。

◎**浜田（英）委員** 平成 28 年度としては、どこかがやるつもりがありますか。

◎**山本健康政策部長** 今、各福祉保健所ごとに地域の行動計画づくりをずっとやっていますので、その熟度によって毎年毎年訓練しながら見直しをしていく形ではずっと進んでいっていますけども、恐らくまだ来年度は南国市がやったような大規模な、新聞に取り上げられていただけたところまではまだ難しいのかなとは思っています。ただ、それぞれの地域で市町村、医師会を巻き込んで計画づくりをやっていますので、規模はともかく、訓練をし見直しをし、はずっと続けていくようにやっていきます。

◎**坂本（茂）委員** 今の関連で 1 つ伺いしておきたいのは、いわゆる前方展開型の医療救護体制の構築の中で最困難課題地域への対応ということで、完全孤立地域と長期浸水地域というのがあって、なおかつ長期浸水地域はさっき午前中の議論もあったんですけども、危機管理部に言わすと、救出に 40 日かかるだろうと。けど、その場合に医療を施さなければならぬ方を優先して、例えば搬送してくるとか、そう考えたときにそういう人たちは何日以内に、例えば状態にもよるでしょうけども、最困難課題地域への対応は、これからの検討になるんでしょうけども、どんなにイメージされてるのか。救出してきて治療をするのか、あるいは、場合によっては出向いていって治療をするのか。そういうところなんか、どんなに考えられているか。

◎川内医療政策課長 最困難課題地域として2つ挙げております。1つは孤立するような、例えば室戸市・東洋町なんかで道路が寸断されて、集落自体が孤立して、そこに医療従事者もいないと、そういう状況で、じゃあどうしていくかということになります。そういったときには、1つ考えられるのは、医療従事者はいないけれども、一定の県民の救護等によって対応をしていけないかということ。それから、潜在の看護師なんかが多分いると思いますので、そういった方をうまく活用して地域の中の医療救護を進めていけないかということを考えてますし、当然、搬送とか医療従事者をこちらに運んでいくといったことも今後考えていかなければならないと考えてます。

あと、長期浸水に関しましては、2年ぐらい前に一定、大体4,600人ぐらい高知市に要医療者がいることが調査でわかっておりまして、療養型の病床等はちょっと入れてなかったもので、その辺もう一回ちょっと再精査をしなければいけないんですけども、その当時ではやっぱりなかなか搬出するためのボートとか、そういったものが足りないので、一定期間、病院とかで籠城をするということで、籠城のための備蓄とか、そういったものを考えていかなければならないとその当時は考えてましたけれども、そこは、それだけではなくて、どうやってそこから救出して、救出した入院患者たちはどこへ運んでいくかといったことを今後どうしても考えていかなければなりませんので、そのことにつきましては、来年度、高知市ともやっと前に話を進めていくと聞いておりますので、来年度以降、高知市と連携しながら、検討していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 今、想定されてるのは、もともと病院に入られてる方でそれぐらいの方がおるだろうということで、当然、地震によって新たにけがをした方も出てくるわけで、そういう人たちが、いわゆる長期浸水地域内の避難所にそれぞれいる場合にどういうことを考えるかも念頭に置いた対応策を考えていかないと、ちょっとその部分が今の考えだと完全に欠落していると思うんですよね。

◎川内医療政策課長 今のはちょっと長期浸水の中での要医療者についてお話しさせていただきましたけども、それ以外にも当然新たに発生される負傷者の方もいらっしゃいますので、そういった方々をどこの病院に集結させるかとか、どこに避難させるか、それから避難所からどうやって搬送するとかいったこともあわせて、高知市の医療救護計画の中では、先ほどの南国市の形と同じように、拠点病院を中心とした、その周りの医療機関と連携して地域地域で対応していくと、そういう計画を持っております。これはまだ具体化されておられませんので、それもあわせて来年具体化していく。その中で、そういったことも検討していこうと考えております。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈医師確保・育成支援課〉

◎依光委員長 次に、医師確保・育成支援課の説明を求めます。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 医師確保・育成支援課でございます。よろしくお願いたします。

当課が御審議をお願いする議案は、平成 28 年度一般会計当初予算と平成 27 年度一般会計補正予算の 2 つでございますが、その前に、当課の主要事業でございます、県内の医師の状況と人材確保・育成支援策の基本的な枠組みについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、日本一の健康長寿県構想の冊子、これの 13 ページをお開きいただけますでしょうか。当県では従来から 3 つの偏在ということで、13 ページの図表 14 に示しております若手医師の減少、医師の地域偏在、それから医師の診療科偏在というのを改善するためにこれまで取り組んでまいりました結果、この 3 つの偏在につきましても、少しずつ改善の兆しが見えてきたというところがございますので、これまでやってきたことが、基本的に方向としては、ある程度、医師側には評価されてるのかなと思っておりますので、引き続きこの方向にのっとって若手医師が県内に残り、集まって育成できる環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

そのために、次に 44 ページをお願いいたします。右上、課題の欄にありますように、中長期的な視点に立った安定的・継続的な医師の確保や、短期的な視点に立った現在不足している診療科での医師の確保など、課題を念頭に、医学部の学生、研修医、専攻医、専門医、指導医といった医師の各ライフステージに応じて必要な施策を、医師確保から育成・支援向上、それから勤務環境の改善のそれぞれの視線で抜け落ちることがないように構成しております。事業の実施に当たりましては、事業目的と特徴、対象者の状況などを踏まえて、県が直接支援するもの、それから一般社団法人高知医療再生機構や大学等に補助を委託して実施するものなど、工夫をしており、県、高知医療再生機構、大学、高知県医師会、各医療機関が連携し、県全体として医師の人材確保・支援育成を実施していくように心がけております。

次の 45 ページをごらんいただきたいと思っております。これまでの成果といたしましては、中長期的な視点から、県が直接実施しております医師の養成奨学金貸付では、平成 27 年度に奨学金を受けている医学部の学生が 181 名で、これまで奨学金を受けて卒業した医師が 41 名おります。そのうち、償還免除を達成した医師が 4 名で、いずれも引き続いて県内で勤務をしていただいております。残念ながら、別のルール以外のところで奨学金を返還中のものが 3 名、1 名は高知県内で勤務をしておりますが、残り 2 名は県外のほうに行かれました。残り、現在償還猶予期間内で県内等の医療機関に勤務してるのは 34 名という状況でございます。ことしの 3 月に卒業します、奨学金貸与を受けた 6 年生が 29 名います。そ

のうち、残念ながら県外で初期臨床研修を受けることを選択した者が2名で、残り27名は県内で初期臨床研修を受けていただけるということになります。また、現在、奨学金貸与を受けて現在初期臨床研修2年目の医師は5名おりますが、いずれも高知県内で引き続き3年目の専攻への研修を受けていただくというような状況になっております。この状況は、先ほど申しましたように、現在181名の貸与を受けての方がいらっしゃいますし、順次、平成28年度の予算でも35名の奨学金枠をとっておりますので、一定続いていくかなど、また続くように努力していかないとはいけませんので、量的な確保につきましては、一定、ある程度明るい兆しが見えるようになりましたので、今後はあわせて、一層医学部の学生や若手医師の育成・資質向上の視点を重視することで県内の定着を図るとともに、中山間地域での医師不足解消に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、その下の①の中にございます、若手医師の育成支援体制の充実にありますように、医学部の卒業後に高知県内で着実にキャリア形成できる環境の整備に向けて、新しく現在検討されております専門医研修プログラムに沿って、高知大学医学部附属病院や県中央部の基幹病院と中山間地域の中核的な医療機関を行き来しながら、専門医の資格が取得できるように、各医療機関や地域医療支援センターと連携をして取り組んでまいります。あわせて、資料の右側にありますように、これまで若手医師のキャリア形成支援として高知医療再生機構を通じて実施してまいりました、専門医資格及び指導医資格の取得支援や留学に要する費用の支援、また医師が企画する研修会の開催に要する経費の支援などを実施してまいります。さらに、②の即戦力医師の招聘に向けましては、首都圏など県外で活躍されている高知県に縁のある著名な医療関係者に委嘱しております、こうち医療RYOMA大使による高知県での勤務を希望する医師に関する情報収集及び働きかけや、聖マリアンナ医科大学、大阪医科大学などの県外大学との連携、それから希望に応じて県内医療機関の視察支援など、引き続き進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案の説明に戻らせていただきまして、お手元の右肩に②と振られております、当初予算の112ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、健康福祉費負担金は高知県高知市病院企業団との併任医師や研修医5名の人件費の一部に対して企業団から負担金として受け入れるものでございます。それ以外は、事業執行に伴う国庫補助金や基金の利子収入、基金繰入金など、後ほど御説明させていただきます歳出の特定財源となるものでございます。

続きまして、114ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出予算額は11億9,231万円で、平成27年度当初予算と比較しますと7,652万2,000円の減額となっております。減額の主な内訳は、へき地医療施設整備費補助金の減、これが約6,000万円。それから、地域医療再生事業費補助金の減が1,200万円というような形になっております。

続きまして、当ページ右の説明欄に基づきまして説明させていただきます。人件費は、

本課職員及び高知医療再生機構への派遣職員、高知医療センターとの併任医師、医療センターで初期臨床研修中の医師を含めました12名分の人件費でございます。

2の医師確保対策事業費は、先ほど御説明しました医師の人材確保・育成支援に関する予算で、先ほどの説明と重複いたしますので省かせていただき、少しわかりにくい点のみ補足説明させていただきます。

115ページの最上段、地域医療再生事業委託料と、その3つ下、地域医療再生事業費補助金とございます。いずれも、高知医療再生機構への事業に要するものでございまして、主に若手医師のキャリア形成に関するものを補助事業に、県外などからの医師の招聘に関するものを委託事業に振り分けております。ただ、家庭医療学講座等開設寄附金は、高知大学以外に聖マリアンナ医科大学、大阪医科大学など、協力連携強化に要するものでございます。

続きまして、115ページから116ページにございます、3へき地保健医療対策事業費でございますが、地域医療の維持・確保のためにへき地診療所及びへき地医療拠点病院の運営や設備整備への助成、関係市町村との連携による自治医科大学卒業医師等の研修支援、また、市町村が行う無医地区巡回診療などへの支援を引き続き行ってまいります。

その下の4、一番最後、116ページの一番下でございますが、4地域医療再生臨時特例基金積立金は、当該基金の運用益を積み立てるものでございます。

続きまして、次に、117ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。医師養成奨学貸付は、先ほど申しました奨学金に対する債務負担ということで就学期間に応じた貸付期間となっております。同じく、これまでに債務負担行為の承認をいただいておりますものは695ページにございますが、これはもう省略させていただきます。

続きまして、平成27年度補正予算につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。右肩に④と振られました補正予算の62ページをお願いいたします。まず歳入についてですが、後ほど歳出で御説明する諸事業の減額に伴い、それに係る国庫補助金が減額になるものでございます。

次に、歳出ですが、63ページをお願いいたします。まず1人件費につきましては、一般職給与費は、冒頭部長の総括説明で御説明したとおりでございます。次の一部事務組合派遣職員費負担金につきましては、今年度から医療センターの医師1名に県職員との併任とさせていただき、県における広域的なへき地医療支援の調整業務に従事していただいておりますが、それに係る人件費の負担金でございます。

次に、2医師確保対策事業費の専門医認定支援事業費補助金につきましては、一部の事業で国庫補助が不採択になったことによる不用でございます。医師養成奨学貸付金及び特定科目臨床研修奨励貸付金の減額は、申請が当初の見込みを下回ったためでございます。

その下、3へき地保健医療対策事業費のへき地医療施設整備費補助金につきましても、

一部の事業で国に採択されなかったことに伴う減額でございます。

64 ページは、国庫支出金精算返納金でございます。

4 地域医療再生臨時特例基金積立金につきましては、運用益の増や過年度事業における補助事業者からの仕入れ控除の返還等があったものを積み立てて戻すものでございます。

以上で、医師確保・育成支援課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎**依光委員長** ありがとうございます。

質疑を行います。

◎**桑名委員** 医師養成の奨学金の貸し付けですけども、大体、高知県から医学部へ行く人は年間どれぐらいいるのか。高知大学医学部であれば、この奨学金制度は説明もしやすいんでしょうけども、県外の医学部に行った人へのアプローチはどのようなふうになっているのか。

◎**家保副部長兼医師確保・育成支援課長** 正確には、医学部進学者の数は正直わかりません。ただ、各出身校には問い合わせて、大体の数としては例年 50 人から 60 人近辺かなと思っております。各学校には、県の奨学金制度についてはあらかじめいろいろところでお知らせをしておりますので、医学部に行ってる方にはそういう情報提供もしていただけますし、保護者の方からお問い合わせがあれば、そういう資料などをこちらからも送付はさせていただきます。平成 27 年度につきましては、5 名ほど県外から、全て高知県出身者ですけども、県外の大学の 1 年生・2 年生から来ておりますし、高知大学の地域枠の 25 名以外に 10 名の奨学金の枠を設けておりますので、希望される方にはその中で対応できるかなと思っております。

◎**桑名委員** ぜひ、県外へ行った学生たちにこの奨学金をうまく効率よく PR してもらって、これは大事なことだと思いますね。特に私立など行くとお金もかかりますし、この奨学金もありがたいと思いますので、そのところまた戦略を練ってやっていただければと思います。

◎**家保副部長兼医師確保・育成支援課長** 地域枠のように義務的に奨学金の貸与をしていただく方よりは、やはり何らかの経済的理由とかいろいろな理由で申請される方を支援するというのは非常に大事なことだと思ってますので、そういう点につきましては、面接も私のほうできちっとさせていただいて、趣旨とか後のフォローとかもいろいろなことでこうやってますというのは PR させて、ぜひ戻っていただけるようなアプローチはしたいと思っております。

◎**桑名委員** お願いいたします。

◎**西森委員** 医師確保に関しては、さまざまな奨学金等の対策で成果が出つつあるのかなと思いますが、その中で県内の中での偏在ですよね。やっぱりここを課題としても挙げて

おるわけですが、中山間地域の中核的な医療機関との専門研修プログラムなんかを組んで取り組みをしていくということですが、これは今までもやっていたわけですね。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 診療科によってかなり状況が変わってまいります。外科のように手術する場所が限られるところになりますと、現実的に新しいプログラムでも行き先は手術件数の多い指導医のいるところになりますので、そういうところでは指導医をいかにふやして各病院に行っていただくかと。去年いろいろ議論がありました幡多けんみん病院は今度から大丈夫になりましたけども、そういう形で指導医をふやしていくというのがあると思います。

それで一方、内科系などにつきましては、従来は腎臓内科とか循環器内科とか割と細分化してたのが、新しい専門医制度では内科という形で1つ大きくくりになりまして、3年間で内科の専門医をとっていただく形になります。その期間の中に、一定期間、郡部での診療をする機会を確保するという部分がありますので、そういうところに参加を希望する医療機関につきましては、大学のほうからアンケートをとっていただいて、参加するかどうかを聞いてプログラムに書く形にしておりますので、従来よりは内科とか、それから総合診療とかということについては行きやすくはなるかなと思います。

ただ、いずれにしましても、県内に残っていただかないと話になりませんので、まず3年目残っていただけるように、研修、専攻医としてキャリア形成が積める、例えば学会に出れるとか、いかにそういうサポートをしていくかが大事になってくると思います。

◎西森委員 そういう中で、県内の偏在もどう解消していくかということについて、期待していいという捉え方でいいですかね。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 平成28年、すぐどうなるかというのと、なかなかそこは非常に厳しい部分がありますけども、平成30年、平成31年あたりには、ある程度、中山間地域のほうにも出ていただけるかなと思います。新しい専門医制度は、今の予定ですと現在の研修医の1年目の方が対象になりますので、平成29年度開始になります。平成29年度は、各基幹病院での研修があつて、実際、平成30年ぐらいに関連の病院に出ていくことになりますので、そこまであと2年ほどは。平成29年度に基幹病院ですね。あと2年ほどはちょっと厳しいかなというのはあります。

◎西森委員 こういった形で、若手医師に中山間地域に行っていただいて、また帰ってきてもらうという中山間地域の医師不足対策というのは、やっぱりなかなかこういう形でしか難しいということでしょうかね。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 縁も地縁もないところに一定期間片道切符で行ってくださいと言ってもなかなか決断はできないと思いますので、やはりそういうローテーションの中でその地域がどういう地域なのか、どういう医療機関なのかということを知った上で選んでいただくような機会を設けていかないと、最初から郡部だけと言われます

と、早くキャリア形成をしたいということで都市部へ逃げていかれるパターンもありますので、当面の方法としては循環型でやるのが一番いいかなと。各病院とか地域の方々には、循環型で来ていただいた先生方が非常にその地域がよかったと、そこで診療を続けたいなと思っていただけるような環境づくりをやっぱり心がけていただかないと、なかなかぼんとは来ていただけないかなと思います。

◎西森委員 全然話が違うかもしれませんが、ドクターヘリじゃないけども、ヘリコプターで今医師を通勤をさせるみたいなの、そういったことの検討もしている部分もあるみたいなんですよ。それに関してはどんな。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 へき地の巡回診療の補助金の中に、ドクターの搬送というの平成28年度の予算からは含まれております。ただ、その対象となるのはほとんど無医地区的なところになりまして、現場に近いへき地診療をやっているドクターのほうからは、正直、沖の島など対象にならんかなという話はございましたが、沖の島も、今、半日の日もありますけども、週に4日ぐらい行っておりますので、なかなかそこまではちょっと行きづらいというのはございます。

◎西森委員 今後、検討もしていただければと思います。

あと、補正の関係で先ほどのへき地医療の施設整備費補助金ですかね。国の採択が受けられなかったんでという話やったんですけど、これもうちょっと詳しくお聞かせいただけますか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 へき地のほうの施設整備費の補助金は、病院から出る場合とへき地の診療所から出る場合がございます。国のほうが予算がかなり厳しいということで、病院から出る部分についてはここ何年間ほとんど通っておりません。診療所の部分についてはほぼ採択いただいているということで、支援病院の中で中山間地域にあって、実質、中山間地域の基幹的な病院については、補助をお願いしたいという要望はしておりますけども、いかんせんなかなか予算の関係と言われますと難しいところがございます。

◎浜田（英）委員 私は病院議会の議員でもないのですが、病院議会ではどんな議論がされるのかさっぱり見当がつかんですが、精神医療については、地域福祉部になるので、いつも医師確保のことについてはこの場で議論にならんのだけど、それを一番心配してるんです。実はもう100床余りの病床が遊んでるわけですよ。障害児のほうは何とか対応してありますが、障害者のほうがほとんど遊んでると。90床やったか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 もっと少なかった。

◎坂本（茂）委員 そこまでないない。そんなに。

◎浜田（英）委員 けど、予算を見てみると、ことしでも医療センターの精神医療への負担金が2億5,000万円来ちよってね。そういう遊んでるところに2億5,000万円ずっと出

てるのよ。おととしの決算なんかにしても2億6,000万円ぐらい出てる。これは早く何とかせないかん。家保副部長から、こうちRYOMA大使とか聖マリアンナ医科大学の協体制とかいうお話が出たんで、その部分でやっぱり精神科の医師の話は進んでいるのか。話が進んでの上の2億5,000万円の地域福祉部の予算なのか、そこをちょっと聞いてみたい。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 医療センターの成人部門の精神科のドクターの確保は地域福祉部からもよく私のほうに相談ということで、一緒に動くようにはしております。こうちRYOMA大使の中でも精神科の方々にも、一度どんなですかという御相談しに伺ったことはありますけども、1つは、総合病院の中の精神科、特に大人の部分はなかなかやってる人が少ないと。1人だけでは、やっぱり送りにくいという部分があって、もしフリーで動かれてる方でそういう人がおれば声はかけるよと言うけども、なかなかいないねということ。ですので、やはり基本は高知大学の精神科、森信教授のところとかに連携をとってやっていくかというところでございまして、そのあたりは精神保健は地域福祉部だから健康政策部のほうは構わないとかという話ではなく、連携して関係部門のところにはアプローチはしております。

◎浜田（英）委員 ここは課長も部長も頭が痛い課題やないかと思うんですけどもね。もし、聖マリアンナ医科大学とかこうちRYOMA大使で、この7月・8月に来てくれるようになったときに、やっぱり予算立てが全然なかったらいかんのということで2億5,000万円というお金を予算化しとるんだらうけれども、けど実際、おととしの決算調べても、何も無いのに2億5,000万円、6,000万円いってるわけよ。これについて、やっぱり重く受けとめないかん。それについて、課が違うからではなくて、うんと応援しちやってくださいね。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 それは十分認識しておりますので、井奥部長ともよくそういう部分では協議をさせていただきながら、できることは一緒にやっていって状況でございます。

◎浜田（英）委員 精神病床つくるのに多額の県費をつぎ込んでつくったわけですから、いつまでも遊ばすわけにはいかんですよ。よろしくをお願いします。

◎坂本（茂）委員 地域医療再生事業の委託料の関係で、いわゆる即効性のある医師確保対策の事業ということで、この事業で即効性のある医師確保がどれぐらい行われてるのか実績をちょっと教えてください。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 まずは、寄附講座関係も含めると、現在、平成27年度は、佐川町立高北国民健康保険病院に聖マリアンナ医科大学から内科系の医師が3カ月交代で来ていただいております。それから、あと大阪医科大学のほうから町立国保嶺北中央病院に2名、内科系の医師が4カ月交代のような形で来ていただいております。

それ以外に、高知医療再生機構で独自に採用をして、県外から戻って来られたドクターが適切な病院というんですか、志向が合う病院を選ぶまで高知医療再生機構が雇用をして、週何日か出ていただくという格好の人材派遣業のような部分をやってるところが、平成 27 年度には 2 人ぐらいいたと思います。また、平成 28 年度は今調整中ですので、そういう方が何人か出てくるかなと思います。なかなか系統立てて、来ていただいてよかったなという方はいらっしゃるんですけど、あき総合病院にも高知医療再生機構から派遣をして救急で頑張っていたいたドクターもいらっしゃるいましたが、御家族の関係で県外に行かれてしまいましたので、そのあたりは非常に難しいところがございます。受け皿としては、そういうふうにお試しでも何でも県外から高知市内のほうに来ていただけるような仕組みは持っていますので、情報があれば、適宜、高知医療再生機構の倉本理事長とも相談しながら対応していくという状況です。

◎依光委員長 よろしいですか。

質疑を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あした行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前 10 時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。お疲れさまでした。 (16 時 50 分閉会)